

平成25年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成25年12月10日（火）午前10時開会

（第1日目）

1. 開会宣告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成25年12月10日

至 平成25年12月20日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 7号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について

日程第 6 議案第65号 北アルプス広域連合規約の変更について

日程第 7 議案第66号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第67号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第68号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第5号）

日程第10 議案第69号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第70号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第71号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第72号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）

平成25年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成25年12月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

報告第7号（村長提出議案）説明、質疑

議案第65号から議案第72号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について

2. 議案第65号 北アルプス広域連合規約の変更について
3. 議案第66号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
4. 議案第67号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第68号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
6. 議案第69号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
7. 議案第70号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
8. 議案第71号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
9. 議案第72号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）

1. 開会宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（横田孝穂君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年9月、10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。内容につきましてはお手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、同じく監査委員から平成25年度定期監査の結果報告が提出されております。お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、北アルプス広域連合議会平成25年11月定例会が11月18日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりです。

お諮りいたします。この文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（横田孝穂君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第1番加藤亮輔議員、第2番津滝俊幸議員、第3番松本喜美人議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（横田孝穂君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成25年第4回白馬村議会定例会日程予定表の

とおり、本日から12月20日までの11日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月20日までの11日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長(横田孝穂君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成25年第4回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

気象庁の予報によりますと、今冬はアリューシャン低気圧が平年より日本寄りに位置して発達し、西高東低の冬型の気圧配置が強まる見込みであり、日本に寒気が流れ込みやすくなるとのことで、12月から来年2月の3カ月の平均気温は、北日本から西日本で平年並みか低く、日本海側の降雪量は平年並みか多いと見ているところであります。

本村では昨年より1週間早く、先月17日に戸隠神社へ雪乞い祈願に行ったご利益か、20日から22日にかけて降雪があり、22日には白馬五竜、八方尾根スキー場上部、23日には白馬47でオープンを迎えることができました。一日も早く降雪に恵まれ、大勢の皆様にお越しをいただき、活気あふれるシーズンとなりますよう願うところであります。

さて、平成26年4月1日から、地方消費税を含む消費税率が5%から8%に引き上げられることにより、地方消費税交付金は増額になる一方、基準財政収入額の増に伴う地方交付税は減額になりますし、物件費、維持補修費、普通建設事業費等も増額になることから、予算全般にわたり大きな影響が生じてくるものと思われまます。今後の税制改革・社会保障制度など国の動向に注視し、健全な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、今年度事業の進捗状況等について申し上げますと、観光課関係では、7月から10月までの4カ月間の観光客の入り込み数は104万2,000人で、対前年比でマイナス2%となりました。

これからウインターシーズンを迎えるに当たり、先月23日には、観光局及び白馬村索道事業者協議会合同によるスキー場開きとウインターシーズン情報のプレス発表を開催いたしました。また、今年は新たな企画として、村内観光事業者に向けてのウインター情報説明会を開催したところであります。

今シーズンは、白馬スキー伝来100年の節目からの新たな100年に向けての第一歩として、観光局では「お客様をいかにして宿泊に繋げ滞在をふやしていくか」をテーマに掲げて、宿泊増進策として「泊まろう・トゥモロー！見つけよう自慢の宿」と銘打ってのキャンペーンやインターネットによる各宿泊施設の自慢や魅力の発信、家族で楽しむ白馬の情報発信を図ってまいります。

イベント関係では、3年目を迎える白馬雪恋まつりを2月7日から15日にかけて、「きらめく雪とあふれる笑顔」をテーマに、村内スキー場でのイベントや白馬ジャンプ競技場でのスノーイルミネーションなどの企画を盛り込みながら、地域挙げてのイベントとして開催をしております。また、このイベントにあわせて雪像コンテストを実施しますので、村民の皆様にも奮ってご参加いただきたいと思いますところでもあります。

索道事業者においては、今シーズンから大町市の鹿島槍スキー場と爺が岳スキー場の2カ所が加わり、大町市・白馬村・小谷村の3市村にまたがる北アルプスエリア11カ所のスキー場が「HAKUBA VALLEY」の名のもとにリフトチケットのエリア拡大と、大町市と白馬村を結ぶシャトルバスが運行されることとなりました。

オリンピック記念館の今後の方針につきましては、先月22日の議会全員協議会でご説明したところではありますが、ジャンプ競技場スタートタワー内に展示する方針で計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課関係では、最初に白馬村デイサービスセンターについてですが、本年10月1日付で、指定管理者である白馬村社会福祉協議会が長野県から指定介護予防サービス事業者並びに指定居宅サービス事業者として指定を受け、10月7日には施設の開所式を開催し、同日よりデイサービスセンターとしての運用を始めたところでもあります。

施設のコンセプトは、利用者を初め家族から喜ばれる施設であること、明るくアットホームな家庭的な雰囲気であること等として定めているものでございます。

愛称は公募により募集をし、結果として長年なれ親しんだ名称を継承することの意見が多く、今後においても「岳の湯」の名称を利用し、「デイサービスセンター岳の湯」として、高齢者に対し誠意を持って思いやりのある介護提供をし、快適に過ごせる場所でありたいと考えております。

開所日以降の利用状況は、相談件数50件、うち契約数28件で、10月の利用者数は延べ64名、11月の利用者数は延べ112名となっており、開所間もないことから、この利用者数は、お試しの方を含んだ数値となっておりますが、利用者の声をお聞きをいたしますとサービスの回数をふやしたい、希望の曜日に利用したい、自宅での入浴が困難なので入浴を利用したいといったことから契約に結びついているケースが多い状況であり、施設の開所が多くの人に喜ばれていることは大変ありがたいことと思っております。

白馬村介護川柳大会につきましては、高齢期は今や誰もが迎えると言ってよい時代となり、また、高齢者になってからの人生も長く、その長い高齢期をどのように過ごすのかは、個人にとっても社会にとっても極めて大きな課題となっております。そこで、介護について多くの方に関心を持っていただくとともに、お互いを地域で支え合っていける一助になればと考え、今年度初めての取り組み、総数353句、43名の方から応募をいただき、白馬村文化祭において展示をし、

この表彰式を白馬村社会福祉大会とあわせて、先月24日に実施をいたしました。

白馬村民生児童委員の今回の一斉改選につきましては、民生委員・児童委員定数19名、主任児童委員定数2名の合計21名ということで厚生労働大臣からの委嘱決定を受け、今月2日の定例児童民生委員会において国及び村からの委嘱状を交付をさせていただきました。

民生児童員の皆様におかれましては、本村の地域における福祉の窓口として、住民と関係機関をつなぐ重要な役割を担っていただくことにより、福祉向上につながることを期待をしているところであります。

なお、地域からの委員推薦につきましては、各区長、関係役員及び議員の皆様からご苦勞をいただき、深く感謝を申し上げるところでございます。

次に、住民課関係では、大町市源汲を建設候補地として進めております一般廃棄物処理施設整備の進捗状況でございますが、今年度は生活環境影響調査、地質・土質調査及び測量、基本設計を行うこととして、既に建設予定地内で3カ所のボーリング調査が終了し、そのデータの分析と用地測量の実施をしているところでございます。また、来年1月には、冬季の上層気象観測にあわせ調査見学会を計画をしております。

今後は基本設計等を進めながら、施設の仕様をまとめ、公害防止の徹底はもちろんのこと、住民の皆様のアイデアをいただく中で、煙突や建物のデザイン等にも工夫を凝らし、地域のイメージを損なうことのないよう検討をまいります。

次に、国民健康保険事業の収支状況でございますが、平成24年度決算では、介護保険分が660万円、後期高齢者分が4,800万円の支出超過になっており、年々増加傾向にある中で何とか値上げをしないように取り組みをまいりましたが、介護保険分及び後期支援分の税率を引き上げせざるを得ない状況となってきております。

国保税率の改正に当たっては、医療費の動向や都道府県下の方針などを踏まえつつ、資産割の検討も含めて考えてまいりたいと思っております。

近い将来保険者が都道府県となることから、給付費準備基金を活用し、加入者負担をふやさない検討も必要になってこようかと思っております。

次に、税務課関係では、11月末現在の徴収実績は前年同月と比べ村税現年分が2.1%の増、滞納繰越分が0.5%の増、合計で2.6%の増という状況であります。

アベノミクス効果が大都市圏を中心に徐々にあらわれているようでありますが、本村においてはその兆しがなかなか見えてこないのが実感であり、長引く観光産業の低迷から徴収に苦慮している状況でございます。今後、徴収事業を進めるに当たり、新たな債権処理も必要と考えているところであります。

次に、農政課関係では、にわか米政策の大転換に関する記事が新聞紙上ににぎわせております。40年以上続いた減反・米の生産数量目標の配分を5年後には廃止、米の直接支払交付金の

削減・廃止、日本型直接支払制度の創設といった活字が躍り、10アール当たりの交付金額なども目にするものの、具体的に市町村がとるべき対応や農家に与える影響など全く見通すことができない状況であり、昨年の政権交代時から政策転換の予想はしていたとはいえ、余りにも短期間の議論での政治決着に、来年度予算編成を控え非常に困惑をしているところでございます。

奈良井地域整備事業につきましては、今年度予定していた農作業道整備は完了し、農地の造成に一部取りかかっており、9月議会定例会でもお答えをしたとおり、維持管理の軽減を念頭に具体的整備計画の最終の詰めをしているところでございます。

平川左岸で計画しています県営小水力発電施設建設事業は、先月4日に安全祈願祭及び起工式を行い、平成27年春の発電を目指し、導水管工事に着手をしているところでございます。

特産品開発事業につきましては、先月23日に多目的研修集会施設において「秋の味覚発表会」と銘打ち、地産地消推進に向けた取り組みの一環として、白馬産の新米の試食やみそ玉仕込みみそなど北アルプス山麓ブランド品を初めとした特産品の地元向けPRの場を設けたところ、参加者からはまずまずの評価をいただき、今後も特産品の開発とともに、白馬産農産物や加工品の地元への浸透を図ってまいりたいと思っております。

次に、建設課関係では、繰越事業となっている事業のうち、白馬大橋修繕工事は10月末に竣工し、村道3143号線楠川橋のかけかえ工事の下部工は、河川管理者である長野県の指示により渇水期である現在、年度内竣工を目指し施工中でございます。また、除雪用ロータリーは既に納品され、今シーズンから使用してまいります。

今年度予算の橋梁の長寿命化修繕計画に基づく村道2203号線やちはら橋及び村道3102号線赤沢1号橋の橋梁点検業務は先月に調査設計が完了し、今後国からの防災・安全交付金が経済対策として追加交付された場合は、来年度に着手している工事を前倒しして発注する計画でございます。

県道千国北城線梅池バイパス梅池パノラマ橋の開通式が先月16日に開催され、翌17日の午前7時から供用開始をされました。15年にも及ぶ工事ではありましたが、地域住民の安寧と通年観光といった観点からも大きな期待を寄せるものであります。

次に、スポーツ課関係では、ナショナルトレーニングセンターとして認定された白馬ジャンプ競技場及びクロスカントリー競技場の施設整備につきましては、今後も関係団体と協議しながら、メダルの獲得につながる施設となるよう県と協議の上、有利な方法で改修をしてまいりたいと思っております。さらには、これらの施設を、健康で活気のある村づくりに有効的に活用するとともに、対外的にもアピールをしてまいりたいと考えております。

次に、上下水道課関係では、9月議会定例会でお話をしました公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書（案）は、現在校正・修正作業中であり、来週の全員協議会においてご説明をいたしたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと思っております。なお、報告書は年

度内に完成させ、行政ホームページ、広報等で公表するとともに、住民への説明会も開催をしてまいります。

東部地区の農集排の公共下水道統合工事は、ほぼ全工区完成をしており、来年4月1日に切りかえをする予定であります。また、排水区域も地域の皆様に確認をしていただき、既に確定をしているところでもあります。

浄化センター長寿命化事業につきましては、平成26年度社会資本整備総合交付金が前年比2割減と言われているところであり、前倒しし予算化すべく、本年度通常分について県に追加交付要望をしているところでもあります。

総務課関係では、先月27日に事務事業評価委員会より平成25年度白馬村事務事業評価結果報告書が提出をされました。この報告書では、平成24年度の30事業の評価をし、評価結果は、「充実」が人・農地プランの作成、登山道の維持管理、山岳観光施設の維持補修、観光局、岳の湯の改修、ごみ集積場設置事業の6事業、「継続」が17事業、「縮小」が住宅等リフォーム補助、宅幼老所等補助、村道改良起債及び国庫補助事業の4事業、「見直し」が記念館管理事業とホームヘルパー2級資格取得者助成事業の2事業、事務事業評価にそぐわないため対象外とした事業が1事業となっております。

この評価結果につきましては、次年度の施策、予算等に反映をしてまいりたいと考えております。

本定例会に上程します案件は、報告1件、議案8件であります。

議案等につきましては、担当課長に説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

(「質問、緊急質問」の声あり)

議長(横田孝穂君) では、加藤議員、緊急質問の内容を。

第1番(加藤亮輔君) 今、村長のほうから挨拶文をいただきましたけれども、今までずっと挨拶文は議員に文書として配布していたはずなんだけれども、内容はこれは今後こういうやり方でやるんですか。それだけちょっとお聞きしたいんですけども。

議長(横田孝穂君) ただいまより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

議長(横田孝穂君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの加藤議員の緊急質問は、緊急質問の要件には当てはまらないので、引き続き議事を進行いたします。

これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき

3回まで、また、会議規則第54号第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第5 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告についてについての報告に入ります。

報告を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告についてご説明いたします。

損害賠償事件に係る損害賠償の請求について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

専決処分書をごらんをいただきたいと思います。

平成25年10月9日、白馬北小学校の敷地内において、強風により折れた柳の枝が宮田氏所有の車両フロント部分に落下しフロントガラスを破損させ、さらにボンネットをへこませてしまったものであります。当事者間において示談による和解の成立により損害賠償額を14万1,519円と定め、平成25年11月1日に専決処分をいたしました。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5 報告第7号は終了いたしました。

△日程第6 議案第65号 北アルプス広域連合規約の変更について

議長（横田孝穂君） これより議案の審議に入ります。

日程第6 議案第65号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 議案第65号 北アルプス広域連合規約の変更についてご説明いたします。

北アルプス広域連合規約を別紙のとおり変更したいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

別紙1をごらんください。

まず、規約第4条、第5条及び別表につきましては、障害者総合支援法第5条第10項に規定される共同生活介護ケアホームが同条第16項に規定される共同生活援助グループホームへの一元化されたことから、項の繰り上げによるものであります。

規約第14条につきましては、見出しとして「補助職員」を付し、職種の中で消防職員のみを規定していますが、他の広域連合規約のように「必要な職員」に改めるものであります。

この規約の施行は、平成26年4月からであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第66号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第7 議案第66号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 議案第66号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

先月末に、道の駅白馬に自動車用急速充電器の設置が完了することに伴い、充電器の使用料を1回500円と定めるものであります。なお、1回の充電時間は30分であります。

この条例の施行は、公布の日からであります。

説明は以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第7番篠崎久美子議員。

第7番（篠崎久美子君） 7番、篠崎久美子でございます。

ただいまの議案第66号につきまして質疑を行わせていただきます。

電気自動車のこの専用充電器の使用料について、1回当たり30分を限度とし500円ということで提案されておりますが、この金額的な算出の根拠をお伺いいたします。

また、急速充電器ということでございますので、防火の観点からもその管理は大事であると思います。確認ということにもなりますが、その設置者と今後の管理者、そしてそのまた電気料の負担者はどこになるのかをお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 使用料を1回500円とした算出根拠でありますけれども、1回30分充電するとおおむね電気料は400円から500円になることと、自動車ディーラー店舗での金額が500円から700円を参考にいたしまして、1回の使用料を500円と設定させていただきました。参考に申し上げますと、家庭用の深夜電力では、300円から350円になるそうであります。

それから、充電器の設置者及び管理者につきましては、予算に計上してありますとおりの村になります。村が管理者でありますので、当然、電気料も村が負担することになります。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 篠崎議員、よろしいですか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 電気自動車用の充電器でございますが、普通の場合、よく見られるのは、使用期間や普及期間などしてその普及に努めるといことがよく見られますけれども、白馬村においてはその試用期間及び普及期間などのご予定はあるのか、またあるとすればその期間の使用料等のお考えについてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 現在、規則を制定する中で、普及期間、4月1日に持っていくのか1カ月無料でその期間を普及期間にするのか、現在検討中であります。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 篠崎議員、よろしいですか。

第7番（篠崎久美子君） はい。

議長（横田孝穂君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第67号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第8 議案第67号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民課長。

住民課長（倉科宜秀君） 議案第67号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

この条例改正は、国税、地方税の延滞金の割合が現在の金利状況に合わせ引き下げる改正が行われ、来年1月1日より施行されます。また、村税についても本年3月に同様の改正が行われております。後期高齢者医療の保険料延滞金についても村税などの同額とすることが適当であるため、延滞金の割合を引き下げるものでございます。

次のページをお願いします。

改正する内容です。ここに書いてありますが、このおおむねの概要について説明をいたします。

現在、延滞金の割合については、1カ月以内の滞納の場合の割合は特例基準割合とし、それ以外については1カ月を超える滞納ということです。それについては14.6%というふうに規定をされております。

1カ月以内の滞納の場合についてですが、この特例基準割合というのを、今までは旧公定歩合

に4%と4%を加算した割合としているものを、新設される租税特別措置法第93条の2項の規定により告示された割合に1%を加算した割合に改めるということになります。これにより延滞金の割合が引き下がるということになります。それと1カ月を経過した滞納については、今まで14.6%という延滞金の割合であったものを7.3%に改正後の特例基準割合を加算した割合とするというのが主な改正点ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第68号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第5号）

議長（横田孝穂君） 日程第9 議案第68号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 議案第68号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億2,120万4,000円とするものであります。

8ページ、歳入明細をごらんください。

地方交付税の普通交付税が2,297万7,000円の増額、分担金及び負担金の道路改良事業地元負担金が工事費の減に伴い77万9,000円の減額、生活管理指導短期宿泊負担金が59万4,000円の増額、林道改良事業負担金が地元負担金の見直しにより238万9,000円の減額であります。

9ページをお願いします。

国庫補助金の増額の主なものは、児童手当交付金過年度精算分が108万8,000円、農業基盤整備促進事業補助金が1,562万円、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金が7,518万1,000円であり、次世代育成支援対策交付金418万2,000円は、県補助金への組み替えによる減額であります。

県補助金の増額の主なものは、地域福祉総合助成金375万円、安心子ども基金事業補助金376万1,000円、農地集積協力金49万2,000円、農業基盤整備促進事業補助金67万4,000円であります。

10ページ、福祉基金繰入金100万円の減額は、岳の湯改修事業費の減額によるものであります。

11ページ、繰越金は平成24年度決算による増額であります。

諸収入の増額の主なものは、村税延滞金400万円、損害保険料32万6,000円、介護給付金35万8,000円であります。

12ページ、村債は地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の増額及び各事業費の変更により1億2,177万5,000円の減額になっております。

次に、13ページ、歳出明細をごらんください。

各款にある一般職給料は、国の給与減額支給措置による総体的な給与水準差をもとに、2.4%の減額分で合計590万円、特別職給料は一般職と同様2.4%減額と下水道問題に関しての3カ月分の減給分であります。また、職員手当は職員の人事異動によるものであります。

総務費、総務管理費352万8,000円の減額の主なものは公用車燃料費、多目的集会施設等の灯油代94万1,000円、外国人向けガイドブック印刷費32万3,000円、高速情報通信ネットワークの共同化による負担金220万円であります。

14ページ、徴税費の増額の主なものは、申告事務臨時職員賃金54万7,000円、購買をするための土地の鑑定評価委託料200万円であります。

15ページ、村議会議員選挙費の408万円の減額は議員選挙が無投票になったことによるものであり、衆議院議員選挙費60万2,000円の減額は精算によるものであります。

17ページ、各種スキー大会負担金150万円の増額は、長野県スキー大会週間等の負担金であります。

社会福祉費133万9,000円の増額の主なものは、短期宿泊事業対象者2名分の老人福祉施設措置費212万8,000円、障害者総合支援法に伴うシステム改修及び心身障害児母子通園訓練施設利用援助費89万2,000円であります。

社会福祉施設事業75万円の減額は岳の湯改修工事費の差金であり、特定財源はその他事業債を減額し、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金と組み替えを行っております。

19ページ、児童福祉費360万3,000円の増額の主なものは、子ども・子育て支援新制度施行に向けてのシステム導入委託料350万円、冬季一時保育利用者の増加による臨時保育士賃金35万8,000円であります。

20ページ、保健衛生費の増額の主なものは、合併処理浄化槽設置数の増加による補助金が30万円、保健師が産休に入るため、代替臨時職員賃金が85万2,000円あります。

21ページ、農業費200万4,000円の増額の主なものは、経営転換が1件ふえ、分散錯圃解消面積が減ったことによる農地集積協力金49万2,000円、畦畔除去及び均平作業等による区画拡大対する農業基盤整備促進事業補助金39万円、台風による用水路の沈砂池土砂除去作業、取水口の改修50万円あります。

農地費の特定財源ですが、奈良井地籍の農業整備事業が補助対象になったことにより起債との

組み替えを行っております。

23ページ、林業費は9万6,000円の減額で、主な内容は公的森林整備事業委託料150万円の減額、有害鳥獣駆除対策実施隊出動回数の増加による70万6,000円の増額、新規狩猟者1名分の補助20万円の増額であります。

24ページ、観光費は215万3,000円の増額で、主なものは白馬駅前休憩所の運営費124万8,000円、観光地経営計画の策定に向けたアンケートの収集業務費60万4,000円、夢白馬ロマン市の公共下水道への接続工事費45万4,000円であります。

25ページ、道路橋梁費は1,226万円の減額で、主なものは落倉水芭蕉通り、森上新田線、八方口歩道用地費の確定と内山線路肩補修工事費であります。増額は、村道道路敷の未登記による調査測量、登記書面作成委託料83万3,000円と白馬駅東側村道1044号線の用地代93万9,000円であります。

26ページ、河川費105万円の増額は、松川公園の桜植えかえ工事費であります。

消防費は152万5,000円の増額で、主なものはポンプ操法訓練、台風大雨による警戒回数増に伴う出動賃金及び積載車のタイヤ及びポンプ車、小型ポンプの修繕であります。

教育総務費75万2,000円の増額は、共同調理場空調設備の清掃及びファンベルト等の修繕であります。

北小学校管理事業の修繕費40万5,000円の増額は、PCハードディスクデータの復旧とFFストーブの修繕であります。

中学校教育振興事業の使用料は、事業管理に伴う減額であります。

28ページ、保健体育費は145万7,000円の増額で、主なものは北部グラウンド内用地購入に伴う測量費25万円及び用地購入費92万4,000円であります。

現年発生林道施設災害復旧事業は、林道黒菱線の災害復旧に伴う設計委託料の査定結果による減額であります。

次に5ページ、第2表地方債補正をごらんをいただきたいと思っております。

地方債補正の追加は、奈良井地籍の農道整備事業で、限度額1,120万円、利率3.5%以内で借入れをするものであります。変更につきましては、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の交付による起債限度額の減額と事業費の変更によるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第69号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(第1号)

議長（横田孝穂君） 日程第10 議案第69号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民課長。

住民課長（倉科宜秀君） 議案第69号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

この補正については、国保税を滞納している方がお亡くなりになりましたが、相続人が相続放棄を行ったため、相続財産管理人の選任を裁判所へ申し立てを行い、差し押さえた財産を処分することに必要となる経費を追加するものです。

第1条をごらんください。

歳入歳出予算の総額に102万1,000円を追加し、その総額を12億5,240万6,000円とするものです。

補正内容の説明をしますので、5ページをお願いします。

歳入明細です。1目一般被保険者延滞金が102万1,000円の追加でございます。

次のページをお願いします。

歳出の明細です。1目賦課徴税費の追加ということでございます。内容については、裁判所予納金として100万円を、これについては1件分でございます。顧問弁護士委託料2万1,000円を追加するというものです。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 8番、太田修でございます。

ただいまの補正予算の第1号でございますが、5ページの収入明細、9款1項1目の一般被保険者延滞金の102万1,000円の件数について。また、6ページ、支出明細になりますが、1款2項1目の賦課徴税費の説明欄の中で12025の裁判所予納金の100万円、そしてまた、13061の顧問弁護士の委託料2万1,000円が計上されておりますが、この計算根拠についてお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。倉科住民課長。

住民課長（倉科宜秀君） 歳入の一般被保険者延滞金の追加につきましては、4月から11月末までに、予算額35万円に対して421万8,260円が収入済となっております。そのうち、裁判所予納金等の財源として102万1,000円を追加するというものでございます。したがって102万1,000円に対する件数をというものはございません。

なお、421万8,260円に対する総件数については1,038件となっております。

次に、歳出の裁判所予納金の額については、事件に応じて裁判所のほうで決定をいたします。今回の算出根拠については、過去の事例を参考に100万円ということで計上したものでございます。顧問弁護士の委託料、これについては弁護士への相談料ということで、弁護士から伺いました1回1万5000円という金額で2回分の相談を行うということで計上してございます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 太田議員よろしいですか。

第8番（太田 修君） はい。

議長（横田孝穂君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第70号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（横田孝穂君） 日程第11 議案第70号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 議案第70号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,878万円とするものでございます。

これにつきましては、受益者負担金調査や事務改善報告書作成にかかわる職員の時間外勤務手当の増額と、浄化センターの汚泥脱水機を修理をした大型のものに切りかえたために電気料金が不足したものでございます。

5ページの歳入明細をごらんください。

5款繰越金、前年度繰越金が80万円の増額でございます。

6ページの歳出明細をごらんください。

1款下水道費1項総務費1目一般管理費の職員手当を50万円の増額。2目施設管理費は光熱水費の電気料金不足分を30万円増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第71号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（横田孝穂君） 日程第12 議案第71号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 議案第71号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,482万2,000円とするものでございます。

これにつきましては、東部処理場の公共下水道統合工事に伴いまして仮設の大型曝気装置を使用していることにより電気料金が不足をしたものでございます。

5ページの歳入明細をごらんください。

1款使用料及び手数料、使用料過年分が確定したために1万3,000円の減額、3款繰越金、前年度繰越金が31万3,000円の増額でございます。

6ページの歳出明細をごらんください。

1款農業集落排水事業費2目施設維持管理費の光熱水費で電気料金不足分を30万円増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第72号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）

議長（横田孝穂君） 日程第13 議案第72号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 議案第72号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

これは、会計基準見直し作業等により不足をする資本的支出の職員時間外手当と収益的支出の手当とを組み替えるものと、加えて落倉送水ポンプと楠川水源ポンプの使用量増加により電気料金が不足をしたものでございます。

1ページごらんください。

収益的支出については、1款水道事業費用1項営業費用2目排水及び給水費の動力費が65万円の増額、4目総務費の手当が30万円の増額でございます。

2ページをごらんください。

資本的支出ですが、1款資本的支出1項建設改良費1目配水設備工事費の手当が30万円の減額でございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号から議案第72号までは、お手元に配付いたしました平成25年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号から議案第72号までは、常任委員会等付託書のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。あす12月11日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、あす12月11日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでございました。

散会 午前11時15分

平成25年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成25年12月11日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

平成25年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成25年12月11日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告された方は9名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 6番、太田伸子でございます。

12月定例会におきまして、外国人対策について、スノーハーブについて、健康長寿についての3点について伺います。

まず初めに、外国人対策について伺います。

白馬村に外国から大勢の方がお見えになっています。また、白馬を気に入ってくださり、白馬に住んでおられる方も多くなりました。そこで、村内の外国人登録者数をお伺いいたします。

また、村内で営業している外国人経営者の把握はどのようにされているのでしょうか。外国人登録をした場合、村税が発生すると思いますが、村税を納めている外国人の数と納税額をお聞きいたします。

また、外国人で行政区に加入している割合を把握されているか、お伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田伸子議員から外国人対策について4項目にわたってお尋ねをいただいております。順次お答えをさせていただきます。

最初に、外国人対策についてのご質問の村内の外国人登録者の数についてのお尋ねでありますけれども、村内の外国人登録者数は平成25年3月末現在219名でございます。

次に、営業している外国人経営者数は、ことし2月から3月にかけて各地区の旅館業組合と観光協会等にご協力をいただき、外国人が経営している施設情報を把握をいたしました。その結果、外国人が経営している施設は53施設ございました。この冬のシーズン和田野地区で外国資本のホテルがオープンするという情報もありますので、村としては定期的に情報を把握していく必要があると感じているところであります。各地区の旅館業組合や観光協会を初め、県にも情報提供をお願いをし、把握に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、村税を納めている外国人の数と納税額はとのご質問でありますけれども、村税を納めている外国人の数は平成25年度課税で257人であり、この人数は各税を積み上げていますので延べ人数となっているところであります。また、国保税では79世帯ございました。納税額自体については差し控えをさせていただきますが、率で申し上げますと、国保税を含む村税全体の調定額に対する外国人が納税する調定額の割合は1.2%であり、外国人が納税する調定額に対する徴収率は11月末現在87.8%となっております。

次に、外国人で行政区に加入している割合とのご質問でございますが、村としては数値は把握をしておりませんので、よろしくお願いをいたします。

外国人対策については以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 白馬村では、外国人生活ガイドブックというものが白馬村での生活や事業を行うための情報を提供されています。拝見しましたが、大変細かく丁寧につくられています。

このガイドブックによると、まず暮らすためには住民登録をしなければいけない、これは住民課へ行ってください、ここで行政区の加入が勧められております。次に税金の手続きは税務課へ、上下水道の加入は上下水道課、また、ごみの仕分け、出し方などなどいろいろな情報が記されております。そして英語で記されておりますので、外国人の方もごらんになればよくわかるのではないかと、英語はちょっとわかりませんが、そういうふうに思いました。

しかし、外国の方が役場にお越しになった場合に、じゃ住民課へ行ってください、税務課へ行ってください、総務課へ行ってください、いろいろな課に回らなければいけない。これは個人的にも日本人の人がこちらへお見えになっても大変な労力というか、いろいろ聞いて回らなければいけない。外人の方だけではないのですが、まず外人の方の窓口が一本化できるような案内というのは難しいことなんでしょうか。

また、今もありますけれども、役場の入ったところの入り口に総合窓口というところがありますが、現在機能しているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

足りない分については担当のほうからもお答えをさせますけれども、最初のご指摘の外国人が

庁舎へお見えになったときに、それぞれの課を回らなければいけないような状況は好ましくないではないかというご意見のようにお聞きをいたしました。

私は常日ごろ感じていることは、外人のみならず日本人の方々も、現状でいきますとワンストップで全てが解決できるような配置が一番望ましいわけでありますけれども、もう既に建ててから何十年もたつ建物でありますので、今の時代に合ったワンストップ方式を取り入れたいという気持ちは十分ありますけれども、その間取りのぐあいであまりうまくいかないというのが現状でございます。

そうした中で、極力外人の皆さん方がなかなか意思の疎通がうまくいかないところから、できる限り1カ所でできるようにということで、窓口にいる職員、そして担当課の職員、英語を話せる職員をそれなりに配置をしておりますので、何とかそうしたサービスで十分な意思疎通が、そして正しい手続きができるように気を使いながら取り組みをしているところであります。私も時折見ておりますけれども、一昨日なんか外国人の方が一時的に大勢お見えになっておりましたけれども、そのお客さん対応がまあまあ順調に済んでいたのかなと、こんな思いもしているところでございます。

今おっしゃられた英語の表記等も、必要に応じながら今後はやっていく必要があるかなと、こんなふうに思っておりますし、特にことは海外からのお客さんも多いというふうに聞いておりますので、窓口業務はスムーズにいくようまた職員等に徹底はしてまいりたいと思いますので、よろしくお聞きをいたします。

議長（横田孝穂君） 村長のほうから総合窓口の件の答弁が漏れておりますので、お聞きいたします。太田議員、よろしいですか。

答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 総合窓口の件ですけれども、総合窓口というのは入ったところなので、まず白馬村役場の顔というべきところであり、なるべくここにことされていて感じのいいところになればいいなというふうに考えております。

次にお聞きいたしますが、外国人経営者の方で冬のみ営業され、冬にこちらへ営業されている方もあると思うんですけれども、白馬村は森林とかいろいろあつたりして、ほかのシーズンの建物周辺の落ち葉とかそういう建物の管理なんですけれども、それは管理については指導というのはどのようにされているのでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。担当課長、答弁をお願いいたします。副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 期間を限って経営されている施設について、不在時期の管理はどうしているのかというご質問だと思うんですけれども、特に具体的な事案についてはお聞きをしておりますけれども、これからそういった数多くの外国人の方の経営する施設、通年でない期間を区切ってする施設がふえてくるだろうと思っておりますので、そういったことにつきましては常に情報

を集めながら適切な指導をしていきたいと思ひますし、何らかの形で管理ができるような、管理人を置くような指導も含めて検討してまいりたいと思ひます。特に生活環境に及ぶ部分につきましては、また住民課を中心に対策を講じてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 昨シーズンなどで外国人観光客が遊びに来られているのですけれども、花火とか駐車場での騒ぎの問題が多く発生したと思うんですけれども、今シーズンも外国のお客様が多くお見えになるというふうに聞いておりますが、シーズンを迎えるに当たってその辺の対策というのはとられているのでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 外国人のお客様が大勢見られるんですけども、その対策は講じているのかということですが、実は昨年、外国人共生連絡会議というのを開催させていただきました。昨年さまざまな事案が生じまして、村民の皆様不安を覚えさせるようなことも確かに発生しておりますので、それを踏まえてことしは11月28日に関係地区の区長さん、あるいは観光協会、それから警察の方、消防署の方々に集まってお話をして対策を講じたところであります。

先ほどの話にありましたように、外国人の生活者に対してのパンフレットの関係、それから旅行者に対しての白馬ルールの説明などをその会議で申し上げ、理解をいただいたところであります。とりわけバックカントリーの関係についての事故等の心配も懸念されるわけですが、そういった話も出ましたし、今議員さんご指摘にありました花火等につきましても話の中で出ました。とりわけある地区につきましては、花火を売っているお店をお願いをして注意を促す、あるいはロケット花火というようなものはなるべく売らないようにというような指導をしてきているというような話がありまして、それを受けて村でもそういった花火を取り扱っている業者さんに協力を要請する、あるいはチラシを持って、買った人にルールを守ってくださいねというような指導をするということでその会議では確認をしておりますので、こういった取り組みについて強めてまいりたいと思ひます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 白馬村にお見えになるお客様は、外国の方だけではなく、もちろん日本人のお客様も多いですので、お互いに遊びに来て白馬によい印象を持っていただけるような観光地づくりにしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次に、スノーハープについてお伺ひいたします。

スノーハープの改修が行われておりますが、改修の進捗状況及び水はけが心配されたメイン会

場での状態についてお伺いいたします。

2番目に、全員協議会でもご説明をいただいております山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくり構想、仮称ですが、大町市、白馬村、小谷村が候補地に挙がっているとお聞きいたしております。もし補助金などが出るようでしたら、活用してローラースキーコースやランニングコースの整備を行い、滞在型のお客様にも利用できるようにすべきと考えますが、村長のお考えを伺います。

3番目に、ナショナルトレーニングセンターに認定されたスノーハープをいかに有効利用するためにどのようなお考えかを伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） スノーハープについて、3項目にわたってご質問をいただいております。

まず最初の、スノーハープの改修の進捗状況と水はけが心配されたメイン会場の状態はどうかとのご質問でありますけれども、本年度の改修工事は、昨年度の芝生グラウンドの現状調査報告に基づき、メイン会場芝生グラウンドの排水不良対策を中心に改修を行ってまいりました。

改修工事は、メイン会場の排水対策として東西に幅4センチ、深さ20センチの溝を掘り、そこに軽石と上層には砂を入れ、3メートルピッチで7,500メートル施工をいたしました。工事の進捗に伴い下流の排水管より排水されるようになり、一部土質が悪く保水するところもありますけれども、おおむね当初計画どおりの排水不良が解消されたものと思われるところであります。

また、東側のり面からの地下水流入防止対策として、下段のり面をニューギャビオンというかご枠工法で土どめを行い、排水路は管理しやすいコンクリート製に改修をいたしました。そのため、排水路は別ルートにより水が流れ出さないよう調整を図っております。

次に、補助金を活用し、ローラースキーやランニングコースの整備を行い、滞在型の観光客にも利用できるようにすべきとのご質問でありますけれども、長野県では平成25年度を初年度とした長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）の中で、山岳や高原、美しい景観、独自の伝統、文化に囲まれた暮らしなど、長野県の強みを生かし、世界水準の山岳高原観光地を形成することを目標の一つに掲げ、滞在型の観光地づくりに取り組んでいくこととしているところであります。

本事業は、この目標を達成するために誰がいつ何をすべきかを明らかにし、今後の観光地づくりを進めるために基礎資料を整備することを目的として実施しているものでございます。この事業は全6回の研究会によって検討を行うもので、現在は第4回の研究会が終了しており、白馬村は大町市、小谷村との連携を条件に重点支援地域として推薦を受けているところでございます。第5回は今月19日に3市村の現地視察及び意見交換会等の戦略検討が行われ、最終回の第6回で、長野県が山岳高原を生かして世界水準の滞在型観光地を形成するための構想として取りまと

めをすることとなっております。

ご質問の補助事業につきましては、先月22日の全員協議会でご説明をしたとおり、現在県から詳細な補助要件が示されていないために具体的な検討に至ってはおりませんが、この事業の趣旨である滞在型観光地の形成に向けて、ご提案のスノーハープ改修も含めながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ナショナルトレセンに認定されたスノーハープをいかに充実させ、有効的な活用をするためにはどのようにお考えかのご質問であります。そもそもナショナルトレーニングセンター構想は国が行う事業の委託を受けてメダリストを育てることが目標でございます。選手育成やトレーニングは競技団体がいきなり、これらと連携を図りながら施設整備をするのが県と村の役割と考えております。

現在、スキー複合競技は本村出身の渡部暁斗、善斗選手が順調に調整をしており、ワールドカップにおいても活躍をしているところでございます。来年の2月に行われるソチオリンピックにおいてのメダル獲得が大いに期待をされているところでございます。選手たちがいかにリラックスしてトレーニングに励み、力を発揮できるような環境と体力調整等を目的として、国内の合宿等も本村において実施されているところであります。ナショナルチーム、ジュニアチームはもちろん長野県スキー連盟指定選手もトレーニングを行っているこの施設を使うことにより、次期のオリンピックピョンチャン大会にまで期待が膨らんでいるところであります。地元の選手も同じ場所でトレーニングをすることで、より上を目指すことも可能になると確信をしているところでございます。

施設内の器具については、文部科学省所有となるため村民が自由に使用できるというわけにはまいりませんが、施設管理規定に基づきトレーニングに利用できる方策を研究してまいりたいと考えております。

重ねての答えになりますけれども、事業の全体要素がまだ明確にわからないこと、そして、予算づけもまだ決定していないことから正確なお話は申し上げられませんが、今申し上げましたように指定をされたあの施設を有効に利用しながら、選手育成に役立つよう取り組みを進めていくべきだと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 連日のようにスキー複合で渡部暁斗選手、善斗選手の活躍が報道されております。やはり村出身の身近な選手がこうした世界で活躍していることを聞くと大変うれしくなり気分も明るくなってまいります。スノーハープはオリンピック開催の産物でもあり、村の財産でもあります。

そこで、冬の国体が野沢で行われて以来数年がたちますが、白馬でも国体を誘致することはスノーハープの有効利用のみならず白馬の活性化にもなり、選手を目指す子どもたちにも選手育成

にもなると思います。白馬はアルペン、クロスカントリー、ジャンプなど全ての競技ができる施設を持っております。国体を全村挙げて行うことは全国から競技者、関係者がお越しいただけ、冬の誘客にもつながります。ここ3年はよその県で開催が決定しているようですので、まだまだ施設の改修にも時間がありますし、国体の誘致についての村長のお考えを伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

今、太田議員からは国体の開催誘致をしたらどうかというお話でありますけれども、もう既にここ3年は決まっているというふうにお聞きをいたしておりますが、私どものところへまだ正式に開催の要請は来ておりませんし、また、本来ですと要請が来るというよりも地元として手を挙げていくことが必要になってこようと、こんなふうに思っております。

施設としては十分整っておりますので、負担の額についてはそう心配したことはないかと思いますが、いずれにしても上部機関がどういう考えで候補地を選定していくのかわからない中でも今この白馬村がスキーで発展をしてきたことを考えますと、そしてまたさらにスキー人口をふやすためにも、こうした大会を通じながらスキーの楽しさ等をもう一度国民に理解をしていただくということも大変大事なことであろうと考えると、やはりこの国体開催も決して無駄になるものではないと、このように思っておりますけれども、正式にそうした要請というか、時期が来れば、またスキークラブの皆さん、関係団体の皆さん等ともご相談をさせていただきながらその対策は講じていきたい、このように思っているところであります。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） まだ正式な開催要請が来ていないというところで、白馬のほうとしてもぜひぜひというわけにもいかないと思いますが、もし要請が来た場合、機を逃さずにそちらのほうでも誘致できるようにぜひ前向きなご検討をお願いしたいと思います。

白馬の夏の観光を考えると、高原を生かしたスポーツ合宿の誘致も有効であると思います。現在サッカーなどで頑張っておられるお宿の方たちもいらっしゃいます。7年後には東京オリンピックが開催されることも決定されました。先日の新聞でも、長野県は東京から近いので、長野県でオリンピックの合宿を誘致するための方向で検討を始めているという報道もありました。スノーハープの整備を基準として長期のビジョン、7年後ですので長期のビジョンを立てて、どこかの国の合宿などを誘致するくらいの構想は村長にはお考えがありますか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） スポーツ合宿の誘致を推進するために長野県でもスポーツ合宿誘致連絡協議会を開催をして、スポーツ合宿へ向けての取り組み等いろいろ協議をしているところでございます。

東日本大震災があった折に東北へ合宿に行っていた社会人、あるいは大学の皆さん方から白馬村で合宿をしたいけれどもということでオファーが何校かからいただきました。そして、そういった方々から白馬の現状の施設を見ていただいたところ、そのおいでになった方々が求めている施設は、とても白馬村の現在の施設ではその皆さんの期待に応えられるものではないということを確認に言われました。大変ショックを受けると同時に、やはりそれなりきの整備をした施設がないと本格的なスポーツ合宿をする方たちをお呼びするには難しいところがあるかなと、こんなふうに思ったところでありますし、一方では、この夏季合宿は期間限定の合宿となります。

したがって、一時的には大変大勢の人とかち合うことがあるわけでありましてけれども、通年を通して見た場合にはなかなか利用効率も好ましくないということも一方では出てまいりますが、全く新しい施設を整えるということは今の現状の中では大変厳しいと、このように思っておりますけれども、今ある施設を整備をしながらスポーツ合宿に対応できるような施設にしていくということはこれからも必要なことと考えておりますので、そういった面では時間をかけながら整備をしていく必要性を感じているところでありますので、ぜひそういうことでご理解をいただければと思いますし、また、現にスポーツ合宿誘致連絡協議会というような組織もできて検討しておりますので、そうした検討に合致できるような施設整備に向けては努力をしていかなければいけないと、このようには思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 前向きな検討で、白馬というところはまず東京都市圏からも1時間で、新幹線を使えば2時間余りでこちらにも来られる近いところになりましたし、高原を生かしたトレーニングもできる場所でもあります。また、この山岳景観を生かしながらぜひ今ある施設にも手を入れていただき、しっかりとした施設をつくって誘致できるような環境をつくっていただきたいと思っております。

今村長の前向きなお考えを伺いました、誘致にしても何にしても。ところが残念ながら村長の任期は迫ってきております。このお考えをまだまだ遂行していく意欲を前向きに受けとめてよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 思わぬご質問をいただきましたけれども、まだまだ半年を超す任期が残っております。任期の間にできることは精いっぱい務めてまいろうと思っております。現時点でその後についてどうこうというようなことは今のところ考えておらず、精いっぱい務めることを今後進めていきたいと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 先のことはほかの同僚議員のほうで質問が出ておりますので、また村長のお考えを伺いたいと思っております。

次に、健康長寿について伺います。

ことしの発表で長野県が全国男女平均寿命第1位でありました。北安曇の近くの松川村が男性では全国1位であります。そこで、白馬村の平均寿命は何歳でしょうか。また、全国順位はどのぐらいなのでしょう。

2番目に、村内における高齢者の方の労働年齢は何歳ぐらいでしょうか。

3番目に、高齢者だけでなく村民が健康に働ける、体が動かせるというようなケアのできる場の提供のお考えを伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から健康長寿について、3項目にわたってお尋ねをいただいております。

健康長寿について、最初に、白馬村男女の平均寿命と全国順位についてのご質問でありますけれども、厚生労働省がことし7月に公表いたしました平成22年市区町村別の生命表における市町村別に見た平均寿命によりますと、白馬村の男性の平均寿命は80.9歳、女性の平均寿命は87.2歳という結果であります。この公表において松川村が全国1位となったことは太田議員もご存じのことと思います。

全国市区町村1,898の順位については、上位下位50位の公表はあるものの、残念ながらこれ以外の順位については厚生労働省では公表しない方針となっているところであります。ただ、公表されている市区町村の数値に基づいて並びかえてみますと、同数値が多いので正確ではありませんけれども男性が120位ほど、女性が250位ほどではないかと推測をしております。

次に、村内における高齢者の方の労働年齢についてのご質問であります。労働年齢という定義ではありませんが、平成22年度の国勢調査における高齢者就業人口によりますと、高齢者数は2,163人のうち就業者数が696人で、高齢者就業率は32.2%でございます。この数値は県内市町村では20位となっているところでございます。

参考までに、健康とは逆に同時期における介護保険制度による65歳以上の介護認定数ですが、要支援が74人、要介護が275人となっております。

次に、高齢者だけでなく村民が健康に働ける体が動かせるためのケアの場の提供のお考えはとのご質問でありますけれども、健康増進や体力向上のために身体活動量をふやし運動を実施することは、個人の抱えるさまざまな健康課題の改善につながるものと思っております。特に高齢者は、主要な生活習慣病予防とともに運動器の機能低下が原因で日常生活を営むのに困難を来すような歩行機能の低下、あるいはその危険があることを示すロコモティブシンドロームにも日常生活の営みが困らないようにするために身体活動、運動が重要でございます。

村民の皆様の健康づくりについては、健康増進計画の健やか白馬21に基づき保健予防、介護予防分野を中心に健康づくり事業を展開をしているところでございます。

また、体を動かす場の提供については、白馬総合型スポーツクラブや体育協会、生涯学習などにおいて機会を提供しておりますので、村民の皆様から積極的にご参加をいただければと思っております。

村民の皆様が健康的な生活を送っていただくためには、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じての食、運動、休養などといった生活習慣の改善へ取り組むと同時に、社会環境の改善への取り組みが必要となってまいります。現在、健康づくり推進協議会において第2期の白馬村健康増進計画を策定中であり、スポーツ分野においてもスポーツ基本法に基づくスポーツ推進計画の策定を予定しているところであります。これらの計画は、基本法が違うものの密接に関連をしていることから、健康づくり推進協議会委員からもリンクするよう求められており、健康づくり関係が先行することとなりますが、健康増進計画が策定された後にはこれをもとに取り組みを進めることとなってまいります。

また、計画推進に向けては、行政だけではなく保育園、幼稚園、小・中学校、また医療機関や保健所、NPO法人、地区住民組織とも連携を持ちながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

以上で、答弁を終わりとさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 高齢者の方々、先ほど村長もおっしゃいましたが、やはり生活習慣を改めるとか、指導とか、それからまた歩行困難になったりとかということで、デイサービスとかでいろいろご指導いただいたり面倒を見ていただいたりして、高齢者の方に手厚くされております。

私ごとですが、ことしの8月に2人の母を亡くしました。実家の母は病院で酸素吸入をつけ、全身にむくみがあり何カ月も病院で苦しんでおりました。その母を見舞うために、前日の夜玄関で白馬の母に見送ってもらいました。その元気だった母が次の日に心筋梗塞で亡くなりました。病院にいた母も1週間後には亡くなったのですが、余りにも亡くなり方が対照的でありました。亡くなるその日まで94歳で普通の食事をとれ、お昼を食べなくなったということは、亡くなり方は急ではありましたが、亡くなった白馬の母は幸せであったのではないかなというふうに思っております。

このように高齢でありましたが、もちろんデイサービスとかいろいろお世話にはなっておりますが、健康で自分で体を動かせ、健康で長寿でいられたというところに、私は白馬村のこのいろいろな健康づくり推進計画など考えていただいているところのおかげもあったのではないかなというふうに思いました。

そこで今回もこの質問をさせていただいたんですけれども、今、体の動かせる皆さんはマレットゴルフとかいろいろ楽しまれておりますが、もう少し弱っているというか、もう少し動けなくなった方々が、先ほどスノーハープのランニングコースとかと言いましたが、そういうところを

利用して歩いたり、そういうお年寄りのための練習メニューのカルテをつくってあげるとか、そういうふうなトレーナーみたいな方を置いたケアの場というもののお考えというのは村長にはないでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ただいま貴重なご意見をいただきましたけれども、トレーナー等の果たす役割は非常に大きいと思っておりますが、トレーナーを考えると同時にやはり本来の総合型スポーツのあり方、あるいはスノーハープで専門的なトレーニングをするに当たってのトレーナー等、それぞれ分野もあろうかと思っておりますので、やはりやる以上は計画をきちんと立てることから始めていくことが大事だと、こんなふうに思っております。そうした計画に基づいた本当の充実した対策がとれるようになれば、そうした専門的なトレーナーをその場所に置くというようなことはいずれ考えていかなければいけないことになるのではないかなと、こんなふうには思っておりますが、まだ今の段階ではその下地をつくることのほうが優先させるべきだというふうに思っております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 下地づくりというところで、高齢者だけでなく一般の人間もそうなのですが、自分の家で閉じこもっているだけではなくて外へ出ている人々と会うというだけでも気分的にも健康になると思います。お年寄りは冬の間はやはり家の中に入っているということが多く、また、春になれば畑や田んぼなど外へ出るというところでまた元気になるというふうにもお聞きしております。

ぜひ健康長寿でいられるため、健康づくり増進計画や高齢者に合った、ゆっくりでも体を動かすスポーツ推進計画をぜひ前向きに検討いただくようお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 太田議員、質問はありますか。

第6番（太田伸子君） はい。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時55分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番北澤禎二郎議員の一般質問を許します。第11番北澤禎二郎議員。

第11番（北澤禎二郎君） 第11番、北澤禎二郎です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

今回の定例会は9名の一般質問が予定されております。私が2番目となりましたので、よろしくお願いたします。

既に通告してありますので回答も用意されていると思いますが、平行線とならないように簡潔な答弁を期待しておりますので、よろしくお願いたします。

私からは、次の3点について伺います。

1つ目、重要伝統的建造物群の保存地区の今後について、それから2番目、体育施設整備について、3番目、景観指導基準について、以上3点についてお伺いたします。

まず最初ですが、重要伝統的建造物群保存地区青鬼の今後についてであります。

青鬼地区を保存しようと計画を始めたとき、次のことを考えたのだと思います。最初に計画したときにアドバイスを受けました長岡造形大学の宮澤教授のテキストに書いてありますのをちょっと引用させていただきましたので、お願いたします。

1番目に、過疎を逆手にとって遺産を新しい遺産とした発信基地でありたい。それから2番目に、新しい生き方を見出す中で発想の転換を図りたい。それから3番目に、何を残しそれをどんな方法で残すかを、何を保存しどう活用していくかに置きかえて計画をしていきたい。このような考え方の中で整備を進め、計画は6割から7割の進捗状況となっていると思われま。

平成10年に施行の保存条例の中でも、どう保存するかはうたっておりますが、後にどのように活用していくかには触れておりません。訪れたお客様とのトラブルが絶えませんし、苦情が役場のほうまで多数届けられています。

そこで、次の点について伺います。

青鬼地区の将来についてどのようなシミュレーションを考えているのか。

2番目に、高齢化、過疎化が進んでいる地元の人たちをどのように理解していただく予定でいるのか。

3番目、お膳鬼の館の今後の利用方法についてどのような計画を立てているのか。

以上3点についてお伺いたします。よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 北澤禎二郎議員からは、大きく3つの項目についてご質問をいただいております。まず最初の、重要伝統的建造物群の保存地区の今後について3項目にわたってお尋ねをいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

今議員のほうから青鬼地区の将来についてどんなシミュレーションを考えているかということも含めて、青鬼地区の保存方法について長岡造形大学の宮澤先生のお話をお聞きしての前段は議員おっしゃるとおりでありますけれども、当時の先生の思ったより進んでいないというのが実情であろうかと思ひます。そうしたことを踏まえて、青鬼の将来のシミュレーションと、そして高齢化、過疎化が進んでいる地元の人たちにどのように理解をしていただいでいくか、この

2つのご質問をあわせてお答えをいたしたいと思ひます。

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足をし、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落、町並みの保存が図られるようになりました。市町村は伝統的建造物群保存地区を決定をし、地区内の保存事業を計画的に進めるため保存条例に基づき保存計画を定めているところであります。国は市町村からの申し出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定をいたします。

青鬼地区は、平成12年12月4日付でこの重要伝統的建造物群保存地区として認定をされ、現在に至っているところであります。当初は観光客の数も少なく、地元住民との摩擦も少なかったためでありますけれども、近年観光地としての脚光を浴びるようになり、さまざまな支障が出てきております。個人の家の中をのぞいて写真撮影をしたり、農作業に支障になる場所への車両の乗り入れ、棚田からの写真撮影や絵画制作のためにあぜ等への侵入など、大勢の人に見ていただくことで青鬼を知っていただいておりますが、地区の住民にとってはうれしくない状況があるところでございます。

地区住民と話し合いを持ちながら、どのように共存していけばいいのかを模索しておりますけれども、現状を打破できる妙案がなかなか出ない状況でございます。観光地として認知されて発展してきている反面、マナーやモラルの欠如による住民への嫌な思いを押しつけてはいないかなど、考えることは多くなってきているのが現状でございます。

地区住民も、本年度同じような悩みを抱えている富山県南砺市相倉地区、合掌づくりの山村集落でございます。それから石川県白山市の白峰地区、これは豪雪地域の中での養蚕集落を営んでいるところでございます。そして加賀市の加賀東谷地区、これは製炭業で栄えた山村集落でございます。そして金沢市の卯辰山麓地区、金沢の三大寺院群の寺町の復帰等を視察をしているところでございますが、いずれの地区も青鬼地区と同様に高齢化と過疎に向かっており、地区住民と観光客との摩擦があり、これをどのようにして解消できるように進めていくかが大きな課題となっているところでございます。

特に、重伝建に選定された山村集落については、山間部にある交通が不便だったところが開発されず、結果的に伝統的建造物として残ったというところが多く、その特性からしてこういった小さな集落を商用地として活用していくにも限度があり、伝建に選定されたことにより観光客がふえ、かえって物静かな山村集落の景観が損なわれてしまったというような事例もございます。

文化的価値のある建造物と、それを取り巻く環境を後世に残す大切な遺産として保存していくことは私たちの使命であります。一方、高齢化による後継者不足を考えますと、保存と活用については地区住民の力だけで取り組んでいくのは難しいことでありますが、地区住民の意向を置き去りにした施策で解決していくのではなく、住民の主体的な活動を期待しながら問題解決となるような方法を徐々にではありますが探ってまいりたい、このように考えております。

次に、お膳鬼の館の今後の利用方法についてどのような計画を立てているかのご質問ですが、お膳鬼の館については降籬さんのお宅を利用させていただき、平成17年にお膳鬼の館の名称で青鬼を紹介をする施設とするとともに、この地区の集会場として利用できる施設としたものであります。この建物に入ると、昔ながらの農機具の展示をしたり、いろりの間を再現したり、この建物の命名の由来にもなり、平成22年度長野朝日放送主催の「第10回ふるさとCM大賞NAGANO」で特別賞と感動賞を受賞した青鬼に伝わるお膳鬼様伝説のビデオを流したりして、この地域の歴史と文化を見ていただく施設としていただいております。

今後、ここで営業を伴ったことができるかについては、再度地域住民と検討する中で結論を出してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、これからの青鬼区民の生活を守りながら、さらに観光面での利用を見出していかなければと考えているところでありますので、よろしく願いをいたします。

1つ目の質問については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 今村長の答弁をお聞きしまして、大体の方向づけは私理解できるわけですが、今役場にありますがところの伝統的建造物保存地区の保存条例というのを見ますと、青鬼をどう保存していくかということがうたってあって当然これにのっとってやっているわけですが、それはそのことを存続する中で、保存審議会が保存を目的とするところの審議会で検討してやってきているというのが今このとおりで進めていることだと思います。

そんな中で、これも後の青鬼をどう活用していくかということについては、保存地区の検討委員会というところが検討していて、その情報の中に保存地区の活用計画に関することというのはこっちのことでやっているわけですね。そうすると、ここに条例があって審議会があって検討委員会があって、あらゆるところでやっているのはやぶさかじゃなくてそれも理解できるわけですが、これがどうしてもそれぞれの立場でそれぞれの考えを一本にされるという言い方はおかしいんですけれども、そういうことではどうしても皆さんそれぞれ牽制し合っているという言い方はおかしいんですが、違う立場の人がみんなそれぞれのところに属して、果たしてそういうようなことの検討材料になるんでしょうか、そこをちょっと村長のお考えをお聞きしたいんですが、よろしく願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

北澤議員言われることはもっともだと、このように考えておりますけれども、当初私が記憶しているところを思い起こしますと、当時観光そのものが西高東低だと言われていた時期であります。青鬼地区の皆さん方も自分たちの地区は観光での恩恵は何も受けていないということで、何とか今の建物を保存をしながらそこを観光地としたいという気持ちがあったように私は記憶を

いたしております。そういうことから伝統的建造物群の保存地区として指定を受けて、それを一つの売り物にしながらか観光面へも役立てていこうと、こういうことであつたのではないかとこのうに想像をしております。

当初はそういうことで徐々に大勢の人がお越しになるようになり、一般の方からは青鬼へ行く道筋もわからない、きちつとした案内表示をつくれというようなこともお聞きし、案内表示をつけようということで話をしたところ、地区の皆様方から保存地区で名が売れてきたことによつて、大変日常生活を脅かされるような状況になつてきたということで、看板を立ててもらつては困るというようなことが始まり、さらには看板がなくてもお客さんがどんどん来る、絵を描くためにあぜを踏み荒らす、写真を撮るために踏み荒らすというようなことで、幾ら注意をしても聞いてもらえないということで、観光というよりも今の現状を静かにやはり保存をしていくことが好ましいということで、昨年は五月祭り等もいろいろなそういう摩擦が起きたことから中止となつたわけでありまが、これも地元の皆さん方の本当にやむにやまれぬ状況での中止となつたわけでありまが、今こうして中止をしている間に議員ご指摘のように、いろいろなそれぞれの立場での制約というものをやっぱり一本化しながら、本来どういふ形で規制をしながらあの景観を保全をしながら活用をしていくということもやはり必要なことではないかと、こんなふう思っております。

また、加えて今地元の皆さん方も高齢化して、あの家を守ることも非常に困難になつてきているというようなこともこれからの大きな問題だといふうに捉えております。そうしたことに對して私の思いを地域の皆さんにもお話をしながら、何とかみんなで今後を考えましようといふうな話をした経過もありまが、その話を継続しながら今後の青鬼地区のあの伝統的建造物群の保存をいかにしていくか、これはまた議会の皆さん方からもご意見を聞きながら進めていこうと思ひますけれども、何はともあれ青鬼地域の皆さんが主体的にやっぱり考えていただくことが一番大事でありまが、それを我々がどうやってサポートしていくか、そうしたことを基本としながらか今後の取り組みを進めていきたい、こんなふう考えているところでありまが、よろしくお願ひいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 青鬼の件でありまが、最後の質問になると思ひますけれども、よろしくお願ひします。

今、実はお客さんがそれぞれの立場で青鬼のほうを目指してといふか、観光客がだんだんふえてきている状況であるわけですが、そんな中で青鬼へまづ行つても休むところが何もないといふことで、そういうところにお膳鬼の館の活用を何とか考えていくべきではないかなといふところが1点と、それから、もう1点お膳鬼の館のことですが、これさつき言ひましたとおひ保存していく条例の中で、そんな細かいことをうたつているわけではありませんが、そこにどうしても一

本化が図れていないということの観点の中から、お膳鬼の館のところにたまたま施工したそのときに実は馬屋を残そうとしたわけですよ、馬屋のところに昔の馬を飼っているときに実は下がっていて、実はそこにわらを入れて馬を入れるというところの馬屋を保存していこうということの計画の中で、実はお膳鬼の館というのを保存していく計画できたと思うんです。

ところが今行ってみると、あそこに廊下を張って農耕物とかそういうのを並べてみると、もとの構想は一体何なのかなというところがどうしてもずれているとか、一本なされていないというところが、保存はそれはするべきであるし、設計士の意図というものと地域住民の考えることがそこでどうしてもずれてきているものがそういうことが起こっているのではないかなというちょっと思いもしていますので、その見解だけ最後にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 今北澤議員のご質問は、当時私が教育課長をしていたときにあの馬屋の改修を行った経過もありますので、そのときの経過も含めてご説明をさせていただきたいと思えます。

確かに、最初は馬屋を残すという状況で整備をし、その後、馬屋のところに地域の人たちがいろいろな農機具を配置をし展示をされてきた経過がございます。これがかなり煩雑に置いていた状況を拝見をし、こういった状況をどういうふうに今後整理をしていったらよろしいかということで地域の皆様との話し合いの結果、あそこの馬屋のところを農機具等を展示するスペースとして活用したほうが望ましいという結論に達し、当初の計画を変更し、今当時の農作業の部分についての展示をスペースとして活用しているという経過でございます。

私のほうからは、その活用の経過についてということでのご質問に対してのお答えでございます。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 質問の中で休むところがないと再質問がありましたが、その関係について。教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） お膳鬼の館についてでございますけれども、一般の皆さんにはお膳鬼の館でお休みいただけるようにということでご案内をするようにいたしております。ただ、お寄りいただいてもお茶が入るとか、あるいはお漬け物が出るというような体制にはなっておりません。

これにつきましては、地域の皆様とお話をする中で、来ていただいたお客様をどのように迎えていただけるかという形の中で、あぜも入っていい場所と悪い場所、それを地図に落としてこのように回っていただきたいというようなお話まで今進めております。地区の皆さんとご相談する中で、そこでお膳鬼の館を使いながら地域の成り立ちやいろいろな文化をお話いただけるような

施設になれば、これが一応理想的なものになるのではないかなというふうに考えておりますが、今地域と調整をしておりますので、また整いますればご紹介をしたりPRをしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 続きまして、2番目の質問に移りたいと思います。よろしく願いします。

2番目は、体育施設整備についてであります。

白馬村は観光観光と長年言い続けています。さっきの太田議員のほうとちょっと重なっているかもしれませんがよろしく願いします。しかし、実態はスキー、登山、体育関係の合宿、スポーツイベントが誘客の中心です。多くの村民からは、これまでの観光対応では対策が期待できないとの声すら聞こえてきます。得意なスポーツに特化した対応でこの厳しい観光関係者の期待を得てほしいとの観点で質問いたします。

一般観光客の誘客や外国人旅行者への対応は否定しませんが、全国を見ればスポーツに特化した取り組みをしている地域が多く見受けられてきています。合宿を企画してもグラウンドや体育館を利用できるかはその年の春しか決定していただけないとの声を聞きます。私自身ソフトボールの公認審判員として県内のスポーツ施設に派遣される機会があり、また、白馬村で行われる大会の準備を担当していますが、グラウンド施設の不十分さはいつも感じています。一気に整備とは言わないまでも、何年かにわたる整備方針があるべきと考えます。

ちょっと具体的な例ですが、村営の北部グラウンドにつきましては土がかたくてけがをしやすい、外野が草だらけでラインが引けない、水はけが非常に悪い、ベンチの施設がない。それから村営の南部グラウンドですが、小石が多くてけがをしやすい、東側の地面が1メートル近く下がっているので広く使えない、草が多く滑りやすい。両グラウンドは以上の問題を抱えています。

次の点についてお伺いいたします。

スポーツによる地域づくりをどのように考えているか。

それから2番目、両村営グラウンドの整備計画はあるのかどうか。

3番目ですが、グラウンドを利用する予約は内容にもよるとは思いますが前年でも可能としていただけなのかどうか。

以上の点についてお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 北澤議員から2つ目のご質問でございます体育施設整備について、3項目にわたってご質問いただいております。私のほうからお答えしますが、さらに細かい点については担当課長に答えさせますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

最初に、スポーツによる地域づくりをどのように考えているかのご質問でありますけれども、

本村は観光立村であることは誰もが認識をしているところであり、観光の低迷等による打開策としてスポーツ観光のあり方に注目をしているところでございます。

国でも平成18年12月に制定された観光立国推進基本法により、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成がうたわれております。その中でスポーツツーリズムが果たす役割は、経済面のみならず心身の健康、そして子どもの成長の観点から極めて大きく、今後のまちづくり、国づくりにしっかりと位置づけられ、あすへの活力を生む原動力になるものと確信するとされているところであります。

現在あるグラウンドや体育館は、住民の健康増進とスポーツの普及を主目的に整備をされており、あいた時間を観光で利用してきておりますが、観光目的の施設数については現状では大変不足をしていると言わざるを得ません。

これらを受けて村としては、平成28年度を初年度として平成31年度を目標年度とする第5次総合計画や観光振興計画、スポーツ推進計画との整合性を図りながら作成準備を進め、スポーツツーリズムによる観光地地域づくりの一助とするべく計画を進めていきたいと考えております。

次に、両村営グラウンドの整備計画はあるかのご質問でございますが、体育館やグラウンドの現状維持に心がけ、予算の範囲内で計画的に整備を行ってきております。グラウンドのベンチは新規購入したものではございませんが、中古品を整備しながら設置をしたり、木材加工したベンチを設置をしており、草や雑草の処理に関しては順次進めているところでございます。

南部グラウンドは、地形の特徴から特に問題が多いことも理解をしておりますが、土の入れかえは莫大な費用がかかることが予想されております。地盤沈下等の原因により現在に至っていると認識しておりますので、今後も研究をしてまいりたいと思っております。いずれにしましても、安全で安心な施設を利用させていただくために計画的に改修を行うよう進めてまいりたい、このように思っているところでございます。

今、中古品等を使いながら、また、ある木材を加工してベンチ等を設置をしてというお話をいたしました。北澤議員にとってはそれではまだ不十分だと、当然さらに受け入れには十分な整備をしていくべきだという観点でお尋ねをされているふうにお聞きをいたしております。スポーツ合宿を推進するという方針に沿えば、我々は少なくともある施設を充実することは必要だと、このように思っておりますので、この総合計画策定の中にまた折り込むことも必要なことと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、グラウンドを利用する予約については、内容にもよるが前年でも可能かのご質問でございますが、本村の体育施設は夏季の特定期間は合宿利用やイベントでいっぱいになっており、施設が十分でないことは理解をしております。しかしながら、シーズン以外はいつでも利用できる日も少なくありません。

体育施設の予約につきましては、全国大会等の規模は1年前、長野県大会レベルは6カ月前より予約を受け付けております。また、合宿等の利用については、利用者が多いことから4月に調整会議をし、予約の確定をしているところでございます。

ぜひこの予約の取り方等についてもご不満を感じている方は大勢おいでになろうかと、こんなふうにも思っておりますが、現在のところはこういう状況で運営をさせていただいていることをご理解をいただきたいと思っております。

2番目のご質問については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 今村長のご答弁の中で、計画を立てているというか、長年の計画をつくっているということもお話を聞いたわけですが、そんな中にまた今白馬の与えられている経済状況の中でいきますと、グラウンドをといても多目的な意味を持ったグラウンドしか多分できないだろうなということも想像できるわけですが、その中にぜひまた計画を練っていただく中で、例えば村営でサッカー場とか陸上とかソフトボール等の専門的なものもお考えいただけるようであれば、ぜひまたそんな計画に加えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、続きまして3番目の質問に移ります。

景観指導基準についてであります。

将来に向かって安定的な基盤整備を考えると、規制でない次代を見据えたグローバルな視点から環境保全と開発のルールづくりが必要です。平成11年12月に開発規制をもとにしてきた開発基本条例を見直し、自然環境に溶け込む調和と潤いのあるまちづくりを進めることを目的とする環境基本条例を制定しました。その中には、良質な景観の確保に欠かせない空間の整備を行う場合は環境を優先し、景観形成住民協定の内容を尊重するとあります。

建築一般のことで、景観に関するものではないようですが、さきの商工会の懇談会の中で、白馬村の建築のチェックは地方事務所のほうでしているという答弁がありまして驚いているところであります。その中で、白馬らしい建物とは一体何だろうかを真剣に考えなければならぬときが来ているのではないかと思います。

景観色彩計画については6月の定例会で答弁されておりますので、建物に関する基本的な考え方について、次の3点をお伺ひしたいと思います。

1つ目、景観形成住民協定に対しての協力度合いが薄い外国資本の建物がますますふえていくものと思われまます。指導基準を設けてある程度規制していく必要があります。白馬村としてはこの問題にどう向き合って、どう対応していく計画なのか。

2番目、新しい町並みづくりを進めるか、古い町並みを生かしたまちづくりを進めるかを含め、美しいまちづくりによって観光客を集めるための新たなランドデザインが必要なのではないかと。

3番目、観光地としての村づくりの中で美しいまちづくりが最も重要であります。その中で、今後片屋根や陸屋根の建築物をどのように扱うのか。

以上の点についてお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 北澤議員3つ目のご質問であります景観指導基準について、3項目についてお尋ねをいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず、景観指導基準についてのご質問にお答えをいたします。

建築のチェックは地方事務所で行っているところのご質問があったかと思えますけれども、恐らく北澤議員も誤解をされている部分があるかと思えますので、その点についてまずお答えをさせていただきます。

村内で建築物を建てようとする場合、建築基準法に基づいて建築確認申請が必要となりますが、一般的にこの建築確認は資格を持った県の職員、いわゆる建築主事が構造のチェックや検査を行うことになっているところでもあります。しかし、いきなり地方事務所へ書類を提出するわけではなくて、その前段として必ず役場において景観を初め道路、上下水、税等のチェックを担当課で行い、意見を付した上で県へ進達をすることになっているところでもあります。

また、同時に20平米を超える建築物の場合、景観上の届け出も義務づけられていますので、並行して審査、助言を行っております。

したがって、村を通り越して県の担当者だけで審査を行っているわけではありませんので、その点につきましてはご理解をお願いしたいと思います。

次に、建築の指導基準を設けて規制していく必要があることのご意見であります。まさに本村では白馬村景観形成重点地域指導基準を設け、道路後退や隣地後退、高さ制限、外装の色彩指針など、他の市町村にはない独自の基準を設けて既に運用をしているところでもありますので、新たな基準を設けて規制をしていくという考えは持っておりません。逆に、現在の基準をしっかりと運用していくという観点からは、周知が不足している点が反省材料として挙げられると思っております。そして、このことは決して外国資本に対してだけではなく、この村に住む私たち村民自身にも言えることでもあります。

今後は広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等あらゆる媒体を通じて、景観形成重点地域指導基準の啓蒙、周知に努め、開発事業者だけではなく、地元住民、地権者を含めた村全体がさらに一枚岩の取り組みができるよう努めていかなければならないと感じているところでございます。

次に、美しいまちづくりによって観光客を集めるための新たなランドデザインが必要ではないかのご質問でございますが、これは一概には言えない部分もあるかと思えます。

例えば、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている青鬼地区などは、地元区民の皆様の協力をいただきながら古い町並みを生かした取り組みを行っており、現在ではこれが大きな村の資

源となっていることは皆さんご存じのとおりであり、また先ほどご質問の中でお答えしたとおりでございます。

一方で、国道から西側のエリアは既にさまざまなスタイルの家屋が建ち並んでいることから、古い町並みを残したくても残すことができないというのが現実でございます。確かに新しいグラウンドデザインの必要性は感じますが、それには地域ごとの特性を考慮した取り組みが必要でございますし、何よりもそこに暮らす住民の総意が重要であります。そういった点も考えますと、やはり先ほど申しあげました白馬村景観形成重点地域指導基準の周知、徹底、遵守を進めていくことがまず第一歩ではないかと考えております。

次に、美しいまちづくりを形成するに当たり、今後片屋根、陸屋根の建築物をどのように扱うかのご質問ですが、村内の専門家からは賛否両論の意見があることも伺っております。今後は、何らかの形で村民の皆様の率直なご意見をお聞きする機会を設けることも必要だと感じてはおりますが、現在の指導基準ではこれらの屋根の形状は極力避けることとして明文化されておりますので、当面はこれに沿って指導をしていくことになろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

景観指導基準についてのご質問については、以上で終わりとさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 今村長からご答弁いただいたわけですが、そんな中でちょっと気をつけていただきたいとかご意見を伺いたいわけですが、村内を見ると和洋折衷ということではないんですけども、あらゆる建物が混在しているような状況になりました。

一時期、どうしてもここは屋根を守ってほしいとか、そういうふうにしてほしいということの基準の中で、大分それしかだめだということの意気込みの中で私は解釈しているわけですが、そういうことを進めてきた時期があったわけですね。勾配屋根を守ってきた人とか、どうしてもそれじゃなければいけないということがあって、今ここでどっちかという基準を緩める格好になっているということは、そこに物すごい、その当時それじゃなきゃいけないということをやった人というのは不公平感とか、そういうものが物すごく生まれていると思っておりますので、ここで今基準を緩めてどっちでもいいとかという格好ではなくて、そういう人に対してどう扱っていくのかということも含めてご答弁をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 先ほど村長の答弁の中で、形状は極力避けると答弁をさせていただきましたけれども、実際片屋根、陸屋根につきましては、その分についてできないという形になっております。

これから、先ほど皆さん意見の中で、これは違う方向があればそれも含めて検討していきたいということであって、現状では片屋根、陸屋根についてはだめということですので、ご理解いた

だきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） どうもありがとうございました。

今のところで片屋根とか陸屋根とかそういうことを踏まえてですが、いずれにしてもそういうものを法的に整備していくという問題もそうですが、ある程度世の中に対して啓蒙していくといえますか、そういうようなことも大変必要なことではないのかなということを私も考えるわけですが、それは住みよい村、観光地としての両面が重要である中で、村民の意識を高めるために文化祭等があるわけですが、そういうところで写真展等を含めたところの表彰みたいなことから村民の気を高めていくことも必要なことではないのかなということを思っているわけですが、その辺の考えがあればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 北澤議員さんのご指摘いただくことについてはごもっともだと思います。違ういろいろな形の中で、村民も理解していない部分もあろうかと思っておりますので、啓蒙には努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 今お答えいただいたわけですが、またぜひ村民の意識を高めていくということをまずやらないと、建築業者の専門家の人はこれを重点に言うし、外国人もこういうふうにしたらとか、そのような立場でみんな意見を申し上げますので、ぜひ統一したお考えをできるような形態でぜひ誘導していただきたいなと思います。

質問は私これで終わりたいと思いますが、最後に、今観光地等を含めるところで固定資産税の未納者に対する差し押さえの問題等々、暗いニュースがいろいろはびこっている中で、観光の発展を考えてみたときに、景観の整備というのは何にもまさる私は一番大切なことだと思います。ぜひ今私の言ったことも含めてぜひ力を入れていただいて、観光の下支えになるような措置をとっていただければと思いますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（横田孝穂君） それでは質問がありませんので、第11番北澤禎二郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから2時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 2時38分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番太田修議員の一般質問を許します。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 8番、太田修です。

今回は、2問に分けて通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず1点目は、第4次総合計画の進捗状況と今後の取り組みについて。また、2問目といたしまして観光戦略についてお伺いをしたいと思います。

まず、1問目の第4次総合計画の進捗状況と今後の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

村では、村民が生きがいと誇りを持って生活できる村づくりを進めるため、平成23年度から27年の5カ年間、第4次総合計画後期計画を策定し、各施策について全力で実行するとの計画を示しました。村長2期目の就任以来3年数カ月が経過をしているわけですが、策定から実行までの進捗状況等についてお伺いをいたします。

まず、(1)でございますが、人口目標数は平成27年度の策定人口を9,000人とし、引き続き住民の暮らしやすさの追求や子育て世代の流出防止及び定住促進に重点を置き、各種施策を推進します。また、次世代を担う年少者の人口が想定以上に減少していることや、定住外国人人数が大きく伸びを示していることなど事象も考慮し、本村の将来像を描きますとあります。また、今後は高齢者、そしてまた独居世帯の増加が予測されるわけでございますが、次の点についてお伺いをしたいと思います。

1点目といたしまして、定住者、そしてまた後継者の確保策への取り組みの内容とその進捗状況について。

また、2点目といたしまして、外国人居住者へ生活ガイドブックを配布すると伺っておりますが、その方法と周知の方法について。また、外国人旅行者の受け入れ態勢の確立等についてどのようなになっているかをお伺いしたいと思います。

また、(2)といたしまして、無駄を省いた健全財政のプロジェクトの中に、広報広聴の中で広く住民が行政情報を享受できるシステムの構築を目指し、また、財政計画では自主財源の安定確保のため村税の徴収率向上を図りますとありますが、現況と今後の方策についてお伺いをしたいと思います。

また、1点目といたしまして、有事の際や不測の際に全村民が共有できる通報システムの整備についてのお考え。

また、2点目といたしまして、固定資産税に対する課税標準額で不合理な問題はないか。

また、3点目といたしまして、差し押さえ済みの滞納者の数と、そして不落物件の対応をどのように行っているか。

以上です。よろしく申し上げます。

議長(横田孝穂君) 答弁を求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 太田修議員から第4次総合計画の進捗状況、そして観光戦略についてご質問をいただいております。第4次総合計画の進捗状況と今後の取り組みについてからお答えをさせ

ていただきます。

村内人口につきましては、外国籍の方を住民基本台帳人口に含めることとなったこともあり、ここ数年は9,000人前後で推移をしている状況でございます。このことを踏まえてご質問にお答えをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、定住者・後継者の確保等への取り組み内容と進捗状況については、定住者・後継者の確保策は観光振興による雇用確保が一番であろうかと考えております。観光宣伝等については、白馬村観光局を中心に振興策を検討しているところでありますので、村としてはさまざまな事業の積み重ねによって住みよい環境づくりなどを行い、効果を高めるものでありたいと考えております。

例として申し上げますと、特別交付税の算定方法の中に過疎地等地域振興・山村振興に要する経費というのがありますので、村が取り組んでいる定住者・後継者の確保策としてご理解をいただきたいと思っております。

算定する項目は産業振興、森林保全、交通確保、地域情報化対策、定住促進、医療確保、地域文化振興等で、本村が他の市町村に比較して特殊事情として必要とする経費を算定をしているもので、この中には未満児保育などの子育て支援、病院群輪番制などの医療確保、社会体育や地域づくりなど文化振興経費が含まれております。

平成24年度の特別交付税の算定では、5億円余りの事業費に対して4,000万円ほどの特別交付税が交付をされております。

また、取り組みの進捗状況ということではありますが、数値的にご説明することがなかなか難しいものであります。総合計画では平成27年の設定人口を9,000人としておりますが、平成24年3月末の住民基本台帳人口が9,000人を割り、翌平成25年3月末で再び9,000人を超えてきた状況となっております。村の施策が功を奏して人口が増加しているとは言いがたい状況でありますけれども、引き続き多様な施策を展開する中で総合的に地域の活性化を目指し、定住者・後継者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、外国人居住者へ生活ガイドブックの配布と周知方法についてのご質問ですが、この生活ガイドブックの作成配布については、年内配布を目指して現在英語版のガイドブックを制作中でございます。今月中旬にはでき上がってくる予定でありますので、役場から直接または各区長、各観光協会の皆様のご協力もいただきながら配布、啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

また、外国人旅行者の受け入れ態勢の確立等については、なかなか直接的な働きは難しい部分もありますが、外国籍の経営者で組織された白馬インターナショナルビジネス・アソシエーション（白馬国際経営者会）等と情報を共有しながら、今後啓発・啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

次に、有事の際に全村民が共有できる通報システムを整備する考えはとのご質問でございます

が、本村が所有する通信システムは防災行政無線とケーブルテレビがございます。防災行政無線は無線免許が平成29年度、デジタル化更新期限が平成34年となっていますので、当面の間は現在のシステムを使用していく計画であり、個別受信機の在庫もありますので、新規加入者へも問題なく対応が可能であると考えております。

また、平成24年度にはJ-ALERTにも接続をし、緊急時の体制も整っていますので、現在のところ新しい通報システムの導入は考えておりません。現在の施設の加入促進に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、固定資産税に対する課税標準額等で不合理な問題はないかのご質問であります。固定資産の評価方法や課税標準額については、9月議会定例会の加藤議員の一般質問でもお答えしていますが、宅地の場合の評価方法は標準値比準方式を適用しております。村内の宅地を状況が類似する地区ごとに区分をし、これらの地区ごとに選定した標準的な宅地について不動産鑑定士による鑑定評価を行い、評価額を算出いたします。現行においては、評価額の70%を課税標準額の上限としており、3年ごとに評価替えを行い価格の見直しを行っております。現時点では、太田議員の言われる特に不合理といったことはないと思っております。

次に、差し押さえ済み滞納者数については、人数での集計はまとめておりませんので件数でお答えをいたします。11月末現在の差し押さえの件数は535件であります。この数字は1人につき複数差し押さえしている場合がありますので、延べ件数となっていることをご承知おきいただきたいと思っております。

不落物件への対応につきましては、公売に付し落札されなければ、見積もり価格を引き下げて数回公売に付します。それでも落札されなければ、換価価値なしとして場合によっては差し押さえ解除をすることもあり得ますが、このような状況になる前に徴収事務を進めることが必要と考えているところでございます。

最初の第4次総合計画の進捗状況についての答弁は、以上とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） ただいま答弁をいただきました。

まず、1点目のほうから再質問に移らせていただきたいなと思っておりますが、一応定住者、あるいは後継者を確保していくためにどういうことが必要かなというところになってくるかなと思います。

まず、白馬村が元気があり、活力ある村にしていくには人口増加が必要ではないかな、そんな思いをしております。

また、前文で述べましたように暮らしやすさの追求、それから子育て世代の流出防止、そして3点目の定住者推進等について、村として具体的にどのような取り組みをしているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私のほうからのお答えと、そして担当課のほうからそれぞれお答えをさせていただきますが、まず最初の、人口増加が何よりも大事だと言われたことは、まさにそのとおりだというふうに思っておりますが、ただ、ふやす状況が整わないとふえないわけであります。

簡単に言えば、観光産業が右肩上がりの経済とブームによって後押しをされたように、景気がよくなれば必然的に索道事業者の投資も上向くわけでありまして、お宿のほうもそれなりきの対応をしていくということで、観光関連にかかわる人たちが自然にふえてくるというのが今までの状況であったわけでありまして、今その観光振興がなかなか思うように進まず、この観光振興の低迷は一つ白馬村ばかりではなく全国的に進んでいる状況の中では、今この人口増に結びつける特効薬はないといったことが当たっているのかなと、こんなふうに思うところでございます。

ただ、私はそういう中でただ単に観光だけに頼るのではなくて、農業も当然観光振興には関連してくる問題として、前との考え方は大分違ってきております。そういうことから特産品開発をしながら、あるいはそれを6次産業化することで一挙に大勢の人がふえるわけではありませんけれども、3人、5人といった小さなブロックで大勢の方が開発、6次産業化等へ進んでいただければ、そこである程度定住者、人口増にもつながってくるんだらうと、こんなことで今特産品開発等にも力を入れ、補助等も出しているところでありますが、これについてもすぐ効果があらわれるというものではないところにまた新たな難しさもあらうかと思っておりますが、いずれにしても、人口増を目指しての取り組みというのは常に考えていかなければいけないと、こんなふうに思っております。

それから、定住に大事なことは、今申し上げたように定住できる、要するに雇用の場の創出が一番大事であります。そうした雇用の場がある程度整ってくればお母さん方がやはり安心して子どもを産み育てられる、そういう預けられる施設の充実が必要になってくるわけでございます。そうした状況を満たすためにはそれなりきの対策を立てて今までやってまいりましたが、今現在で問題になっているのは、やはり一般質問の中でもお尋ねをいただいておりますけれども未満児保育の受け入れ等、そうした整備を一步一步着実に進めていくことが大事であらうかなと、こんなふうに思っているところであります。

いろいろ申し上げましたけれども、結論としては雇用の場の創出が何としても必要だということが定着に結びつく大きな要因だと、こうしたことを捉えながら今後の取り組みは進めていきたいと、このように思っているところであります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 農業にも目を向けていったほうがいいのではないかとか、いろいろご説明をいただきました。

正直言いまして、人口減少の要因の一つには出生率の減少があり、その背景では未婚、あるい

は晩婚が考えられるというふうによく言われております。近隣であります大町市は3万人の定住者確保に向けたまた取り組みを行っております。また、小谷村では空き家を活用しました対策等に取り組んでいるわけでございます。

村におきましては、民間企業でスキー場を中心にスキー客等のそういった活動等も耳にしているわけでございますけれども、どうしても村の人口につなげていくということになりますと、村民を対象にした婚活等、これは近隣、松川等でも行われていることでございますけれども、何とかそういった施策は考えられないのかと思います。

それから、あと農業のほうの関係でございますが、この間新聞を見ておりましたら、今月から一応始動し、移住、それから就農支援情報が検索できるウェブシステム「デジタル農活信州」、これが県と16町村と3つのJAさんが運営をしていろいろな就農に結びつけるような企画を行っているというようにお伺いしておりますけれども、その辺について白馬村は参加しているのかどうなのか、2点よろしくお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 農業については担当課長のほうに答弁をさせますけれども、今太田議員が言われましたように松川村が実施をした婚活運動というんですか、ああいうことを積極的に取り組む姿勢、それから小谷村の空き家対策のことだと思いますがご指摘をいただきました。

私どもは、名前は違っても当初廃屋対策というようなこともやってまいりましたけれども、その廃屋というものは外国人が定住をする、あるいは購入することで大分廃屋対策そのものはなくなり、外国人定住者も多少ふえてはきていますと、このように思っておりますし、婚活については私も松川村の状況を聞いてみましたところ、非常にテレビで大々的にやっていただきましたけれども、実際成立したカップルが幾つあるのかと言ったところ、まだ具体的に成立をしたというところまではいっていないようではありますが、ただ可能性として2組は何とかなりはしないかというような状況であるというふうにお聞きをいたしました。

これについても、行政が主導したわけではなくて、民間テレビのほうからこうしたテーマでやられたというふう聞いておりますけれども、白馬村の中のスキー場等においてもこの婚活を目指してイベントを打っているところもあるようでありますし、聞くところによるとカップルが何件か出ているというふうにも聞いておりますので、行政が主体になってやるというよりも、当然やるべきことはやってまいりますが、民活でもスキー場でそんなことを企画をしてやっていただきながらカップルの成立を見守るというようなことも大変ありがたいことだと、こんなふう思っておりますので、ぜひそういった面では地域を挙げてあらゆる機会を通じながら、そうしたカップル誕生につながるようなイベント等も積極的にやっていただければありがたいと思うと同時に、行政もそれに対してはできる限りのバックアップはしていきたい、こんなふう思っております。

私も非常に切実に捉えているのは、ある本当に小さい地域の方が、村長、俺のところにはもう跡を継いでくれる者がいない、いや息子さんいるじゃないかと言ったら、いやもう嫁さんがいなくてどうにもならない、何とか村長在職中に村でもそういう企画をしてくれというようなことを切実に言われたことが今も頭に残っておりますけれども、なかなか昔のように結婚願望を求める女性、男性が少なくなってきたというようなことを聞けば、大変心配なところもあるわけがありますけれども、できる限りのことはやっていきたいと思っていることでぜひご理解をいただきたいと思います。

人口減のことについては、私のほうからは以上とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 引き続き答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） それでは、農業関係のご質問がありましたので、若干お答えさせていただきます。

太田議員さんがおっしゃいましたデジタル化された農業情報の就農のシステムについては、今現在加入はしておりません。きょう情報としてお聞きしましたので、内容については研究させていただきますと思います。

ただ、もう少し申し添えさせていただきますと、私ども後継者対策というか定住対策といたしましては、今、国・県と共同いたしまして新規就農者に対する給付金制度、これについては来年度村の予算から支出がされる予定になっております。対象者も今のところ1名ですがおります。

あと、うちの課の窓口のほうに、こっちに移り住みたいけれども、ついでには農業をやってみたいと、果樹みたいなものを植えてみたいという方がおりますので、そういう方にも農業委員会等を通じて農地のあっせん等を、ぜひ希望に沿える形で今あっせん業務等を行っているところであります。

あと、もう一つ言いますと、やはり荒廃農地が多いと誰も定住したくないという村のイメージというものがありますので、そういったものにも積極的に取り組んでいきたいというのが、農政課からする後継者対策というか定住者対策ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 今答弁いただきましたが、村長さんも個人的に頼まれているというお話でした。私も正直言ってちょっとそういうお話も耳にしたり、頼まれたりというような現実もあります。村にはそれぞれのいろいろな担当する課があると思います。公民館事業等でぜひこんな取り組みを前向きに考えていただけたらなど、そんなところを感じているところでございます。

また、農業者の関係でございまして、給付該当者が1名いるよというような明るいニュースをいただいたわけですが、正直言いますと、農業だけで通年という形になると非常に難しい問題もありますし、ぜひこの辺については村長さんの政治の力の中で、また村内の冬を

主体とする事業者とのそういった調整とか、そういうことをぜひ図っていただけたらいいのではないかなと、そんな思いをします。

それでは、②のほうに移らせていただきますが、先ほど同僚議員の質問等とかぶるところもございしますが、11月28日に開催の外国人共生対策会議の中で、言葉の壁があり個々の地域で対応するのは限界があると、日本人と外国人が共生できるよう生活ルールの条例化など対策をしてほしいという意見があったそうでございます。いろいろ考えますと、今白馬村が外国人を迎え入れてやっていかなければいけないという実情をもちろん考えて、こういったところをぜひ、事あってでなく、それ前に何とかそういった形の条例化、あるいは最小限やってはいけないルール化等を考えていく考えはあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員は会議の状況をお聞きになった上で今のご質問であろうかと思えますけれども、確かに言葉の壁というものも非常に大きなものがあるかと思えますけれども、それはすぐに直るものではありませんけれども、私どもも前にミッシェル・クワンという方から白馬村の観光をどうするか、今の現状はどうなのかということで講義をいただいた中で、とにかく白馬の人たちは引込み思案のところがあってだめだと、そのミッシェル・クワンさんが言っていたのはバッドイングリッシュという言葉を使っていました。とにかく単語を並べるだけでもいいから積極的に外国人と接触をすることを考えろと、こういうことを言っていたのを今思い出していたところでありますが、そういったところで我々は積極的にアプローチをしていくことが一番大事であろうかと、こんなふうに思いますが、それに加えて外国からお越しの皆さんにわかるように英語で書いたものの制作物を配布をしながらその距離を埋めると同時に、日本のしきたり、伝統文化等についても理解を深めていただける努力をしていかなければいけないと、こんなふうに思っております。

具体的なことにつきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 引き続き答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 条例の制定でありますけれども、現在は一応県の条例に沿って進めているところであります。

午前中の一般質問でもありましたけれども、チラシ等を配布して周知徹底、対応をしたいと考えておりますけれども、それを行ってもまだひどい場合については、これは当然村として条例を制定していかなければいけないと思っておりますので、今シーズンの状況を見ながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 今外国人を受け入れようという国策の中で国、あるいは県もそういった事業を行っているわけでございますけれども、それにあわせてぜひその入り口からやってはいけな

いこと等の周知等ができれば、もっとスムーズに受け入れもできたり、またこちらへ来て楽しんでいただくことができるのではないかなと、そんな気がしております。ぜひこれは一村というのではなくて、大きなエリアの中でそんな取り組みを考えていただきたいなと思います。

それでは、(2)のほうへ移らせていただきます。

まず、1点目の防災の通信網の関係でございますけれども、当初ユーテレは相互通信ということでもってできたらいいなというような話で進んだわけでございますけれども、なかなかそれには金とかいろいろ経費もかかるというようなことで、今現在としてはやはり防災無線の整備をしていくのが私個人としてはいいんじゃないかなと、そんな思いをしております。

これにつきましても、村長さんの答弁のとおり29年には無線がデジタル化されるというようなことで、ぜひその辺のところも考慮し、できたら村の本当の全家庭に通信できるようなシステムをぜひ考えていただきたいなと思っております。

それから、固定資産の関係でございまして、一応この課税の関係でございまして、先日村のホームページを見ましたら、審査決定取消請求事件（固定資産評価審査委員の審査決定取消請求）ということで審理中というようなことが出ておりました。正直言いますと、こういった問題も出るということはそういった問題もあるのかなと私は思います。正直言いますと路線価、あるいは同じ地続きでも次々となってくると、その辺のところは本当にうまく筆ごとに整理されているのかなというところが心配になってお伺いをしたところでございますけれども、わかれば結構ですが、お答えをいただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田洋一君） ただいまの太田議員の質問であります。審理中の係争中でありまして、そのことに関しましてはちょっとコメントを控えさせていただきたいと思っております。

仮に評価のところ、ありました場合には、やはり現地調査を行いまして、適正な価格に修正するという作業を行うこととなりますので、よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりましたけれども、太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 一応課税は公平に課した上で公平に徴収され、課税とそれから徴収の両面から公平性が担保されるのが一応原則であると思っております。今課長さんの答弁のとおり、また調べていただきまして、そういったことのないようにぜひお願いをしてみたいなと思っております。

それから、3点目でしたか差し押さえ物件の関係と関連してになるんですけども、長野県の地方税滞納整理機構の事業実績についてお伺いをしたいと思います。今年度の予算では729万円と職員1名が外向しているわけですけども、その辺のところの実績と、それから、もしその滞納整理機構に何件か出して、出したものが結局事務が進まないで戻ってきたものに対しては村はどのように対応しているのか、その辺についてお伺いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田洋一君） 長野県地方税滞納整理機構に出している案件につきましては、平成25年度につきましては17件出しております。その出す期間であります、1年間出すということになりますので、月で申し上げますと6月から翌年の5月という1年間という期間になります。

滞納整理機構のほうで、どちらかというと主に分納誓約という形で徴収をしていただいておりますが、1年後には白馬村のほうにまた戻されるということで、なかなか未納額に対してその徴収額が追いついていかないという現状があります。そうなりますと、白馬村に戻ってきた段階ではまた徴収に対して策を打たなければならぬですけれども、そういった場合は、差し押さえできる物件がありましたら差し押さえをいたしまして、それを換価して税に充当をしていくという滞納処分を進めることとなりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと21分です。質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 滞納等の問題については非常に長期化している問題でもあり、また、滞納金も含めて多額化しているというような内容でございます。これにつきましては関係法令、あるいは倫理的な面等に配慮して、徴収対策を慎重かつ迅速に検討していかねばいけない問題だなど思っておりますけれども、ぜひ正しい徴収方法で検討いただきたいと思っております。

それでは、2番のほうへ移らせていただきます。

観光戦略についてでございます。

昨日、長野放送で大勢の方が見たのではないかと思いますけれども、7時からの約1時間番組で穴戸開ですか、それから白馬山麓の四季を追う、雪山を愛するカナダ人、大雪渓をスキーで満喫、自然とともに生きる人々というような5つのタイトルをつけて放映されたわけでございますが、こういった中、改めて白馬の自然、そしてまた白馬のすばらしさを再度確認をしたわけでございますけれども、そういったことから最近の観光の情勢のほうに移らせていただきたいと思っております。

近年増加傾向の外国人スキー客に加え、スキー離れが懸念される若者層やグリーン期の誘客に向けた改革が必要不可欠であると思っております。村の観光施策を合わせ観光局、あるいはまた関係者等の連携の中で取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

まず、(1)でございますけれども、県の総合5カ年計画は「山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくり」は、県内の山岳観光地から世界水準となり得る重点支援地域となり、大町、白馬、小谷の3市村が北アルプス広域の中で選定をされたというような内容でございますが、この事業の取り組み状況について伺いをしたいと思います。

また、(2)では、県の「ずく出し！知恵出し！おもてなしプロジェクト」に合わせまして、

今県は取り組んでいるわけですが、こういったのは観光の基本でもあるかと考え、村はどのような独自策をとっていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、(3)につきましては、村有施設のグラウンド等の貸し出しの受付、あるいはまた維持管理等が統一化した形の中で何とかやることはできないのかについてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から2つ目のご質問であります観光戦略について、3項目にわたってお尋ねをいただいております。順を追ってお答えをさせていただきます。

太田伸子議員と重複するところがございますけれども、長野県では平成25年度を初年度とした長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）の中で、山岳や高原、美しい景観、独自の伝統文化に囲まれた暮らしなど、長野県の強みを生かし、世界水準の山岳高原観光地を形成することを目標の一つに掲げ、滞在型の観光地づくりに取り組んでいくこととしているところであります。

本事業は、この目標を達成するために誰がいつ何をすべきかを明らかにし、今後の観光地づくりを進めるための基礎資料を整備することを目的として実施しているものであります。

この事業は全6回の研究会によって検討を行うもので、現在は第4回の研究会が終了しており、白馬村は大町市、小谷村との連携を条件に重点支援地域として推薦を受けております。第5回は12月19日に3市村の現地視察及び意見交換会等の戦略検討が行われ、最終回の第6回で、長野県が山岳高原を生かして世界水準の滞在型観光地を形成するための構想として取りまとめをすることとなっております。この事業の趣旨である滞在型観光地の形成に向けては、3市村で連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、県の「ずく出し！知恵出し！おもてなしプロジェクト」に合わせた村独自策についてのご質問であります。この取り組みは長野県総合5か年計画の中で日本一のおもてなし県を目指し、「ずく出し！知恵出し！おもてなし宣言」の募集、「おもてなし信州しぐさ」の募集、「おもてなし大賞」の表彰、「ずく出し！知恵出し！おもてなしムービー」の募集、「信州おもてなし未来塾」の開講、「旅行者満足度調査」の実施の6つの事業を展開しているところでございます。

この事業は、観光旅行者の満足度向上と地域の活性化を図るため、観光関係者だけではなく全県民を対象として実施をしており、観光事業に限らず気配りや思いやりなど相手の気持ちになっ
て行うおもてなしは、地域や職場、家庭などの社会生活で重要な要素に位置づけられると考えま
す。

現時点では、村独自での事業展開の計画はありませんが、まずは村民に対して本事業についての告知と募集を呼びかけていますが、それぞれの立場での参加や取り組みを促してまいりたいと考えているところでございます。取り組みの第一歩として庁内における職員同士の挨拶を初め、

来庁者に対しての挨拶等の運動を提案をし、朝礼で話もしているところでございますが、こうしたことから第一歩を始めていきたいと、こんなふうに思っております。

次に、村有施設の貸し出し、受付及び維持管理等の統一化についてのご質問ですが、現在施設を所管する課で貸し出し、維持管理等を行っているところでございます。施設の貸し出しについては、所管する課での貸し出し方法等が異なるなど、村民の皆様にはご迷惑をおかけしている部分があるかと思っておりますので、一本化に向けて調整を図ってまいりたいと考えております。

ただし、体育施設については、夏季合宿等の関係もございますので、今までどおりウイング21で行ってまいりたいと思っております。利用する皆様に対しては、便利なサービスは必要なことでありますので、今後予約システム等も含め検討してまいりたいと思っております。

また、維持管理については、村有施設のみではなく、全ての村有財産について総合的、長期的視点から企画、管理、活用する経営管理活動を目指していきたい、このように考えているところでありますので、よろしく願いをいたします。

観光戦略についての答弁は、以上とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 行政では予算の関係等もあってハード面、あるいはソフト面等の事業の遂行に当たっているいろいろな取り組みをされているわけですが、なかなか財源的にも難しい問題等もあろうかと思っております。

当時といいますか、平地観光の拠点であります現在も活用されておりますグリーンスポーツの森も国の補助金を得てつくられたものでございますが、平成10年、11年の2年間にわたりまして電源地域振興センター専門家の派遣事業を通じながら、白馬いこいの杜活性化計画に取り組み、村内の各企業、団体、あるいは交通機関等の関係者やグループを中心に協力を得ながら、現状の問題点、あるいは課題等につきましてヒアリングを行い、白馬いこいの杜活性化計画の基本構想にまとめまして、村に提言をした経過がございます。

今回こういった事業等についてどのように考え、進めていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。

第8番（太田 修君） 政策でありますので、村長さんのほうからお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 私のほうから基本的な考え方をお話させていただきます。

あのグリーンスポーツの施設については、今までも平地観光の拠点として位置づけて今後整備をしてまいりたい、あわせていろいろマレットゴルフの大会等あるときもあそこで楽しめる方が、晴天の日などはマレットゴルフを楽しむと同時に、あのすばらしい景観を見ながらやれるすばらしさはほかにはないものだとよく聞きます。

そうしたことから山岳観光というか、天気がよければあの山のすばらしさに見えるわけでありますので、それにあわせて施設のほうもそれにふさわしいものにしていく必要があるかというふうにも思いますし、マレットゴルフ協会の皆さん方からも、一気にできずとも徐々に進めてほしいというようなことでトイレの新設もいたしました。そしてまた、キャンプ場のお客様が利用できるトイレの整備等も要望としては上がってきておりますし、つり橋のかかっているところのトイレの整備等も要望として出てきているところでありますので、その辺をとにかく整理をしながらお客さんに喜んでもらえる施設にしていかなければいけないと、こんなふうに思っているところであります。

それと、一つつけ加えますけれども、太田議員からも提案をいただいておりますが姫川右岸の遊歩道としての整備についても今、下のほうの三面張りになる部分は終わっていますけれども、橋をかける部分については上部からの崩落等の問題もあって、今ちょっとどういう形で整備をすればいいか検討している最中でありましてけれども、時間がおくれておりますけれども、そちらのほうへも国交省のほうで手をつけていただいておりますので完成も見えますと思います。あそこの完成が見られますと、あの右岸を通ることで遊歩道が活用され、さらに山岳景観のすばらしさが味わえる、こんなふうにも思っておりますので、徐々に村の財源だけでというのはなかなかできませんけれども、そうした関係機関の協力もいただきながら取り組みを進めていきたいと思っておりますし、それが村の売り物になるようにはしていきたい、こんなふうに思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。

正直言って、こういった観光が低迷しているときに大きな投資、あるいは大きな工事等はなかなかしづらいことは確かだと思います。しかし、観光の低迷の続く中ではありますが、工夫をしたり、あるいは投資を考える自治体もあります。

野沢温泉では、若年層や外国人観光者を呼び込む狙いで、源湯、今ある施設に露天風呂、あるいはプール、滝などを備えて施設改修費に村で6億円をかけて改修計画をし、来年3月には完成をしたいというようなことを聞いておりますし、また、栄村は新潟県の津南町とタッグを組んでジオパークの認定を目指す、また志賀高原でも生物圏保存地域、エコパークの拡大に向けてユネスコのほうへ申請をしていきたいというようなお話も聞いております。

こういったことを考え、村でもぜひ村単独でというのも非常にきつい状況ではあるかと思いますが、ぜひ補助金、あるいはそういったものをうまく活用しながら、何とか観光に対する施設整備等もしていかなければいけないのではないかなと思っております。村長さんのご意見を願っています。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員のおっしゃられることはよく理解できますけれども、いろいろやればやることは幾らでもありますけれども、やはり大きな補助金等がつけばまたしやすいという面はありますけれども、意外と補助金がついても一財の持ち出しのほうが多くなるというようなことを考えれば、今の白馬村の財政状況の中ではそこに数億を投資するというようなことは非常に問題があるというふうに捉えております。

ですから、今の財政状況を健全財政へ向けての取り組みを進める一方では、投資が必要な部分についてはやっていきたいという計画もしているところでありますので、なかなかその辺の見きわめが難しいことだと思いますし、反面、ほかの人たちがやっているところのないものをまた白馬村は持っているのではないかと思います。まねをするということではなくて、このジオパークについても今、小谷、白馬がジオパークに指定をされるような環境、状況が作り出せるかということではいろいろ研究もしているところでございます。糸魚川市のほうも同じエリアとしてできるかどうかは別にして、違った形で小谷、白馬ともジオパークとして売り出せることについては、全面的な協力もしましょうという話も同じテーブルの上で話した経過もありますので、決して考えていないというわけではなくて、その実現ができるかどうか、県議も間に入ってもらいながら検討している状況でありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと2分です。質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） 名ベテラン村長さんでありますので、ぜひその手法の中で、厳しい財政状況の中ではありますが、両立できるような形でぜひ進めていただきたいなど、そんな思いをしております。

それから、「ずく出し！知恵出し！おもてなしプロジェクト」ですか、これも正直言って新聞等、あるいはまた村の行政ホームページのほうにも募集要項として出ておりました。これは県が主催するものでございます。

正直言って、このテーマというのは観光客に対して好感度を与え、そしてまた再度訪れてもらうための手法にもなっていくんじゃないかな、私はそんな思いをしております。ぜひ庁舎でも挨拶を初め、朝礼の中でいろいろ取り組むというような村長さんのご答弁でございましたけれども、ぜひその辺も含めて、さわやか信州・さわやか白馬になるようにぜひ取り組みをしていただけたらなど、そんな思いをしております。

それから、村有施設の貸し出しの関係でございますけれども、これは使うほうにしては金を払って有料で使用していくものであります。そういったことから安全・安心面、それから金のいただけるような最低限の整備というものはこれからしていかなければ観光白馬が成り立っていかないのではないかなと、そんな思いをしております。

時間となりますので、そんなことをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。どう

もありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了いたしましたので、第8番太田修議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時43分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番太田正治議員の一般質問を許します。第5番太田正治議員。

第5番（太田正治君） 第5番、太田正治です。

高い山では早い時期より降雪に見舞われ、冬の観光シーズンの時期となりましたが、白馬にも以前のように活気ある景気が訪れることを願うきょうこのごろでございます。

今回は、3点の質問をさせていただきます。

6月の一般質問も同じような質問をしましたが、ご容赦をお願いします。

まず、1番目に道路問題、2番目に農業用水問題、3番目に学校の教育環境であります。

まず初めに、道路問題についてご質問させていただきます。

高速交通網より取り残された大北地方ですが、先ほど県知事に大町市長、白馬、小谷の両村長が松糸道路の早期着工の陳情に行かれたと思いますが、今年度に入り白馬、小谷で大きな交通事故があり、長時間にわたり通行どめとなりました。この間、住民の生活に大変な支障を来しております。この件について村長のお考えをお聞きしたいと思えます。

また、もう1点は、今年度に入り私たちは富山県の朝日町との交流で朝日町を訪れたときに、朝日町の議員様より道路のお話があり、長年お話がとまっているようなお話で、私もまだ勉強不足で詳しくわかりませんので、この件について現状をお聞きしたいと思えます。よろしく願います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田正治議員から道路問題、農業問題、学校教育問題、3つの項目でお尋ねをいただいておりますが、最初に道路問題からお答えをさせていただきます。

今年度、小谷、白馬で大変な大きい交通事故があり、長時間にわたり通行どめとなり、住民の生活に支障を来すことになりました。太田議員ご指摘のとおり、白馬村はもとより大北地域は高速道路、新幹線といった高速交通網がなく、白馬村から最寄りの高速道路のインターチェンジ、新幹線駅まで1時間ほどの時間を要する状況となっているのが実情でございますし、また、本村から日本海側へ幹線道路は国道148号のみで、県道千国北城線、村道0105号線については再びまた国道に戻る迂回路的な機能しか有していないところでございます。

そのようなことから、国道で一旦事故が発生しますと長時間の通行どめとなる場合も多く、今

年度においても通行どめが複数回発生したことにより、住民の生活、物流等に支障を来し、8月と11月には3件の死亡事故が発生をしております。

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路は、日本海側と首都圏、中京圏を結ぶ物流路線、通勤網の拡大に伴う定住促進を促す路線、沿線住民の騒音、振動から解放される路線となり、さらには二次医療圏、三次医療圏への迅速な患者移送を行う命をつなぐ道路として大変重要な道路であることは言うまでもございません。

先月11日に、松糸道路長野県側ルート建設促進協議会による県知事、県議会議長要望に私も参加をし、一日も早い整備を要望してまいりました。

地域高規格道路の事業主体は長野県であることから、県として整備に向けた体制づくりと整備推進が図られるよう、今後も関係市町村、関係団体とともに長野県へ強力に働きかけてまいりたいと思っております。また、平成27年3月の北陸新幹線金沢延伸開業を見据え、糸魚川市とも連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、富山県朝日町への道路整備構想である北アルプス横断道路でございますが、朝日町方面への構想は新川・大北ルートで、北アルプスをトンネルで抜くというものでございます。トンネル延長が26キロ、トンネル上部から北アルプスの地表面までの高さは2,000メートルと日本でも最大級の道路構造となるものでございます。当然費用も膨大となることが容易に想定されるところでございますが、構想においては、このルート以外にも上市ルート、立山ルートの2ルートがございます。

この北アルプス横断道路構想は、平成33年度を目標年次とする富山県の総合計画の第3遍「とやま夢構想」にも推進する旨の記載がございますけれども、県・市町村とも具体的な動きはないとのことでございます。

本村としては、この北アルプス横断道路構想も重要ではありますが、現段階では地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期整備に重点を置き、取り組んでまいりたいと考えております。

道路問題については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） 先のほうのお話からお聞きをしたいと思います。

松糸道路については、先般も村長のほうからもお話がありましたけれども、今の現国道とダブリになるところが多々あると思います。そういうときに、白馬の南側はまだオリンピック道路と国道がありまして何とかなるという考えではおるんですけれども、森上以北については道路が1本しかありません。松糸道路も国道に乗っかっていくというようなお話を聞いております。やはり国道以外にもう1本どうしてもルートが欲しいのではないかというふうに私自身も考えていますし、地域の住民も考えているかと思えます。

それで、先ほど塩島から現在のバイパスへ出るところを見ましたところ、通行どめというよう

な形になっておりました。やはりいろいろな面を考えていくときに、現在通れるような道路が通行どめとなるような形ではまずいのかなというふうに思っていますし、やはり新田から柵池を経て千国へおりの道路も、これからやはり冬場になると通行が思うようにいかないというような部分もありますので、行政としてその辺の形で国道とは別に松糸道路の別ルートを要請するような気はあるのかなのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員のほうから、今計画をしている松本糸魚川連絡道路につきましては、現道を最大限利用しながら改造をして道路整備をするという方針で計画を立てられているところでありますけれども、太田議員おっしゃられるように、私もあの7. 11災害の状況を見て、やはり道路と今のある国道のほかにトンネルでもう1本の道路が欲しいということは大方の皆さんが望んだことであろうと、こんなふうに思っておりますけれども、結果として基本的な方針が、現道改良をしつつ高速道路に準じる道路整備ということで県の一つの見解を出している中で進むこととなっておりますので、私どももそれに従い、今の計画で進めて一日も早い完成を目指すということで、関係機関にも陳情、要望をしているところでございます。

したがって、太田議員おっしゃられることは十分理解はできますけれども、現時点では非常に難しいことだというふうに考えているところでありますので、何はともあれこの高規格連絡道路の一日も早い着工と実現を強く求めていくことが一番得策だというふうに捉えているところでありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） 一応行政の考えはよくわかります。

そうは言っても、先般見ました旧道というんですか、あれが今現在通行どめの表示が出ていました。それは何があるのかというのはちょっとよくわかりませんが、やはり先般の事故のときには下の道路が通れないというようなお話もありましたので、やはり旧道を改良するような方針があるのかなのか、やはり旧態依然の狭い道でそのままがいいのかというようなことも考えられますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 細かいことは担当課長のほうから補足はさせますけれども、旧道が交通どめになっていたというのは楠川橋の橋梁整備で通行どめにしていたのではないかなと、こんなふうに思っております。その整備がなければ、あそこはフルトレーラーもある程度通行しておりましたので、大型車の通行は問題ないというふうに私は理解をしておりますけれども、そういう事情があったのではないかなと、こんなふうには思っております。

ただ、今の使っている道路でこのごろトレーラーが横転をして通行どめになったというのは、事故であったことは間違いないことでありますけれども、同じような材木を積んだトラックが横

転をして下へ材木が落ちた、その材木が下の住宅の間際まで落ちていったというようなことで、その改善策を強く求められていたところへ、また再度同じような事故ということで、先ごろ多分このことについて対策会議が開かれて今後の対策が練られたというふうに理解をしておりますけれども、当面今までの事故例を見ながら対処をしていかなければいけないと思っておりますし、私もあの事故が起きた直後、建設事務所、それから大町警察のほうへも要望に行ったところでありますが、その席で善後策を講じたいという返事をいただいたものになっておりますけれども、その改善に向けては一定の方向が出されるものと、このように思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

議長（横田孝穂君） それでは、引き続き答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今村長のほうからご答弁させていただきましたけれども、11月12日だったかと思いますが、木材を積んだトレーラーが横転をし、積み荷が落下してしまったということで、交通どめの原因については、その木材が多分下の道路に落ちてしまったということで交通どめになったのかなというふうに思います。

それから、同じような事案ですけれども、2005年の11月にも、それは角材を積んだトラックなんですけれども、それが曲がり切れずに転落して木材を落下させたというようなこともあります。そのときも下の道路が交通どめになったという事案がありましたので、多分今回の交通どめも、その落下物が下の道路をとめてしまったという事案だったと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） 細かいことで大変申しわけございませんが、その交通どめについては日曜日に通って北側から来たら、旧道へ入るところに通行どめという表示がなされていまして、今回またその部分をつけ加えて質問をしました。

いずれにしても、国道が通れないという形になると、やはり旧道があいているときには旧道を利用して、住民の生活に不安のないような形でお願いをしたいなど、そんなふうに思っております。道路については県・国の関係にもなりますので、ぜひ行政側からも住民の生活に不安のないような形でお願いをしたいという形でおりますので、よろしくお願いをします。

次の問題になります。

農業用水の問題でございますが、先般にも同じような質問をしましたけれども、各地域の役員懇談会で農業用水の問題が出ておりましたので、また再度質問をさせていただきます。

この前のときにはアオコの話をしたんですけれども、やはり自分も行政さんからの回答を得てずっと見ていまして、最近寒くなってきてからはアオコがないです、はっきり言いまして。自分の頭の中にもデータがないものですから先般水質調査をしました。その中には、やはりアオコになるような部類というのは時期の問題もあるんじゃないかというような調査会社の話もありましたけれども、行政でこの辺の問題、農業用水を利用している人たちが納得のいくような調査をで

きるかできないか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目の質問でございます農業用水問題についてお答えをさせていただきます。

村では、用水に対しての水質調査等を行い、原因を究明することはないのかとのご質問でございます。村では農業用水の水質調査は行ってはおりません。

ご質問のとおり、地域役員懇談会では、農業用水や河川の汚れ等の問題が出されてきております。農業用水には油脂類、車等の洗浄水、雨水などが道路側溝等により一時的ではありますが流入するとともに、農地においては農薬や化学肥料、農業機械の油脂類等が流入することは避けられないことではないかと思っております。

また、浄化槽の放流水は、白馬村合併処理浄化槽設置要綱第3条に、放流水については河川放流を原則とするが、河川放流できない場所にあつては、放流量または浄化槽面積に見合う面積を確保した有孔放流管により地下浸透処理を行うものとする規定をしておりますので、農業用水路に放流されているということはないと思っております。

農業用水の水質調査ということでございますが、どのような調査を行いどのように反映できるのか、また水のきれいさとは何なのかなど検討をし、調査を実施するか判断はしてまいりたいと、このように思っております。

ごみの不法投棄について、行政より住民への周知徹底についてであります。不法投棄の防止については、広報紙及び地区への配布物等で広報を行うとともに、区長会議や衛生組合長会議でも河川、農業用水路の下流住民が困っていることを伝え、その周知を図っているところであります。

村では、4月から11月の毎週月曜日、幹線道路を中心に不法投棄パトロールによるごみの回収を2人の体制で行い、ごみにより観光地としての魅力を損なうことのないように努めています。近隣市町村と比べても目にする不法投棄、ごみは少ないと関係者からは伺っているところであります。

また、不法投棄については廃棄物処理法に罰則規定が設けられており、重大な不法投棄は県及び大町警察署と連携し、事案の処理に当たり、昨年度2件が犯人特定に至っております。今後も広報、チラシを中心に周知に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

農業用水問題につきましては、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田正治君） 今村長から回答をいただきました。

やはり今回の調査は寒くなってからとか、お客さんの少ないような時期で調査をしましたので、

自分たちが求めている正確なものが出たという形ではないと思います。やはりこの水質問題については、冬シーズンの終わった段階で1回とか、夏シーズンに入るときに、アオコがふえてきたようなときに調査をしていただけるならありがたいというのが百姓屋の願いだと思います。

自分が今回調査した部分については、源太郎水系の平川から大櫛川までの区間だけしかやってごさいません。去年の区長会のときに通の区長さんからも汚染水、それからごみの問題等が出ていましたので、できれば巡回、ごみについては徹底的に調査をしていただきたいというのが下流域の願いだと思います。これは行政のほうもいろいろな問題があると思いますけれども、ぜひ下流域では昔は農業用水が飲めたという時代に戻るような水質にしていきたいなど、そんなふうに思っております。この辺はあと要望をお願いをするという形にしておきますので、よろしく願います。

次に、3番目の学校の教育環境についてお尋ねをします。

学校でのいじめについては、それぞれの教育委員会では非常に神経を使っている問題であると思います。白馬村においても、義務教育でいじめがでないことを願っているところですが、そのいじめではないかと思われる事象がこの春先に起きたと聞き及んでおります。村長、教育長はこの件についてお聞きしていたのか、お伺いをいたします。

さらに、教育委員会と村長は、ほかの町村で起きているようないじめが白馬で起きたときはどのような対応をするのか、防止対策をどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

また、9月の議会の最終日、早く終わりましたので、北小の音楽会に最後のほうの30分間ほどでしたが聞くことができましたが、このときの環境、いわゆる出入り口はオープンの状態、いつでも人が出入りできる状態でした。また、会場の中でも保護者の方が我が子の様子をビデオやカメラにおさめたいと会場内を行ったり来たりする様子、舞台では先生や生徒が一生懸命に発表しているのに余りにも、時が変わったとはいえ児童の教育にふさわしくないように思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から3つ目の学校教育環境についてのお尋ねでありますけれども、私の部分については私から、教育長の部分については教育長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

学校教育環境について、いじめと思われることがこの春に起きたというふうにお聞きをいたしました。このことを村長は聞いていたのかとのご質問ですが、実際にいじめがあったとすれば教育長から当然報告がありますので、今のところそういう話は聞いていないという状況でございます。

次に、いじめが白馬で起きたときの対応と防止対策をどう考えているかとのご質問ですが、9月28日にいじめ防止対策推進法が施行され、10月11日に国のいじめ防止等のための基本

的な方針が策定をされました。長野県でもいじめ防止基本方針の策定に向けて検討を始めたところでありますので、本村においても方針を関係機関と協議しながら定めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

私のほうからは、以上で私の答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 引き続き答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 学校の教育環境について、私のほうからお答えいたします。

学校でいじめではないかと思われることがこの春に起きていたのではと聞きおいたが、教育長は聞いていたかとのご質問でございますが、この件と思われる情報につきましては学校長から報告を受けており、承知をしておるところでございます。

内容的には、低学年で起きた友達間のけんかであり、担任が中へ入りその日のうちに解決しております、いじめに当たるようなことはありませんでしたので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。ご心配をいただきありがとうございます。

また、いじめが白馬で起きた場合はどのように対応するのか、防止策をどう考えているかのご質問につきましては、先ほど村長の答弁にもありましたが、本年9月28日いじめ防止対策推進法が施行され、10月11日に国のいじめ防止等のための基本的な方針が策定されました。

県教育委員会からの連絡では、地域いじめ防止基本方針の策定に向けて検討を始めたところであり、法で規定するいじめ問題対策連絡協議会と同様の会を来年度中に設置したいと聞いております。また、学校においては、期限は定められておりませんが、基本方針を策定しなければならないこととなっており、国の方針、県の策定等の情報を得ながら策定してまいることとなります。

村としての基本方針につきましては、県のいじめ防止基本方針等の策定状況や情報を待ちながら検討していくことになるかと考えております。

そして、太田議員ご指摘のいじめ防止策をどう考えるかについては、現在各学校でもいじめ防止方針があり運用しているところではありますが、法律や国の指針に基づいた学校いじめ防止基本方針に防止策が盛り込まれますので、それに従って対応することが防止策と考えております。それぞれ学校の子どもたちみずからが考えることもとても大切なことだと思っております。また、いじめが起きた場合はどのように対応するかにつきましても、この学校いじめ防止基本方針に従って対応することになると思っております。

いじめにも関連するわけではありますが、最近特に気になることがございます。少し前までは携帯などは高校生になってから持っていたかと思いますが、今では中学生や小学生まで携帯やスマホを持っているようであります。使い方を間違えると大変なことになります。マスコミでもたびたび取り上げておりますが、ブログやチャットで他人の誹謗中傷を書く、メールで悪口を送るなど、世の中にたくさんあり問題となっております。まさしくネット上のいじめに当たるかと思っております。

また、ゲーム機でも通信機能があったりして知らない人とつながることができてしまいます。時には子どもが被害者や加害者になってしまう危険もあります。問題が生じた場合は、持たせた者の責任であります。持たせるにはルールをつくって持たせるなど、保護者が知らないことのないよう子どもを守ってほしいと願うところでもあります。

学校でも、保護者に危険があることやルールをつくることなどの通知、携帯のアンケート調査を実施するなど対応しているところでもあります。そして、各家庭での対応に期待をしているところでございます。

続いて、北小学校の音楽会についてのご指摘についてお答えをいたします。

学校の音楽会について、近年一部の児童が騒いだり、一部の親が自分の子どものみを見てビデオ撮影やカメラ撮影をするようなことが多かったりとマナーの悪さが指摘されておりました。このようなことから、本年は白馬北小学校創立140周年記念音楽会ということで、音楽係から開会の前に児童、保護者に向けて鑑賞のマナーについてお願いをしております。

内容は、学校として保護者へ思いを伝えた部分でもありますので、原文のままお伝えをしたいと思います。

本日はお忙しい折、本校の140周年記念音楽会に足をお運びいただきありがとうございます。鑑賞マナーに関して何点かお願いいたします。演奏中の出入りはご遠慮ください。また私語も慎んでください。恐縮ではございますが、小さいお子様がむずがり出した場合には演奏中でもご退席くださいますようお願い申し上げます。携帯電話、時計のアラーム、ビデオの操作音等の音が鳴らないようご配慮をお願いします。本年度はDVD販売をいたしますので、可能であれば携帯電話の電源を切っていただけるとありがたいです。子どもたちがステージの上で演奏するのはほんの数分です。でも、その数分のために子どもたちは100倍以上の時間をかけて練習してきました。たくさん努力してきました。そのことを心におとめいただき、子どもたちがステージ上で練習の成果を十分に発揮できますよう鑑賞マナーへのご協力をよろしく願いいたしますと、以上のようにお願いをしたところでございます。

また、保護者への案内通知にも同様なことを書いてお知らせをしております。その結果、本年度の保護者の鑑賞態度は昨年度と比べると大変よくなってきていたとお聞きをしております。

学校評価委員からも、音楽会が工夫されていた、140周年のため力が入っていて元気な子どもらしさが出ていてよかった、声がよく出ている、高学年になればなるほど伸びのある声であったなど感想をいただき、マナーについてのご指摘はありませんでした。

そして、会場内でのステージ発表や録音にも全く支障がなかったようでございます。少子化の時代を迎え、行事に父親の参加がふえるなど、我が子に対する保護者の対応も変化してきております。また、保護者のお気持ちも十分理解できるところでございます。度を越した行事に影響を及ぼすような行為や、他の方に迷惑をかけることがないようであれば、モラルの範囲内と捉えて

よいのではないかと私は思っております。

以上、太田議員の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） 教育長から学校での説明、ことごとく説明をいただきました。ありがとうございました。

やっぱり世代の違いというものは怖いものだなと、もう自分が卒業してから50年も60年もたっている時代と今の時代の差の違いかなというふうに思っていますが、やはりもっと保護者の方、あるいは周りの人たちは次のことに気がついているのかなというふうなことでお話をしてみたいと思います。

私たち先輩議員たちも皆さんも見てもらえると思いますが、小学校前の交差点に退職された内川先生が長年にわたって生徒を毎朝迎えておりました。最近では、内川先生でなく校長先生が毎日立っております。そして、あるときは白馬中学の校門前ぐらまで子どもを迎えに行っています。やはり保護者がそういう光景を知っているのか、家庭で子どもの教育ができているのかというところまで踏み込んで、教育委員会の教育長たちは学校の先生達と、あるいは保護者とお話をしてもらいたいなというふうに思っております。

やはり教育というものは学校だけではだめです。家庭と学校と両輪で子どもを育てていく、そして、保護者がもっと子どもの教育にかかわり合っていかなければいけないのではないかと思っております。この辺について教育長はどういうふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 今のご質問でございますが、実際に白馬北小学校の校長は毎朝子どもたちを迎えております。これについては、校長の自分の考えということでスタイルでございますが、子どもたちに挨拶ができるようになってもらいたい、そういう人間になってもらいたい、そういう思い。それから一人一人の子どもたちが毎朝挨拶をすることで様子がわかる、その様子を見て変化を感じ取ることができる、そういう一人一人の子どもたちを見ながら校長先生はそれぞれ子どもたちの様子を観察をし、また学校教育のほうに生かしていく、担任のほうへ伝えたり生かしていく、そんなことを目的にしておるところでございます。

保護者のほうはそういうところについて理解をしているのかというようなことでございますが、それぞれのご家庭についても子どもたちが時間に間に合うようにそれぞれお家を出ているかと思っております。子どもたちも途中で何か気にとられるようなこと、それぞれの思いがあつて道草を食ってしまう、そんなこともあろうかと思っております。そういうことがありましたら、村のほうでも地域の方々の見守り等をお願いもしているところでございます。ぜひそういう時間におくれるような子どもを見かけましたら、声がけをしていただければありがたいと思います。

また、保護者のほうにもPTAとの打ち合わせ等がございますので、その折にも伝えてまいり

たい、そんなように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田正治君） やはり昔からよく言われていますが三つ子の魂百までと、やはり今教育長から挨拶ができる人間というような話もありました。やはり子どもには子どもに基礎を教える、これはやっぱり学校だけでなく家庭というものが大事だと思いますので、機会があることがありましたらぜひ家庭での教育というものが大事だと思いますので、その辺もよく触れていただいて、白馬にいじめのない生徒をつくるというような形で頑張ってもらいたいなど、そんなふうに思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 質問はありませんか。

第5番（太田正治君） ありません。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第5番太田正治議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす12月12日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、あす12月12日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもって、本日は散会といたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時27分

平成25年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成25年12月12日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

平成25年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成25年12月12日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	篠崎 久美子
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	北 澤 禎二郎
第6番	太 田 伸 子	第12番	横 田 孝 穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	平 林 豊
住 民 課 長	倉 科 宜 秀	上 下 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
観 光 課 長	篠 崎 孔 一	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 澤 忠 明
農 政 課 長	横 山 秋 一	税 務 課 長	太 田 洋 一
健 康 福 祉 課 長	吉 田 久 夫	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
総務課長補佐兼総務係長	横 川 辰 彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。

4名の方の一般質問は昨日終了していますので、本日は5名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第7番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第7番篠崎久美子議員。

第7番（篠崎久美子君） 7番、篠崎久美子でございます。

本日は、きのうまでのお天気とは一転しまして、この大雪になりました。週末、この連休、クリスマス連休、そしてまたお正月を控え、心強い降雪になってくれたことと思っております。この本格的な冬の到来を迎えまして、シーズンを通じまして、スキー場のみならず、お客様、そして住民の交通や生活の安全・安心を切に願うところでございます。

本日は、通告に従いまして3つの質問をさせていただきます。

1番目に来年度予算編成について、2番目にふるさと納税の活用について、最後に公文書の管理について、この3つについてお伺いをしたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

新年度の予算を編成する時期となっております。庁内においては、既に新年度予算の編成作業に入っていることと思われまます。第2次安倍内閣の掲げる成長戦略、いわゆるアベノミクスの成長戦略の経済的効果というものは、まだまだ実感として、また目に見える形として私たち住民生活にはあらわれていないのではないかと思われております。プラスの効果よりも、ひょっとすると政策が掲げるインフレの効果、あるいは消費税増税などが先に我々の生活に影響を深く及ぼすのではないかと懸念もございます。

そんな状況の中、歳入の見込みがすぐに大幅に増加するとは想像しがたく、また少子化、人口減少という現実を抱え、村の施策も以前にも増して費用対効果を考えるように求められてきていると思います。また、住民の福祉をいかに向上させるかという大前提のもと、より明確な理念と目標を持っての予算立てが求められてきています。住民生活にとって非常に大事な税金の使い方を決めるこの予算編成であるわけですが、同時にこの新年度予算は村長のこの任期最後の編成作業となるわけですが、そこで、次についてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、来年度予算の編成方針と重点施策をお伺いいたします。

次に、村長は公約として財政の健全化、観光活性化としてブランド白馬の再生、メディアPR、インバウンド対策、山岳リゾートとしての基盤整備など、また身近な村政の創出として情報公開など、社会福祉・教育施策の充実として少子高齢化への対応、高齢者対策、子どもたちの健全育成などを掲げていらっしゃいます。この任期最後の予算編成に当たりまして、公約の予算への反映状況というものをお伺いいたします。

最後に、前年度の決算状況、決算の審査意見書、事務事業評価書などは、当然に新年度予算に反映されていくことと思われまます。例えば事務事業評価は、事業仕分けとは少し意味合いが違いますけれども、評価委員には住民からの公募委員も入り、意見を付して事業評価がなされているところがございます。あるいは、決算審査意見書には専門的見地からの意見が述べられているものがございます。これらについて、過去も含め、どのように次年度に反映をされてきたのか、また来年度についてはどのように反映をされていくご予定であるかをお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎久美子議員から3つの項目でご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず、来年度予算の編成方針と重点施策のご質問でございますが、国の動向を見ますと、地方財政計画では今年度と同水準を確保されたとしておりますけれども、地方交付税の要求額では今年度予算額よりも下回っている状況となっております。また来年4月1日より消費税率の引き上げについても閣議決定されたところであります。このような情勢を踏まえると、来年度の予算編成は大変厳しい状況になると見込んでおります。

こうした状況の中、平成26年度予算編成の方針としましては、第4次総合計画の後期計画の予算編成の3年度目を迎え、平成27年度の最終年度に向かって、職員一丸となり総合計画に沿った実施計画を着実に推進をしていくこととしています。

具体的な方策としまして4つ掲げております。1つ目は、実施計画に基づく事業を優先事業としておりますが、地域役員懇談会等住民の声、現場の声を聞き、事業の緊急性等を柔軟に判断し予算に反映すること、2つ目は、組織体制の整備と効率的な行政運営を図るため、職員の資質向上を図る人材育成、3つ目には、事業の有効性等を徹底的に検証し、また真に必要な経費を精査

し、徹底した行政改革、4つ目には、歳入の的確な確保及び新たな財源の創出を具体的方策として予算編成に取り組むよう職員に指示をしております。最少の投資で最大の効果を挙げる予算編成を行ってまいりたいと考えております。

次に、村長公約の予算への反映状況のご質問であります。平成26年度予算編成の作業中であり、正確な反映状況を申し上げられませんが、山岳リゾート地にふさわしい基盤整備、観光局の積極的な事業推進、事務事業評価制度の充実、奈良井地区の耕作不能地の有効利用などを考えているところでございます。また、山岳観光都市白馬村として美しい村を実現するための無電柱化、セットバック等、あるいは軒下配線等を含めた無電柱化事業の導入がようやく見込まれることとなり、地域でも独自のまちづくりを考えているところもあることから、それらをあわせながらこの整備を大きな目玉として今後とり進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、前年度決算状況、決算審査意見書、事務事業評価などをどのように次年度に反映されてきたか、また来年度についてはどうかのご質問でありますけれども、限りある財源の中で最大の効果を上げるには、前年度の決算状況、決算審査意見書、事務事業評価を分析をし、新年度予算に反映をさせることとしております。

今年度の予算では、事務事業評価委員会が充実と判定された特産品事業では、評価委員会の意見も踏まえ、担当課において調査検討し、特産品を生産する団体に50万円の補助をする事業を追加いたしました。また、リサイクル事業では、本村に定住する外国人向けに、ごみ・リサイクルの出し方のガイドブックの作成やごみ集積所設置補助の拡充を図っております。継続や廃止、見直しなどに判定された事業においても、同様に評価委員の意見を踏まえ、事業の見直し等を行っているところでございます。

また、決算審査意見書の反映についても、指摘をいただいた適正な債権処理の方法として、動産・不動産、債権の差し押さえを行い、債券などは即座に村の収入とするなど、積極的な徴収や滞納処分等を行っているところであります。

来年度につきましても、事務事業評価を踏まえ、現在担当課で検討している段階でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

新年度予算編成については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） ただいまご答弁をいただきました中の編成方針、また重点施策のところ、新たな財源の確保という言葉が答弁として頂戴することがありました。それを指示しているというお話もありました。それが具体的に何を指しているのかということとをちょっとお伺いしたいということ、それからもう一つ、村税の状況を今少しお話をいただきましたけれども、実際来年度の村税の歳入の予想、また徴税対策、それを受けての財政運営の方針ということについてお

伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

新たな事業導入に当たって、新たな財源確保をどのようにしていくかというお尋ねでございます。

1つ例にとりますと、新しい、今、県でも進めております、このすばらしい山岳景観を生かしながら世界水準での観光地としての構築を県の5カ年計画の中で想定をして掲載をされているところでございます。たまたま白馬村では、3年ほど前から、これは私の公約でもありますけれども、このすばらしい山岳景観を生かしながら、村の表現では世界基準での山岳観光リゾート地づくりを目指したいと。そのためには無電柱化をしながら、最終的には美しい村にしていくことが本来の山岳リゾート地として求められるところであろうというようなことで、2年ほどにわたりながら、それぞれ関係機関へいろいろ調査を依頼をしながら、そしてまたこの思いを関係機関にも伝えながら、最終的には県のほうからこの5カ年計画の中の一つとして実施をしてくれるという見通しが立ってきたところでございますので、初年度にしてはまだどのくらいの我々の村の負担になるか明確にはなっておりませんが、一応県事業として事業の推進に当たっていただけると、こういうことになっておりますので、私どもの方針としては、県のそうした応援をいただきながら、また地域の皆さん方と、まちづくりについては今後の問題となってきておりますので十分打ち合わせをしながら、その費用捻出についてはまた新たな考えをしていく必要があると、このように考えているところであります。

また、税の問題については担当課長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 続いて答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田洋一君） 26年度の村税の収入見込みであります。今集計をしております。ただ言えることは、国の26年度の税制改正の動向を見る必要があるということと、消費税の増税があります。ですので、徴収に関しましては、また引き続き厳しいものがあるのかなというふうに予想はしております。また、村税は重要な村の財源でありますので、財源の確保につきましては徴収のほうは強化していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 収入の関係になります。先ほど村長が答弁した消費税の関係でありますけれども、その関係する項目になろうかと思っております。地方税の交付金でありますけれども、一応現在の見込みの中では6,000万から7,000万の増、普通交付税につきましては約4,000万の減というような一応積算、今のところの見込みであります。よろしく願いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） ただいま総務課長にお答えいただいたところは、この消費税率引き上げの影響ということでお伺いしてよろしいということでしょうか。確認でお答えをお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 消費税の引き上げに関する項目についてお答えいたしました。

議長（横田孝穂君） よろしいですか。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 消費税が引き上げられるということですが、例えばそれは今、収入の部分、あるいは財政の部分でお伺いしたところですが、村民生活に直結するところということで、例えば村の中には各種使用料や、あるいは上下水道料等があるわけですが、これについての影響をどのように消費税率の引き上げについてお考えになっているのか、あるいは変更があるのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 来年度、消費税が5%から8%に3%値上げになるということで、我々のほうでも新年度予算の編成の作業中ございまして、その中で現在把握しているおおむねの値上げ等についてご説明をいたします。

まず、水道事業会計でございますが、料金収入については約820万弱の増を見込んでおります。また、支出については約250万円の増、また下水道事業特別会計につきまして、収入につきましては、これも料金収入でございますが、約530万円の増、支出については約220万円の増、農集排特別会計については、収入については約250万円の増、支出については約270万円の増を見込んでおり、いずれにしろどの会計も支出よりも収入を多く見込んでおる状況です。また、これにつきましては3月に条例改正をする予定でおりますし、平成27年度には8%からまた10%に引き上がるということで、その辺もまた今後影響してくるかと思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 一般会計に関する部分でありますけれども、住民にかかわる分としましては使用料が出てこようかと思います。現在のところ、使用料の値上げは考えておりません。

あと、会計で需用費から役務費、委託費、工事請負費、原材料、備品購入費など支出の部分があります。それにかかわる消費税で、現在積み上げ中でありまして、はっきりした数字は申し上げられませんので、25年度の予算に対して3%値上げするという形の中の積算でいきますと約3,500万、25年度当初予算に3,500万プラスになるということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（横田孝穂君） 篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 今お伺いしますと、要するに上下水道は3%、引き上げ率をそのまま乗せて8%になるということ、そのほかの各種使用料については引き上げを考えていらっしゃるというふうにお伺いをしました。そうはいいまして、来年度、村内経済自体がなかなか景気浮揚するということは見えないところでありまして、重要施策、あるいは重点施策のところには具体策というものが一向に実は出ていなかったかなというところがあります、まあまだ時期的なところもあるとは思いますが、

村内経済を回復させるために、直接的な刺激策として、例えば今年度で終了とされています住宅リフォーム制度などがございました。これは、実質的には非常に村内の経済を刺激したところでございますけれども、これは6月の議会のときにいただいた資料ということでございますが、6月の時点で既に139件、工事の総額が1億4,000万円を突破するというような状況でありました。そういったことを考えますと、このような住宅リフォーム制度のように直接的に村内経済を刺激する策がまだ必要ではないかと。消費税も上がるということでもありますし、税制も改正されるということもありますので、そういったことへの影響も考えて、このような直接的な経済に対する刺激策をお考えになっていないか、あるいはまた住宅リフォーム制度そのものは今年度で終了というお話を伺っておりますけれども、1年間延長するというようなお考えはないか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

篠崎議員おっしゃられることは十分理解もできますし、当初6月定例会の折には、経済動向、国の方針がこのように大きく変わるということは正直想定しなかったところもございます。しかし、現実はこのように厳しい状況になってきたことを考えると、何とか景気対策に貢献できる方策はないかと。実行してきましたリフォーム補助金については、事務事業評価委員の中でも廃止という判断もいただいているところでもありますけれども、住宅リフォーム助成金にかわる何かができないかということで、今、26年度の予算編成を進めていく中では検討をしていかなければならないかなと、こんなふうにも思っているところでございます。

評価委員の中で廃止をすべきということの理由は、ただ単に金銭的な問題ではなくて、それを享受できる人たちの選定等についてもいろいろ問題があることから廃止というようになったのではないかと、こんなふうにも想像がされるところでありますので、そうしたことも含めながら、形を変えた新たな方法を今模索をしているというところでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 今申しましたように、アベノミクス等々といいましても、経済の浮揚がなかなか実感としてないという中では、これは非常に直接的ではあって、いろいろな問題も当初、

最初スタートしたときはありましたけれども、3年間のうちにいろいろなところを改善されて、非常にスムーズに運用されているところもお見受けいたしました。ぜひ住宅リフォーム制度、あるいはまたそれにかわるものという今お話がありましたけれども、何らかのそういった牽引となるものをぜひ考えていただきたいと思います。他の自治体なんかを見ますと、例えばリフォーム制度だけではなくて、定住促進も兼ねてマイホームの取得とかに関しても補助金を出すというような方策も出しているところもあるようでございますので、ぜひ検討いただいて、何らかの景気刺激策をぜひお願いしたいというところでございます。

そして、私どもは先月、商工会の皆様方とお話をさせていただく機会を得ました。その中で商工会の皆様、あるいは要するに中小企業、中小の事業者の方たちの切実なる思いを本当に聞かせていただいてまいりました。その中で、一つ小規模事業者の方たちの希望として、小規模事業者経営改善資金、いわゆるマル経資金と言われているものでございますが、これに対して利子補給をお願いできないかということ承ってまいりました。こういったことに関してお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

商工会の皆さんとお話し合いは、私、行政を含めた行政サイドともさせていただきました。その中でもそのお話は出ました。今、白馬村としては、商工会へ750万プラス特産品開発という名目で200万円の補助をしております。それ以上にまたその利子補給分をとという要望もお聞きをしております。新年度予算の中でどのような形で反映できるか、もう一度商工会の皆さん方とはお話をする機会を持ちながらその対策は講じていきたいと、このように思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） お伺いするところによりますと、いわゆるマル経資金というのは、その借り入れの方法等も、小口のものを割とハードルが高くなく借りられるということもあって、運転資金としてつながっていくためには非常に有効に利用されればいいと思いますけれども、それにつけてもそういったご希望もありますので、ひとつ検討の場にのせていただけたらと思っております。

先ほどの自主財源の村税のお話をちょっとお伺いいたしました。村税については引き続き厳しい状況が続くのではないかというお話もありましたけれども、その中で徴収の強化という言葉が課長のほうから出ましたけれども、この徴収の強化ということについて具体的に何かご検討されているのか、ひとつお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田洋一君） 徴収につきましては、積極的に差し押さえをしていきたいと考えており

ます。しかしながら、差し押さえをただけでは税のほうに充当されません。差し押さえをして、換価をして、税のほうに充当して初めてその税が完納という形になりますので、その辺につきましては積極的に行っていきたいと考えております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 一番の原因は景気が悪いということに尽きるわけですが、苦しい状況もわかる、いただかなければいけないということもある、そういったこともいろいろ考えていただいて、この税に対しての徴収というところもひとつ検討をさせていただくようお願いしたいと思います。

さて、この予算について、ちょっと内容は変わってまいりますけれども、例えばホームページにおきましては、今現在見せていただくと、予算の編成方針、あるいは予算査定前の当初予算の概算要求というのが、これ前年度と違いますか、要するに25年、今年度ですね、これに向けてのものが載せられております。しかしながら、実はそれが載せられているものが予算編成の作業の流れのどこに当たるのかということが住民にはなかなか見えないんですね。ですので、この編成作業の流れ、そしてまたその流れのときに、例えば今は概算であるとか、最後に積み上げをしていって査定があるとか、いろいろ作業があると思うんですけれども、この流れとあわせてその時々作業の内容ですね、これを一言書いていただくと住民には非常にわかりやすい、透明度のあるということが確保されるというものではないかと思いますが、これについてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 今のご質問でありますけれども、スケジュール等については住民の方も知りたい部分があるかと思います。ホームページについては調整を図ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 今そういう話をいただきましたけれども、もう一つホームページで、ホームページが一番タイムラグがないということで、非常に私もよく利用させていただいているんですが、実は予算に対しては、今年度を見ても、予算の概要がもう公表されています。そうすると、一般会計あるいは水道事業会計でありますとか下水道等々の公営企業、あるいは国保など、全てが載っています。ですけれども、実は先ほども最初のお話のように、前年度の決算なり事業評価を受けて来年度に反映していくということになったときに、じゃ決算はというと、実は決算は一般会計しか載っていないんですね。ですので、国保がどうであったのか、下水道事業会計がどうであったのか、これをやっぱりあわせて公表していただくことが、セットで見たいということもありますし、それが全て含んだものが実は村のお財布なんだということ、一般会計だけではないんだということが村民にはわかると思います。

特にすぐ一般会計のことだけで話をしてしまうんですが、実は下水道会計には一般会計を超えるような借金がまだまだ残っている、そういったことも実は知られていないわけですね。そういったことも含めて、予算と合わせて全ての決算を載せていただけたらどうかということ、そしてまたこれを単年度だけではなくて経年度的に、何年かにさかのぼって公表していただきたいと思っております。これは財務諸表も全てそうでございます。公会計制度の財務4表は、せっかく出されていますけれども、たった1年度だけ、23年度に関してのものだけしか出ておりません。こういった単発のものではなく、今言うように全ての会計が予算も決算も出る、なおかつ経年度的にそこで見ることができるということを検討していただきたいと思いますが、これについてどのようにお考えになっているかをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今、議員さんご指摘のとおり、予算決算についてある程度経年的に公表してくださいよというお話であります。

ホームページというお話でありましたけれども、一部の村民の方からは、ホームページ、パソコンでアクセスできる人は限られているんでというような意見もありますので、ホームページはもちろんでありますけれども、紙媒体を使ってなるべく丁寧な情報を提供するように心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） これは、住民からもらった税金をまた公平に配分していくという部分において、非常に透明性が確保されるという意味においても必要なことではないかと思っております。この予算決算の透明性の確保ということは、これは担当者の考えでやるということだけではなくて、やっぱり首長である村長のお考えがここに反映されてくると思っております。村長はこの透明性の確保ということ、公表ということについてどのようにお考えになっているかをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 基本的には副村のほうからお話ししたとおりでありますけれども、私が就任当初から言っていることは、とにかく財政を含めた行政運営にかかわることの透明性は高めていきたいと。隠すことなく出していくということ、加えて隠してばれたときのほうが大変だということから、その思い、方針は変えているつもりはございません。

前回たしか、今わかるようにということで、成果説明書を見れば全体像は明確にわかるわけがありますけれども、あれだけのものを全村民にお配りすることは大変でありますので、あれの要約版といいますか、全体がわかるものに変えたらどうかという議員からも提案もあったことを記憶しておりますので、その指示もしているところでございます。

なかなかその作業は大変でありますけれども、ここでお金がかかっても、何とかいい方法で考

えていきたいと考えておりますけれども、ただそのタイムラグのないように細かな情報を出していくということになれば、なかなか紙媒体でそれをお伝えすることは大変難しいと思っております。そういうことで、極力ホームページ、ネットを使いながらお知らせをしてきたところでありますが、副村長言いましたように、今ネットを使える人が何人いると思うのかというような強いご指摘をいただいておりますが、時の流れとしてやはりインターネットの十分な活用をしながら、そしてケーブルテレビ等でもその情報は可能な限り発信をしてまいりますので、ぜひ村民の皆様にも積極的にそういうものを利用していただく、そんな啓蒙をしていく必要もあろうかと、このように思っているところでありますので、また適宜適切なお指摘をいただければと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁を含めあと22分です。

質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 紙媒体のところに、あるいはケーブルテレビなどに、ホームページに出していますということだけでも違うと思います。ぜひ透明性の確保というところにおいて、速やかに対応していただけたらありがたいなと思っているところがございます。

それでは、ふるさと納税の活用につきましてということで、次に移りたいと思います。

この制度は平成20年から始まっているところがございますが、白馬村でも篤志家の方から納税をいただいてまいりました。白馬村では、これをふるさと白馬村への応援寄附として現在取り組まれているところがございます。この制度を取り入れているからには、これを大いに活用するとともに、多くの方の村に寄せる思いを有効に事業化に生かしていくことが求められていると思います。

実はこのごろでは、もう既にニュース等で非常に取り上げられておりますけれども、全国の自治体においてはこのふるさと納税制度を大いに活用しまして、寄附、要するに振りかえ納税でございますが、納税を募り、あわせて自治体のPRや産業の振興に役立っている例が多く見られるようになってまいりました。

近ごろでは下伊那郡阿南町でございますね、ここが、農業支援以外のものと農業支援という目的を持ったものがあるということだそうですが、寄附金額1万円に対して新米10キロを送るということをことしの5月から始めて、10月末までの半年間で4,951件、1億700万円という寄附があったそうです。これは、寄附をされる方にも、自分たちの寄附したお金がどこに行くか、そしてまた特典としておいしいお米も食べることができる、農業生産者にはその分買い上げという形で経営を保障する、そしてまた町としてもPRという、昔と違いますか、落語で言えば三方一両損の逆ですね、三方一両得ということで、こういったことが大いに活用されているところだと思います。

けさのラジオを聞いておりましたら、飯山市のほうでも特典を非常に充実させたところ、短期

間の間に数千万円というお金が集まって、非常なPRにもなっているということをお伺いしております。

ぜひこの白馬村でも寄附に基づいた事業展開を積極的にするとともに、こういった特典などをもっと充実させて、その相乗効果としての村のPRなども念頭にして、この制度活用をもっとお考えになってはいかかかと思えます。そこで、次についてお伺いをいたします。

これまでの寄附の状況、事業実施の状況についてお伺いをいたします。

また、ふるさと納税の何らかのお礼の形、例えば特産品や特典、要するにインセンティブと呼ばれている部分でございますが、それを充実させることは、納税意欲を促し、あわせて産業振興、観光PRのためにも効果的であると思われませんが、導入のお考えをお伺いいたします。

活用状況をどのように寄附者にお知らせをしているのか、またパンフレットにはホームページなどでの公表もすると案内をしているところでございますが、今実際の状況はどうなっているかをお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員2つ目のご質問でありますふるさと納税の活用について、3項目にわたってご質問いただいております。お答えをさせていただきます。

これまでのふるさと納税制度による寄附の状況と実施状況につきましては、ふるさと白馬村を応援する寄附金の平成25年度4月から11月までの状況は、7名の方からご寄附をいただき、寄附金総額は532万円でございます。寄附金の用途については、環境の保全が5件、スポーツ振興が1件、特に指定なしが2件でございます。

本年度ご寄附をいただいたものは、年度末に基金化をしまして、平成26年度以降の事業に活用をしていく計画でございます。また、本年度は基金から940万円を一般会計に繰り入れをする計画で、山岳の浄化対策やじんかい処理、スポーツ振興や児童国際交流などの事業を進めているところであります。

次に、ふるさと納税をされた方への何らかのお礼の形の導入についてのご質問ですが、長野県の調査では、県下で特産品等を送付している市町村は77市町村のうち40市町村となっております。記憶に新しいところでは、先ほどお話がございましたけれども、阿南町は金額に応じ米を送ることに対して1億円以上の寄附金額となったところでございます。本村においても特産品などの送付を検討しておりますが、なかなかこれといったものがなく、現在のところはパンフレットなどの送付のみとなっているところでございます。

次に、活用状況をどのように寄附者にお知らせしているかのご質問ですが、運用状況を掲載をした広報はくばを送付し、報告にかえさせていただいております。本年度は、広報の送付の折にサマーグランプリの入場券を同封させていただきました。

また、ホームページなどでの公表状況についてですが、確認をしましたところ、更新が滞って

おりましたので、指示をして改善をさせたところでございます。

ふるさと納税制度については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 特典については検討中ということですが、農業生産品ばかりでなく、白馬にはスキー場ということもございます。事業者の方と相談をされて、例えばリフト券とか、スキー場の利用券なんかも一つ考えられることではないかと思えます。白馬らしさということをごひここで出していただいてPRにつなげていただくということも一つの効果であると思えますので、ご検討いただけたらと思えます。

状況の知らせ方ということで今お話をいただきました。広報はくばを送付しているということですが、今の例えば阿南町の例ばかりを出して申しわけないんですが、阿南町ではちゃんとお礼のパンフレットがまた一つ出ていますね。それがまたホームページにも載っていますし、個々人にも差し上げているということだそうです。それがやっぱり村の姿勢でもありますので、特典をつけるつけないにかかわらず、ありがとうございますということ、あるいは今使わなくても今後こういうふうにする予定でいるんですというところがあれば、それも書いて出すということも必要ではないかと思えます。

そういったこと、そしてまた、これは税金を結局振りかえているわけでございますので、村出身で村外に出ている方、若い方がいっぱいいらっしゃいます。ぜひふるさと白馬に興味を持っていただいたり、関心を持ち続けていただくという意味においても、村出身の村外居住者の方へもPRをされてはどうかと思えます。例えば成人式の折でありますとか、そういったときにもぜひPRをしていただきたいと思えます。この点について、お礼のパンフレット、あるいはPRの方法についてということでお伺いしたいと思えます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

まず最初に、篠崎議員から新しいご提案もいただきました。大いに参考にさせていただきたいと思えます。

寄附をしていただいた皆さん方には、お礼状は全て出しているところであります。また、もう一つ、ふるさとを応援したいという制度もございます。そうしたところもあわせてお礼状を差し上げたり、非常に多額なご寄附をいただいている方もございます。そうした方にはそれなりのお礼もしながら、必ず一定のものというような取り決めはございませんけれども、今後についてはまた検討もさせていただきたいと、このように思っております。

そしてまた、このふるさと納税にご協力をいただける方、さらにはご寄附をいただける方について、村民の皆様へも広報したらどうかという新しいご提案をいただきましたけれども、私独自として今進めているのは、実は白馬出身者で村外にお住まいを構えておられる方、特に今は東京

を中心に物を考えているんですけれども、白馬出身者で今、悠々自適お過ごしをされている方を3名ほどお願いをして事務局員的なことをお願いをし、まあ長野県人会というわけにもいきませんので、白馬出身者の会というようなものをとりあえず東京で立ち上げて、ただご寄附いただくことだけを目的にするのではなくて、やはり白馬の動向を知り、白馬をやはり人一倍愛する皆さん方ですので、いろいろな面で白馬村へのご協力がいただけるのではないかとということで、今そんな取り組みができるようにと私自身が出向いて進めているところでありますので、何とか実現をしたいものだと、このように思っております。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 非常に今の村長のお話、期待するところでございます。ぜひ進めていただきたいと思えます。ふるさととは遠くにありて思うものという言葉もございますけれども、ふるさとからの働きかけも非常に必要などころではないかと思えますので、期待しております。

次に、3番目の公文書管理についてをお伺いしたいと思います。

これは、2009年に成立をし、11年に施行されました公文書等の管理に関する法律、いわゆる公文書管理法に基づくもので、これは国の制度のところをまずうたっているところでございますけれども、その34条の中に、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないとございます。この法律の趣旨ということでございますが、公文書を健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的にこの公文書を利用し得るものであることというふうにその性格を定めております。ここで言う公文書と言われるものは、行政文書、法人文書、特定歴史公文書等などによって成り立つと、この場合は規定をされております。その概念からしますと、公文書を情報公開法等で規定される従来の行政文書よりもさらに広い範囲で捉えているのだと思えます。

村の公文書に関しましては、文書取扱規程や情報公開条例などに基づいて定義と管理がされているというふうに認識をしておりますが、公文書は住民の共有財産であり、歴史的観点からも残すべき貴重な資料としての文書が多々あると思われます。そこで、以下についてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、公文書の整理、保管の状況をお伺いたします。また、保存年限が過ぎた場合の文書の処分方法についてお伺いをします。

次に、公文書は先ほども申しましたが、歴史的価値を持つものがあるというこの概念、これが必要であると思われますが、これについてのご見解を伺います。

3番目に、公文書管理法にはこの実施義務、努力義務が課されております。適正な管理、保存をし、散逸を防ぎ、利用できるようにその方向性の検討に入り、条例化をするかという検討、あ

るいは一括した管理場所の確保の検討などが必要と思われます。これについてはいかがお考えになるかをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員3つ目のご質問である公文書管理についてお答えをさせていただきます。

まず、公文書の整理、保管の状況についてのご質問ですが、現在、文書は事務室キャビネットの保管文書と地下書庫の保存文書で管理をしております。地下書庫については施錠をし、鍵は総務課で管理をしているところであります。保存年数に応じての処分は、年に1回から2回にまとめて処分を行っており、個人情報などの記載のある文書は別にして処分をしているところでございます。

2つ目の公文書は歴史的価値を持つものがあるという概念が必要と思われるが、見解と、3つ目の公文書の適正な管理、保存をし、散逸を防ぐとともに、住民が利用できるよう方向性の検討、条例化の検討についてのご質問は、国の公文書管理法に関連して、村の対応や考え方に対してのご質問であるかと思しますので、一括してお答えをさせていただきます。

公文書管理法第34条に議員ご指摘の事項が規定されております。具体的には、法の趣旨にのっとり、地方公共団体においては、公文書管理条例の制定を行い、適正な文書管理を行っていくことになっていくものであり、現在では都道府県、一部の市等で公文書管理条例制定の動きが出てきているところでございます。現在の白馬村文書取扱規程は昭和31年の制定であり、時代にそぐわない部分もありますので、今後は文書管理法の趣旨にのっとり条例整備をしていきたいと考えております。

本年度は、条例制定の準備段階としまして、全職員を対象に公文書公開と文書管理の研修を行い、また現在の保管文書、保存文書の再把握の作業を行っているところでございます。公文書公開条例は制定後の運用が重要になり、準備作業も膨大なものとなりますので、一朝一夕に整備、運用とはまいりませんが、少しずつ作業を進めているところでございます。

まだまだ申し上げたいところはありますけれども、今回の下水道問題を契機にこの公文書管理の重要性を再認識をしたところでございますので、新たな公文書管理、時代に合った公文書管理に向けて取り組みを進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

公文書管理については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第7番（篠崎久美子君） 議長、すみません、時間はあと何分でしょうか。

議長（横田孝穂君） あと5分です。

第7番（篠崎久美子君） あと5分、はい。

時代に合った公文書管理を検討していくという前向きなお答えをいただきました。私も非常にこれを思ったのは、実は下水道問題を検証していくに当たり、その書類がどこにあるかわからないというような話も最初あったりして、非常に混乱していたところを見たわけであります。それで、また今回は上下水道課におきましては、私ども9月議会での付帯決議の中にもありましたけれども、ぜひその検証をして、今後対策をどうするのかというところ、一つの体系的なものにまとめてほしいということをお願いをしてあったり、あるいは自主的な活動として公共下水道事業受益者負担金事故改善報告書を作成しているというふうに向っております。これは、年度末までにはということをお話を聞いておりますけれども、ぜひこれを今後に生かすためにしていただきたいと思うんですが、これを庁舎内でどのように生かしていく方針であるのか、このところをひとつお伺いしたいということと、ごめんなさい、時間がありますので、もう一つまとめて申しわけありません。

この12月に、国のほうで特定秘密保護法案が成立いたしました。これは、その審議の過程が説明不足であるとかいろいろありましたけれども、成立した以上、これは1年以内に施行することをございますが、これが実際に私たちの村レベルの住民生活に影響があるのか、影響があると思われるならば、どこがということ、これは非常に運用の部分、あるいは説明の部分というところで非常に慎重にやっぱり運用されるべき法律ではないかと私は個人的には思っているところをございますが、このところを村長のほうでどのようにお考えになっているのか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） この公文書の管理につきましては、今申し上げたとおりでありますけれども、大きくいろいろ資料等々を見て検討いたしますと、行政執務上の意義として意思決定上の文書主義というものをやはり守っていかなければいけないということ、そして過去の経緯を踏まえた意思決定の確保をしていかなければいけない、そして3つ目には、情報公開と個人情報の保護を前提にしながら、村民への説明責任をその情報により果たしていかなければいけないということ、そして公文書として大きな意義のあることとして、歴史文書としての公文書という位置づけが大変大事だというように言われておりますので、こうしたことにのっとり、決まりをきちっと守っていくことで下水道のような状況は防げるのではないかと考えておりますので、庁内においては課長会議、課題検討課長会議の中でもこの趣旨にのりつつ文書管理をしようということで、できるところから進めておりますし、最後の歴史文書としてということになれば、やはりきちっとした研修を受ける必要もあると思っておりますので、積極的にこうした研修を受けるような体制をとっていきたいと、このように思っております。

それから、特定秘密保護法は、これは通れば議員ご指摘のとおり、当然国民として守っていかなければいけないわけでありましてけれども、私自身、個人的にはまだこの内容、本当にどの範囲

まで影響するのか、とりわけ我々国民、村民の日常生活にどの程度影響があるのかが非常に不安なところが多々ございます。今後、よくこの法律そのものを自分なりに検証をすると同時に、多くの意見を聞きながら、住民生活に影響の出ないような形がとれるのかどうか、その辺をとりあえず検証しながら、また村として村民の皆さんにも情報提供をすることでご理解と村の考え方等のお知らせをしていければと、こんなふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了いたしましたので、第7番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時09分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。

第1番（加藤亮輔君） 1番、日本共産党、加藤亮輔です。

今回、4点について質問したいと思います。質問の観点としましては、白馬村が以前より生活がしやすくなってきている村になっているかと、それからよく言われる、白馬村に住んでよかったと言える、そういう村になっているか、そういう観点から質問したいと思います。

国のほうは去年消費税の値上げを決めまして、来年の4月には8%になります。それから、この臨時国会の中で、国民の知る権利を制限する特定秘密保護法案が成立されました。こういう民意を無視した政治が続いています。その特定秘密保護法案の陰に隠れて、社会保障制度全般の引き下げを図る制度も、前回の去年の8月に続き、この工程表というべきプログラム法案が成立されました。今後、社会保障制度の切り下げや負担増が押しつけられてくると考えられます。また一方、地方自治法では住民の福祉の増進を図ることを自治体に求めています。当然村としても、村民の福祉と健康を守る観点で対処していかなければならないと思いますけれども、難しさも出てくるのではないかと考えられます。

そういう中で、まず1番目の国民健康保険についてお伺いします。

先ほども言いましたように、社会保障制度改革推進法のこのプログラム法によると、国民健康保険は平成29年度までに、今まで白馬村が主体でしたものが、運営主体を長野県へ移行すると。これは全国そういう形で県へ移行するような感じになるんですけども、その中で、今、白馬村に保険加入者から集めた貯金と言われる国民健康保険準備基金、これが約1億7,000万円あります。村長は、この基金を29年に移行するという前提に立ってどのように対処するおつもりかお伺いします。

2点目として、去年の9月議会で同じ共産党の小林議員が国保税の引き下げに関する質問を行

いました。そのときに、シミュレーションを試してみる必要もあるという答弁でしたが、どのような結果になったか。それで、小林議員があのお聞きした1万円引き下げの報告、シミュレーションは何通りもあると思いますけれども、1万円引き下げた場合の報告をできたらお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 加藤議員からご質問をいただきました国民健康保険について、2項目にわたるご質問にお答えをさせていただきます。

国保の運営が村から県へ移行する中で、我が村の国民健康保険準備基金1億7,000万円をどのように対処するのかというご質問でございますが、国保事業の収支状況は、介護保険分と後期高齢者支援分で支出超過が続き、年々増加傾向にありますので、来年度から国保税の介護保険分と後期支援分の税率を引き上げることで現在作業を進めているところでございます。国民健康保険税は、ご承知のとおり医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金と、目的別に算定した税額の合計でございます。本村では、国民健康保険税の課税に当たっては、応能割として所得割、資産割、応益割として被保険者均等割、世帯別平等割のいわゆる4方式を採用しているところでございます。

国保税率の改正に当たっては、どの部分の税率を変更するかによって当然影響の出る部分、すなわち所得状況や資産保有状況により税額が変わってくるため、医療費の動向や国保の都道府県化の方針などを踏まえつつ、国民健康保険給付準備基金、資産割の問題点、さらには医療分の保険税率も含めて検討を行い、国保加入者の負担感に配慮をしていきたいと考えております。

次に、国保税引き下げのシミュレーション結果についてのご質問であります。国保税率の改正作業の中で行ってまいりますので、よろしくお願いします。

国民健康保険についてのご質問については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今、村長のほうから答弁いただきました。

それで、もう少し細かくお聞きしたいんですけども、介護分と後期支援分のほうが赤字になっていると。そちらのほうへの引き上げを考えているということなんですけれども、介護分に関しては、これは北アルプス広域連合がもちろん主体になって、それでこの北アルプス広域連合が、3年ごとの改定ですから、今度は27年ぐらいに改定、再来年改定するという感じだと思います。それから、後期支援分の拠出金についても、これも国の規定の中で長野県1本で国のほうへ出すという感じになっていますね。だから、この分のところで赤字だから国民健康保険は引き下げができないとか、そういうのはちょっと当たらないと思うんですがね。

それで、私、皆さんにもお配りしましたが、白馬村の国民健康保険の特別会計の決算書をちょっと調べてみました。それで、もちろんこの中には、さっきに言いました介護分も後期支

援分も含まれているわけですね。含まれていてなおかつ黒字になっていると。だから、介護分は大幅な赤字になっているとか、後期支援分が赤字になっているというけれども、それを全部ひくくめても、全体としては国民健康保険会計は黒字になっていると。

そして、ここのちょっと緑のところを見ていただくとよくわかるんですけども、国民健康保険の給付準備基金、ここが19年から24年まで記載しましたけれども、23年、24年については3,400万円、それから24年度は3,800万円という上積みをしているわけですね。それで、現在1億6,900万円もあるという現状なので、十分に引き下げをできる財源はあります。

それから、もう一つ付け加えるならば、この青で書いたところなんですけれども、諸支出金の2項の国庫支出金などの返納金、それで1目の療養給付費負担金の返納金などでもこういう形で23年度は1,800万円、それから24年度は1,000万円、細かいところは決算書とかそういうものに載っていませんから、どういう形で返したかちょっとわからないんですけども、返すだけのものがあつたというところなどを考えれば、十分に健康保険料を払った住民にもやっぱりお返しするというのが筋ではないかなと考えます。

それで、その下のところにちょっと書いておきましたけれども、今、白馬村の国保加入者が3,681名います。その3,681人の方が年間2万円引き下げた場合、7,362万円の減収になりますね。でも、2万円引き下げたとしてもこの会計上はやっていけるというふうになり立つんですけども、村長は先ほどシミュレーションのほうはちょっとやっていないという答弁でしたので、そういうふうには私は考えるんですけども、村長のお考えをお聞きしたいんですけども。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきますが、具体的な数字に基づく説明は担当課長のほうからさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

基本的な考え方として、私はこの国保会計、必要以上の基金を持つ必要はないと思っておりますが、ただ、一つの例でいきますと、その年度によって高額医療の対象者がふえたりとか、本当に想定外のことが起きると、それに伴って支出する額も大幅に変動するというような状況もございまして。そしてまた返納金につきましても、これは利益が出たから返すということではなくて、当初この保険給付を受けるに当たって算定をしている、簡単に言えば100人で見込んでいたものが、実際には80人になったと。その20人分に当たる部分を返納するというその精算処理のための返納ということでございまして、ぜひそんなところのご理解をいただきたいと思っておりますが、先ほど説明をさせていただきましたとおり、村民がこの国保に入っていてよかったと、ひいては安心して過ごすことができたと言われるようなやっぱり保険制度にしていかなければというのはいわゆる我々も加藤議員と同じ思いでやっておりますので、決してこの基金はふえればいいのか

そういう単純なことではなくて、一旦決めたものについては上げることはないようにということ
を私は常に頭に置きながらやってきたつもりでありますので、その思いは皆さん方と同じ思いで
取り組みをしているということだけのご理解をいただきたいと思えます。

あとの数字については担当課長のほうから説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 引き続き答弁を求めます。倉科住民課長。

住民課長（倉科宜秀君） 先ほど介護支援分、後期高齢者支援分については、広域連合が保険者とな
っているの値上げする必要はないのではないかというお尋ねでございますが、この介護支援
金分、それと後期高齢者支援金分、これについては、この保険の給付費については、国が何%、
村が何%、県が何%、それと医療保険の保険者が何%というふうに決めて、それぞれの機関が負
担をするというものでございます。それで、先ほど質問のありました介護支援分、それと後期高
齢者支援分、これについては白馬村国民健康保険という保険者が負担すべき額を支払うというも
のでございます。ですので、これについては、必要となるものについては国民健康保険税という
形で被保険者の方々から頂戴しなければいけないということでございます。

それと、あと単年度分で黒字であると。ですので、介護支援分、後期高齢者支援分については
引き上げの必要はないのではないかというお話でございますが、医療費分、それと介護支援分、
それと後期高齢者支援分、これについてはそれぞれ税率が違います。特に介護支援分については、
40歳から64歳までの方が介護保険料として納めているものということでございます。言い方
を変えれば、もしこの分を医療費分の国民健康保険税で負担したとなれば、例えば39歳まで
の方については介護保険料を払う必要がありません。そういう方も介護保険料を負担したとい
うことになってしまいます。ですので、やはりそれぞれについて税率を変えていくという必要がある
わけでございます。

それと、1人2万円引き下げてもやっていけるはずだということでございますが、確かに
24年度の単年度の決算で見れば、7,362万円、1人2万円として引き下げても会計上はや
っていけるということにはなります。ただ、そこには、いろいろの国・県の収入についてはいろ
いろな村の財政状況によって変化があるという場合もありますので、単純には言えないものでは
ないかというふうに思っております。

先ほど村長が申し上げましたように、国保税の改定に当たっては基金も活用するとしながら、
保険料の税率について改正をしていきたいということでございますし、その旨、村長のほうから
は命を受けておりますので、そういうことで作業を進めてまいりたいと思えます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 答弁いただきました。

それで、村長のほうから医療費の給付費については大分乱高下というか、その年によって多い

少ないがあると。それで、前回、小林議員のときも言われた高額医療費の支払いの問題なんですけれども、ここをちょっと調べてみましたら、この赤字のところ、下の赤字のところなんですけれども、保険給付の中の高額医療費、それでここに大体19年から24年まで書いてあります。それで、大体8,000万円、多いときは8,900万円、少ないときは6,000万円と。最近のここ23年、24年をとりますと、大体それを使われた方が、その横に書いてあるのが1,220件と。それから、ことしは、24年は1,202件という形で、そんな3,000万も4,000万も変わるようなことはないと思うんですがね。大体1,000万円前後で落ちついているかなということで、そんなに心配、改定を揺るがすような負担にはならないということをお願いしたいと思います。

それと、今度、裏のほうをちょっと見ていただきたいんですけども、これは長野県の国民健康保険団体連合会、これは県庁の中にある団体なんですけれども、この24年度の国保資料をちょっと調べました。それで、ここに書いてあるように、1位と白馬村と一番最下位ということを表にちょっと出しました。それで、国保の加入者は市町村平均25.7%で、一番多いのは川上村が61.15%、白馬村は40.48%で、一番少ないところは根羽村の20.95%で、県下で3位です。それから、1世帯当たりの保険料は平均が14万7,800円、それで川上村が保険料が一番高くて25万1,000円ね。それから白馬村が16万1,000円。それで、売木村が一番安くて6万1,000円と。それから、その下は収納率、それからその下に1人当たりの医療費を書いて、市町村平均が30万3,000円。一番医療費の高い、使われる額の多いところは天龍村で40万8,000円。それで、白馬村は23万8,000円で、最下位は平谷村の16万3,000円と。

こういうところを見ると、白馬村の場合は、国保の加入割合は長野県3位で高いほうだと。それから、1世帯当たりの保険料は県下で19位、77番中の19だから高いほうだと。それから、1人当たりの医療費については、これは行政も、それから村民の皆さんも健康に非常に興味があって自分の体を守るということで、医療費を使われるのは非常に少なく、県下で73位という感じなんです。だから、全体で見ると保険料が県下ではちょっと高目で、医療費として使っているのは安いと、少ないというところで、やっぱり国保財源も少し余裕があるのかなというところが考えられます。

これで、今回4問質問がありますから次に移りますけれども、こういう形で来年の3月、どういう形、いずれにしても、その保険料負担を軽減、引き下げるような方向で考えていただければよろしいかと思います。

次に移ります。次は、2つ目の子育て支援事業です。

それで、白馬村、やはり日本全国どこでも一緒ですけども、人口が減少しています。あしたの白馬村を担う子どもを家族と社会全体で一緒になって育てていくと。それで、子どもの生活環

境の改善、それから働くお父さん、お母さんへの支援など、子育て支援事業にはたくさんの項目があります。今回は、その中の乳幼児が利用する施設について質問します。

1つ目は、保育園の入園のことなんですけれども、入園を申し込んでも断られたと。お父さんもお母さんも働いている、どうしたらいいということで相談を受けました。それで、12月のスキーズンは特にお母さんなども仕事もふえ、申し込みが殺到すると思います。保育園の定員は180名で、3歳未満児は30名です。村の3歳未満児は全体で180名います。それで、また働く女性も増加していると。そういうところを考えると、30名では当然足りないと思うんですけれども、定員を増加する考えはないか、村長の見解をまず伺います。

2番目は、それを補完する、それからまた乳幼児のよりどころになっている子育て支援ルームについてお伺いします。

支援ルームは、なかよし広場とか育児相談とか一時保育など活動を実施して、乳幼児にとっては重要な拠点になっています。その中の一時保育事業、これはいろいろな形、いろいろな要望で参加者が多いと聞いています。その中で、小さな子どもを持つ、それでまたおじいちゃん、おばあちゃんもいない核家族にとっては、本当に最後のよりどころになっています。そんな父母の要望に、事情によっては預け入れができないとか、そういう場合もあるものですから聞きたいんですけれども、そういう最後のよりどころ、最後のとりでになっているところなのだから、行政としては万難を排しというか、要望に応える、そういう体制をつくるべきだと思いますが、村長の見解をお聞きしたいと思います。

それから、3番目に白馬村のグリーンスポーツの森と、それから子育て支援センターに固定遊具があります。グリーンスポーツの森のは広くてちょっと固定遊具の使い勝手が悪いと。それから、支援センターについてはセンターの占用物のような感じがして、ちょっと腰が引けて使いづらいし、気軽に遊びに行ける公園ではないと。小さな子どもを持つ親の要望に沿った固定遊具を設置した公園をつくるか、サンサンパークのような公園のところへ新たにそういうものを設置するか、今あるグリーンスポーツの森の固定遊具をちょっと改良したり、配置を含めて子育て世帯が楽しめるように、そういう改善のお考え、その3点について村長のご見解を伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 加藤議員ご質問の2つ目であります子育て支援事業につきましてお答えをさせていただきます。3項目の質問をいただいております。

最初に、3歳未満児の定員を増加すべきとのご質問でございますが、白馬村保育所設置条例において3歳未満の定員を30名と定めているところでございます。この未満児の定数につきましては、平成24年3月議会定例会において、定数を20名から30名に増員する条例改正をしたところでございます。

施設の関係から申し上げますと、3歳以上の保育室と3歳未満の保育室とは、体格の関係から

手洗いやトイレ設備の違い、さらにその中の1、2歳児とゼロ歳児とでも同様の設備が違う現状でございます。また、保育士1人当たりの配置基準も、乳児がおおむね3人に対して1人、満1歳以上満3歳未満の乳児がおおむね6人に対して1人と、年齢が下がるにつれて基準が厳しくなり、乳児の数によっては看護師または保健師の配置も必要となる場合もございます。

このように、異年齢の幼児が同じ保育室での保育となると、園児に対して安全の確保が大変懸念されることとなり、園児を預かる立場から考えますと、現時点では安全を最優先に考えざるを得ないと判断をいたしているところでございます。ただし、条例上30名の定員ではありますけれども、3歳未満の年齢構成や社会動態に伴う特殊事情の場合で保育が必要な場合には、村の裁量により定数を超えて保育をする場合も考えなければと考えているところであります。

現在、国では待機児童解消に向け、県及び市町村に対して子ども・子育て支援法に関連した子ども・子育て支援計画の策定を義務づけており、これに向けたニーズ調査を実施することとなっており、本村では既に10月に実施し、集計作業中でございます。この調査は、おおむね国で統一された内容となっており、今後において国で定めた基準により全国集計までの作業が行われます。この調査の自由意見でも未満児保育の要望は出されており、このような要望やニーズ調査の結果を、これから設置する子ども・子育て会議といった合議機関とともに白馬村子ども・子育て支援計画として平成26年度中に策定することが示されているところであり、今後において取り組むこととなってまいります。

この新制度では、ニーズに対応する保育園、幼稚園といった村内施設間の需要調整が必要となること、また需要調整だけでは済まない場合には、国の支援も関係しますが、幼児・乳児の人口動態を勘案するとともに施設の拡充も視野に入れる場合には、現在の定数を見直すことが必要になるかと思っております。

次に、子育て支援ルームを、窓口業務を初め、利用しやすいように改善すべきとのご質問であります。子育て支援ルーム事業は、幼児及び乳幼児をお持ちの保護者の皆様にとって重要な拠点であり、一時保育に限らず、相談指導や同年齢の交流の場、託児相談の拠点といった役割も備えております。

一時保育の利用者数は、平成23年度で1,169名、平成24年度では1,322名と、利用する方もふえてきております。利用方法は、原則として利用日2日前までに電話をいただければご利用いただけることとしており、広場に遊びに来た折や、電話予約の際にお子さんの様子や利用理由を伺う程度ですので、それほど現段階においては窓口業務は複雑ではなく、これまで改善の要望も伺ったことはないとのことでありますので、加藤議員ご指摘のように、そのような声がありましたら担当課までお知らせをいただければと、このように思います。

次に、固定遊具を設置した児童公園をつくる計画はあるか否かのご質問であります。児童公園といった定義の公園をつくる計画は今のところございませんが、平成26年度では子育て支

援ルームの園庭に未満児用の固定遊具を設置することを予定をしているところでございますので、またそのことについてはその時点でご提案等いただければと、このように思うところであります。

子育て支援事業につきましては、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 子育て支援事業の中の保育園のことについてちょっと再度質問します。

今資料をお渡ししました裏の子育て支援事業の資料という中に、黄色のところは今現在の白馬村の子どもの数です。4月1日現在の子どもの数です。それで、ゼロ歳児が50名、1歳児が64名、それから2歳児が65名というふうにお聞きしています。その中で、ここの上下に書いてあるように、24年度、25年度、それぞれ4月と12月の保育園の申請者数、それから入園した数が書いてあります。こういうところの実態を見れば、おのずとゼロ歳の12月の申請者、24年度だったら10名があつて、実際は4名を保育園で保育したということが見てとれます。それで、もう一つ、この前の新聞をちょっと見たんですけども、今、大体女性の方がどれぐらい働いているかというところを見ますと、16歳から64歳の女性のうち63%の人が働いていると。また、25歳、29歳に限りますと74%が働いていると。4人に3人が働いているんですわね。それで、子どもの数が先ほど言ったように50名、64名、65名と。そういうところを見ますと、全部で180名ぐらいいると。その中で30名では到底対応できない数だと。せめて3分の1か、半分はちょっと無理ですけども、それぐらいの定員にせな、育児世代といおうか、子育てをしている世代が白馬村からやっぱり逃げ出すといおうか、いられなくなっちゃうと。だから、予算の関係とか施設の関係ありますけれども、その辺を十二分に考えて、少子化対策も含めて定員の拡充をぜひともお願いしたいと。

もう一つ、便宜的にやろうと思えば、今、支援センターをこの前ちょっと見学したんですけども、部屋がやはり、前、中央保育園で使っていたものですから、中としては十分対応できる施設だと思います。まあ私のほうから言わせれば、思いつきで言うのは甚だ心苦しいけれども、ゼロ歳と1歳は、新しい施設ができるまでは一時的にあそこで保育をします。それで、2歳以上は今のしろま保育園でやると。そういうことも多面的に考えながら、やっぱり今現在困っている子育て世代の方がいますから、来年4月になってまた新しくなれば、このままの30名の定員では絶対また不満が出てきますので、しっかりした定員枠を決めていただきたいと村長にお願いする次第ですけどもね。いかがでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私自身も、安心してお母さん方が子どもを産み、そして預ける施設を充実をしていかなければいけないということを公約の中にも掲げてあります。そういったことから、この未満児保育、それからゼロ歳から2歳までの方たちも積極的に受け入れていきたいということで取り組みをしているつもりでありますけれども、制度的な問題等でいろいろなクリアしなけれ

ばいけない問題があることが実感として感じて、なかなか思うようにいかないなというところもございしますが、全ての解決を施設の箱物を整備すればできるということであるならば、また議会の皆様のご理解がいただければできることでありますけれども、そこへ行くまでにまだまだ解決をしなければいけない問題もあろうかと思っております。

保育園そのものの制度の発端が、保育に欠けるそうした家庭を対象にしてということになっておりますが、この白馬村の場合には、観光地として季節的な繁忙も大きく普通のとときと違いがございします。そうしたことも、全体計画の中では白馬村独自の方法として受け入れをしてきたという経過があるようにお聞きをいたしておりますので、今さらその制度を変えるわけにもいきませんし、村民の皆さんがやはり観光地としての特殊性を理解をしながら、安心して預けられる施設というのは何よりも大事だとは思っておりますので、このデータのお示しをいただいたものは担当課のほうでは確認もしておりますが、細かいことの解決を今後どうしていくかということになるかと思ひます。今の数的な問題によりできない事情については担当課のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田健康福祉課長。

健康福祉課長（吉田久夫君） それでは、ただいまの数的なもの等につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、加藤議員さんのほうでお示しをいただきました資料にもあります児童福祉法の第24条では、市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従いという部分で、何がそもそも児童福祉法で言う保育が必要なのかというものになってまいりますと、児童福祉法の施行令というものを基準にしてございます。その中では、昼間労働することを常態としていることということで、先ほど女性の労働者数、多いというお話もありましたが、現在、国の法律の中では、パートタイム等の考え方というのはグレーゾーンになっております。村長の答弁にもございましたとおり、27年4月施行になります子ども・子育て支援法、これでは、このところではパートタイムについても具体的に明記をされているという状況でございます。ですので、新法の施行の際にはそのような形にはなってまいります。

この労働を常態としていることという政令に対して、各自治体がどのようにやっているのかというふうになりますと、その対応はまちまちでございます。仮にA市が月何日以上、1日何時間というような下限を設定しているものもございしますし、全く下限を設定していないというようなところもありますので、それぞれの自治体が判断をするということでございます。

あと、先ほどありました支援ルームでの保育の利用ということになりますと、給食の問題が出てまいります。今現在は、しろうま保育園で給食の調理をしておりますが、その総数というのも限られておりますので、受け皿とすれば、今のところおおむね200食をめどに対応できる形にはなっておりますが、それ以上となると、やはり建物だけではなく給食設備の関係も対応してい

かなければならないというような状況でございます。

いずれにしても、ニーズがあるということは担当課でも、先ほどのアンケートの話ではございませんが、把握をしている部分もあります。その中でその結果を今後設置をいたします白馬村の子ども・子育て計画、これが策定となりますが、その合議機関としていろいろな皆様から参画をいただきながら、どのぐらいな今現在の利用数、それと利用予定、これはアンケートの中でも希望が出されておりますので、これをどのぐらいに判断していくのかということにつきましては今後検討を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと13分です。質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） もう少し子育て支援事業について質問したいんですけども、次の質問に移らせていただきます。

村税の徴収業務についてですけれども、まず第1番目に、村税の滞納整理のために、村は村の観光産業の主役であるスキー場のゲレンデの中の土地をインターネット公売を行いました。それで、これは村のホームページにも載っています。その公売を行うということは、誰が落札するかわからないと。落札者の対応によっては、ゲレンデが使えなくなるなどの大きな問題に派生するかもしれません。なぜこのようなリスクを冒してまでゲレンデの中の土地をインターネット公売にかけたのか、まずその理由を伺います。

それから、2番目としては、度を越した徴収の相談を受けました。ちょっと納税がおくれたと行ってすぐ差し押さえをすると。余りにも自力執行権の乱用ではないかと思われま。もう少し税務課と、それから納税者の信頼関係の上に立って徴収業務をやるべきではないかと。余りにも徴収率重視でやらなくて、もう少し村民のほうも考えながらやってもらいたいと思っています。

それで、具体的にちょっと度を越した徴収の実態をちょっと変えて、それについて質問を続けたいと思います。

これは北城のAさんの場合ですけれども、固定資産税の滞納ができて、納税相談をやりながら、ことしの4月2日に納税誓約書を作成したと。それで、4月、5月、6月、7月、8月にわたって納入をこの分についてやり終えた。あと残っている固定資産税の20万円と延滞金の20万円の合計40万円の支払いの相談を電話でかけたら、税務課のほうで来なくてもいいと言われたと。そうして日にちがたって、10月に生命保険を差し押さえられたということです。すぐ相談に行って、お金を払わなだめだと言われて、村を離れた子どもたちと相談をして、11月に10万6,000円持って税務課へ行って、これで何とかしてほしいと、差し押さえを解除してほしいと言いましたけれども、全額納めなければだめと言われたと。でも、これ以上はお金はつぐれないし、この人はペンを1人で切り盛りしているお母さんなんですけれども、そうい

う立場上、健康を害したら本当に大変なことになるということで、その生命保険が本当に最後のよりどころだったわけです。そういう中で、私のところへ相談に来たんですけども、いろいろ話し合いましたけれども、11月19日に保険証が換価処分にされちゃったと。何でもこういう形で20万円、40万円の延滞金の額、それで前回、今までやってきた滞納分についてもきちっと払っているにもかかわらず、また10万6,000円を持ってきたにもかかわらず、何でもそれではだめだと言って……

議長（横田孝穂君） 加藤議員、ちょっと簡潔にやってください。

第1番（加藤亮輔君） はい、追いつくのかと。その辺は税務課のほうでどういう判断でこういう処分を下したのか。換価の猶予の、国税徴収法の151条なんかをひもとけば、こういうことはなるべくやるなというようなことも書いてあるんですよね。だから、そういうことも含めて、なぜこういうことをやったのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目のご質問の村税の徴収業務において、2項目にわたってご質問をいただいております。お答えをさせていただきます。

今、質問の内容で個別なことについてのご質問がありましたけれども、今、私の口から、その経過も実際お聞きもしていなかったことでもあり、答弁は差し控えさせていただきますけれども、通告のあった内容についてお答えをさせていただきます。

最初のなぜリスクを冒してまでゲレンデの中の土地をインターネット公売にかけたかというご質問でありますけれども、税金の滞納があり、ゲレンデが換価価値があると判断したからでございまして。税法では、滞納処分は納税者が納期限までに納税がなく、督促状を送達したにもかかわらず完納されていない場合は、差し押さえをしなければならないということになっております。しかし、差し押さえしただけでは滞納がなくなるわけではございませんので、差し押さえをした財産を換価し、税に充当しなければ完納とならないわけでありまして。

換価に当たっては、国税徴収法第94条で、差押財産を換価するときは、これを公売に付さなければならないと法律に定められているところであり、この法律に基づいて実施をしているところでございます。多くの人に周知をして、必要としている者が落札換価することが目的でありますので、インターネット公売については一つの手段と考えているところでございます。また、税の公平性からも、何もしないでそのままにしておくことはできないことは加藤議員も十分おわかりのことと思います。

本村の現状において、スキー場内の土地は換価できる差押財産でもあり、平地部分の財産も公売に付しましたけれども、落札にならない状況もございまして。滞納になっている以上は公売に付し、充当をすることとなってまいります。

次に、自力執行権を乱用するのではなく、納税者と村民との信頼関係のある納税相談、徴収業

務を構築すべきではとのご質問でありますけれども、地方税法第331条第1項で、滞納者が督促を受け、10日を経過しても未納であれば、滞納者の財産を差し押さえなければならないとうたわれているところでございます。滞納期間の長短ではなく、滞納の有無によって差し押さえ等の滞納処分を行っているところでございます。当然ながら、その経緯に至るまでには幾度となく折衝をしており、そしてまたその間には分納誓約もしているところでございます。この分納は、法に規定のない、あくまでも例外的な措置でございます。しかし、分納誓約の繰り返しでは完納に結びつかず、いつまでもそのような状況を継続しておくことができないことはご理解いただけるものと思います。分納誓約をしても、差押財産があれば差し押さえをして換価をし、税に充当していくということは、これも担当課の職務としてやっていることでありますので、ご理解はいただけるものと思います。

滞納処分をすることにより、滞納者から納期内納税者へと導くことができるとしておりますし、徴収業務には納期内納税者へ導くことがまた大切な責務でもあると、このようにしておりますし、公平の原則の上に立ちながらその取り組みもしていることはご理解をいただきたいと、このように思うところでございます。

加藤議員ご指摘のゲレンデの中の土地をとというのは、一つの事例をお引きになってお話をされたと思いますが、ゲレンデ内を差し押さえをしたということは、ほかにも何件か事例もあることでありますが、それなりにその解決はされてきているというふうに理解をしているところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

村税の徴収業務については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと4分少々でございます。次の質問項目もございますので、簡潔に質問をお願いいたします。質問ありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 1つだけちょっと質問します。

そのゲレンデ内の問題なんだけれども、いい人、常識的な人が買ってくればいいですけども、反社会的といおうか、暴力団といおうかね、そういう人が買ったり、それからもう一方で、公売の条件の中に、村は境界とかそういうところに対しては一切タッチしないということを明記してあるけれども、それが本当に道義的にそういうことは通用するか。ゲレンデというのは、この白馬村民にとっては、民有地なんだけれども、片方で公有地といおうか、みんなが生活する糧を求める場所なんですよ。そういうところにそういうリスクを冒してまでやるべきでは、やっても、片方で自治体の使命としては村づくりをどうやっていく、村民の生活を守っていくというところもありますから、そういう影響を及ぼすところを公売という形でやるのは問題があると思います。

すみません、質問を多く申請しまして、次の問題を簡単に述べます。

議長（横田孝穂君） 答弁はいいですか。

第1番（加藤亮輔君） 答弁いいです。時間がありませんから、すみません。

議長（横田孝穂君） それでは、簡潔にお願いいたします。2分弱です。

第1番（加藤亮輔君） 下水道の問題なんですけれども、今、下水道課で報告書を作成しているという段階に入っています。それで、その中で、この下水道問題で村民の中でやっぱり不公平の問題が今の関心事になっています。その不公平の問題でまず1つ目、払わなかった人と払った人の問題なんですけれども、この問題と、それから900円払って引いた人と1,350円を払った人の問題、この2点なんですけれども、この問題も下水道課のその問題を今精査している委員会これを議題にしているかどうかということ。

それから、2番目は、この900円と1,350円の問題なんですけれども、監査報告の中にも、本来は1,350円でもらわなきゃいけない人に900円で処理した事例が多々あります。こういう問題を、今後も1,350円をもらう、そういう方向で今後の業務を続けるのかどうかということ。

それから、3つ目が、賦課替えの物件の566件のうち、同意書をももらった人は何件ありますか。その3点、ちょっとお聞きします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。村長、30秒ほどですので、簡潔に答弁してください。村長。

村長（太田紘熙君） 最後の下水道問題についてのご質問でありますけれども、答弁も結構長いものになっております。全部は答えできないところがございますと、また誤解を招くことになろうかと思いますが、今、加藤議員ご指摘のことについては、調査書の中でもうたってございます。ぜひその報告書をごらんをいただき、またご提案をいただければと、こんなふうに思っております。

この3つ目の賦課替え物件の566筆のうちの同意申告書の内容についても全部記載をしてございますので、ぜひそれをごらんいただいて、また我々のほうも全員協議会等にもお諮りをしながらご協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了いたしましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

第1番（加藤亮輔君） ちょっと議長、何筆もらっているかの筆数だけちょっと教えてください。

議長（横田孝穂君） 村長。

村長（太田紘熙君） 加入分担金賦課地は、566筆のうち条例の第6条第1項に該当する土地は282筆でございます。本人から「加入分担金に替える申請書」が提出されている土地は、平成17年度、18年度分で82筆でございます。その内訳は、地目が山林及び山林としての形状を有している地目が、原野の土地が80筆、社会体育施設用地が2筆となっております。なお、平

成16年以前の申請書については不明となっているところがございます。条例の第11号第3項に該当する土地284筆における賦課がえ申告書は、書類として見当たらなかったというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたしました。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時00分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。松澤教育課長兼スポーツ課長が公務のため遅参いたします。

第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番、伊藤まゆみです。

通告に従いまして、1、白馬村第4次総合計画について、2、村長の選挙公約についての大きく2つについてお伺いいたします。

昨日の一般質問でも取り上げられておりました白馬村第4次総合計画はあと2年を残すところとなり、また本年度は平成23年度から27年度の後期計画のちょうど真ん中の年に当たりまして、前期計画の反省点が過去2年9カ月の間にどのように生かされてきたかと同時に、これからの2年3カ月はどのように展開されるのか、非常に気になるところであります。

総合計画は、長期展望に立った村づくりの指針であると認識しております。この6月議会において、私が課を横断した村づくりチームの一般質問をさせていただいた折の答弁では、早々にチームを立ち上げる段階ではないとのことでしたが、村長の言われるチームを立ち上げる段階とは具体的にどのような状況下なのかをまず伺います。

通告書にあります2つ目の質問ですが、私の説明不足で内容に誤解を生じてしまい、理事者、担当課の皆様にご迷惑をおかけしましたことをまずおわびいたします。

インターネットで調べました資料のタイトルが「第4次総合計画後期計画素案に対する意見と村の考え方」とありましたので、それをそのまま通告書に写しました。後期計画素案に対する意見とありますので、後期計画を作成するに当たり、前期計画の内容、結果に基づいた提案をしているものと考えます。その意見の中に、「前期の5年間を経過してその評価がなされたのか、中間時の評価によって計画そのものの改善や計画と実施結果の偏差の修正も期待される。中間評価は実施すべき」とあり、その意見を反映させて、後期計画策定に先立ち、計画審議委員会の方々がA評価3点、B評価1点、C評価マイナス3点で前期計画を検証した白馬村第4次総合計画（前期計画）の検証結果一覧も一緒に見ることができました。この検証結果で評価がマイナスのものは、村においてその原因を再検証し、目標に向けてさらなる努力を継続すると村の考え方に

はあります。

マイナスの数で特に目立ったのが「優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く」の「アルプスの里観光プロジェクト」で、20項目中18項目がマイナス評価であります。マイナス71の最低評価を受けました「環境にやさしい自然エネルギーの利活用に向けた研究の推進」は、小水力発電計画が現在進んでおりますので、それは外しまして、それ以外のマイナス45の「村内事業所における閑散期対策事業を支援します」、マイナス39の「長期滞在におけるリゾート観光を充実（広域観光）をさせるために、近隣市町村との協力体制を強化します」、マイナス39の「市民農園制度を活用して、自家用野菜などの栽培を目的に小面積の農地を利用することができる仕組みを取り入れます。これにより農業体験の場を広げ、長期滞在型観光資源としての活用を図ります」のワーストスリーについて、原因の再検証をされて、現在どういう努力をされているのかを伺います。

また、マイナスの数で言うならば、21項目中12項目がマイナスになっています「起業支援プロジェクト」が次に多いわけですが、外人も含めた行政区への加入が一般質問でも複数回取り上げられておりますので、「住民と行政が協働し開かれたむらをつくる」と題しました第6章の「住民参画プロジェクト」の「コミュニティ計画」中にありますマイナス33の「行政区への加入率が向上するような魅力ある地域づくりを支援」、マイナス20の「地域コミュニティづくりの事例を研究し、優良事例を広報などにより紹介」について、どの課が中心となり、どのような支援をされてきたのか、以上3点の答弁をよろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 伊藤まゆみ議員から、白馬村第4次総合計画についてと、私の選挙公約についてご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、一般質問の際に早々にチームを立ち上げる段階ではないと答弁をしたことに対して、具体的にどのような状況下なのかのご質問でございますが、今後、第5次総合計画の策定作業が平成26年度からスタートいたしますので、その段階が、仮称ではありますけれども、庁内村づくりチームを立ち上げる一つのポイントになるだろうと、このように考えているところであります。ただし、さまざまな課題解決に向けて庁内意見を吸収することが必要な場面も当然出てくると思いますので、余り時期にこだわらず、臨機応変に対応していく考えでございますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

次に、第4次総合計画の検証結果と、マイナス項目に関してご質問をいただいております。このご質問に関しては、恐らく村のホームページに掲載をされている第4次総合計画後期計画を策定する前段の素案に対するパブリックコメントとそれに対する村の考え方、そして前期計画の検証結果の資料をごらんいただきご質問をいただいているのではないかと、このように思っております。したがって、ご質問の各項目につきましては、後期計画の中で一部修正、削除され

た箇所もございますので、その点をご了承いただき、ご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

最初の、村内事業所における閑散期対策事業の支援についてであります。観光利用者統計を
見ますと、平成4年をピークに長らく減少傾向が続いていた観光客数は、ようやく平成22年に
底を打ち、平成23年から増加に転じております。平成24年の観光客数は、平成22年の
216万6,500人から23万2,100人増加して239万8,600人となっております。
ただ、繁忙期と閑散期の違いは鮮明で、平成24年では、第1四半期、1月から3月でございま
すが、85万5,100人、第2四半期、4月から6月は23万8,500人、第3四半期、
7月から9月は97万8,000人、第4四半期、10月から12月は32万7,000人とな
っているところであります。

結果的に閑散期となっている春と秋についてでありますけれども、観光資源という視点で捉え
れば、春は花、秋は紅葉といったように、いずれも自然の色彩が豊かな季節に当たります。この
ような魅力を外部に発信するとともに、地域等でのイベントの支援として幾つか上げてみますと、
例えば春は姫川源流福寿草まつりや白馬五竜かたくり祭り、秋には国際トレイルランといったイ
ベントへの支援をしてきているところでございます。

次に、長期滞在に向けた近隣市町村との協力体制の強化についてであります。まず夏季の取
り組みとして実施している白馬Alps花三昧は、白馬村の9会場に小谷村の2会場を加えた
11会場で実施をし、小谷村と連携を図り、白馬山麓として滞在と周遊を促すような取り組みを
進めているところであります。また、北陸新幹線の金沢延伸を見据えながら、2次交通対策とし
て大町市、白馬村、小谷村の3市村で共同運行する北アルプス山麓アルペンライナーも上げられ
るところであります。これは、小谷村の白馬コルチナを始発とし、本村を經由して扇沢までの間
を、白馬村と小谷村の自然や白馬Alps花三昧、大町市の黒部ダムといった夏の北アルプス山
麓の集客力のある資源と各地の宿泊エリアを結び、滞在しながらこの地域を楽しんでいただく取
り組みを始めたところでございます。

太田伸子議員及び太田修議員からもご質問がありました。長野県が進める山岳高原を活かした
世界水準の滞在型観光地づくり研究事業に関して、先月の議会全員協議会でこの事業について説
明した際に、伊藤議員からは自然療法等、予防医療をコンセプトにした環境整備の提案もいただ
いたところでございますが、大町市、白馬村、小谷村の3市村がこの事業のモデル地域として選
ばれたことをきっかけとして、さらに地域連携を深めて、滞在につながる観光地づくりを進めて
まいりたいと考えております。

次に、市民農園制度の活用による長期滞在型観光資源化についてでございます。これは第
4次総合計画の観光と農業の連携の項目でうたっている施策であります。農政課では、平成
19年に神城の東山に、特定農地貸付に関する農地法の特例により市民農園さすなかを開設をし、

以来、今年度まで農地のない住民の方々に、野菜栽培を中心に農業体験の場を提供しております。こうした取り組みを滞在型観光へ結びつけようという発想のもと施策に盛り込み、観光局の長期滞在型観光「ふおーゆー白馬」の着地型旅行商品の中でも農業体験を可能としておりますが、なかなか利用に結びついていないのが実情でございます。

農政サイドからしますと、村は基本的に農地を持っていないこと、また観光客対象よりも住民の方で農業を始めたい方への小農地貸付のあっせんを優先している状況で、長期滞在型の観光資源としての活用にはまだ至っておりません。ただし、農業体験の場を広げる施策としては、市民農園のほか、白馬地場産推進会の皆さんの全面協力のもと、アグリスクール開講等を実施しているところでございます。

また、農と観光という観点では、都会の子どもたちが農業体験を行う学習旅行は修学旅行の主流となっておりますし、特産品開発の支援も観光に結びつく施策であろうかと認識をしております。今後も、現在取り組んでおります北アルプス山麓ブランドを活用したブランドモデル体験ツアーなど、農業を生かした観光施策には積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、住民参画プロジェクト、コミュニティ計画に対するご質問ですが、まず行政区加入率の向上については、なかなか抜本的な対策が見出せないところもございまして、後期計画の施策②の中でうたわれている行政区制度に対する広報と転入者への事前周知の強化策につきましては、昨年から区長さんのご協力をいただく中で、各行政区の紹介文を作成し、住民課窓口で転入される方に対し配布をし、区加入の依頼を強化しているほか、将来的に転入を検討されている方に対しても情報発信ができるよう、行政ホームページに各地区の情報をアップする取り組みを始めたところでございます。正直、これらの取り組みが数字の上でどの程度効果が上がったかは把握をしておりませんが、今後も区長さんの協力をいただきながら、こうした地道な取り組みは続けてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

白馬村第4次総合計画についてのご質問は、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 今ご答弁いただいた中で、「山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくり」は、やはりこの長期滞在を目指したものでありますので、この辺の推進をすることによって3市村でやることになっておりますので、非常に大切な位置づけになってくるかと思えます。

それにつきまして、「山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくり」の補助金の使い道ですが、昨日の一般質問で、ローラースキーコースやランニングコースの整備も視野に入れて検討する旨のご答弁がありました。村長みずから大町市、白馬村、小谷村の3市村の連携ということを何度かおっしゃっておられましたが、ローラースキー等のスポーツ施設整備ということにな

りますと、大町市、小谷村との連携ではどのような位置づけになるのか。この3市村の連携したコンセプトとしてはどのようなものをお考えなのか。また、先日の答弁にもありましたが、スポーツ合宿の場合は期間が大体夏場に集中しておりまして、通年での滞在型観光を目指すにはやや無理があるのではないかと、そのように思いますが、このあたりをどのようにお考えになるのかお伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

今、伊藤議員ご指摘の3市村の連携をする中で、白馬村が私が申し上げたことが連携の中でどのような位置づけになるのかというご質問でありますけれども、一応総論としてお話をさせていただきますと、この事業は第一にハード事業が対象だということになっております。そうしたことを前提に、それぞれ3市村が一括、同じ課題で取り組むよりも、各市村それぞれの独自性を出したほうが良いだろうという考えのもとに、各地区でいろいろ研究をしているという状況であるというふうに伺っております。そうした中で、白馬村が対象となるところとしては、グリーンスポーツのところへの利活用、そしてジャンプ台の改修等が対象になるのではないかと、基本的な村としての考えを持っているところでありますけれども、まだまだこれに対する予算も含め、具体的な内容が示されておられませんので、今ここで明確にお答えは差し控えさせていただきますけれども、地域連携の中でこの大町市、小谷村、白馬村が連携をして地域振興を図ると、基本的な考え方には変わりはないものと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） コンセプト的には同じものを持つということだとは思いますが、ちょっと私はその考え方が違うのかどうかちょっとわかりませんが、この3市村であるコンセプトですね、要するにテーマを持つということではないのかなと私は理解しているんですが、そういうことではないでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 伊藤議員おっしゃるように、今コンセプトということについては3市村の中で、今回の滞在が選ばれておりますので、現在事務レベルで調整を図っているところでございます。具体的には、この19日にご案内してあるとおり、その検討会議の中でこういった地域の考え方をお示しをし、委員の皆様にもそういった考え方のもとにいろいろご提言をいただくということになっております。

ただ、コンセプトとは別に、今回特に選定をされた一つの裏づけの中で、この地域を見たときに、一番の大きな夏の資源であります立山黒部アルペンルート、このルートからの活用が余り有効になっていないと。つまり滞在につながっていないのではないかと、素通りだというような委

員のご指摘もあり、そういったところをどういうふうに捉えてこの地域に滞在をさせるような仕組みが構築できるのかというのが大きなテーマでもあり、課題であるというふうにご指摘をいただいております。したがって、今回については特にそういったところにテーマ性を置きながらの検討ということで進めてまいるように現在考えております。

あと、補助金の関係について、村長からも説明があったとおりでございます。本来であれば、3市村共通のコンセプトに基づき、共通の補助の活用というふうなところも検討しているべきでございますけれども、今回に関して言えば、各市町村がそれぞれの滞在につながるような事業に充てていくような考え方で、現在3市村で調整を図っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員よろしいですか。質問ありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 10月の大北の懇親会の際に、大町市の八木議員と隣の席になりまして、大町市ではこの山岳高原を活用した世界水準の滞在型観光地づくりに、ドイツで行われている高山での医療を推進しようと思うとおっしゃっておられました。

昨日わかったことなんですが、大町市の9月の定例会での一般質問で、八木議員はこのことを取り上げておられました。11月22日に全員協議会でお聞きしたときには、私もちょっと急だったものですから調べておかなくて、それでこんな概要かなというのを意見を述べさせていただいたんですが、八木議員から詳しくお聞きしましたら、正確には地形医療というのだそうです。日常生活空間から患者や保養者を異なる気候環境の土地に移動滞在させ、病気の治療や保養を行う療法を転地治療法というそうで、このうち自然環境、特に森林内、山や谷間などの地形を利用して歩行運動をし、病気の治療や健康、体力づくりを目的とする療法がこの地形医療で、19世紀の半ばにドイツで始められたそうです。

こちら、きちんとしたドイツの医学理論にのっとった治療法でありまして、保険の対象にもなっているとのことであります。ミュンヘン郊外のガルミッシュ・パルテンキルヒェンというところは元スキー場でありまして、地域内に長さ、標高、アップダウンの異なった99のトレッキングコースをつくっており、医師がその患者の症状に合わせて処方をし、八木議員は厳しい状況にあります大町病院にそういった医師を招き、予防医療として大町病院の特色の一つとしてアピールするのはいかがかなと、前日の9月定例会一般質問で質問されておりました。

これに対しまして、行政も積極的な意見で、県の研究会に提言すると明言しておりました。また、日本でこの療法の中心的存在である、北海道大学の名誉教授であられる阿岸祐幸先生とおっしゃると思いますが、その方をお呼びしまして勉強会の開催をしたらどうかという提案に対しましても、私ども——すなわち大町市の行政側ですが——が目指す方向と一致している部分がございます。アドバイスをいただきながらそのような専門の先生をお呼びし、勉強会をする機会も設けて、県のモデルになればよろしいのではないかとというふうに考えておりますといった前向き

なご答弁をされておりました。

この地形療法は、最低1週間、通常二、三週間その地域にとどまりまして毎日歩くようで、あきないようなさまざまなコースが必要となり、八木議員は黒部ダムや博物館ですね、白馬・小谷では花三昧、トレッキングコースといったものをセットにするような提案をされていました。

私も団塊世代を中心とした中高年をターゲットに、予防医療のコンセプトで3市村連携が可能となり、同時にここで取り上げております閑散期対策、長期滞在型の観光という課題もクリアできるのではないかと、そのように思いますが、観光課長と村長のお考えをいただければありがたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

伊藤議員から今ご提案をいただきました。具体的に答弁を説明するには、ちょっとまだその情報を私は正確に持っておりませんので申し上げられませんが、ただ私自身がこの白馬村を長期滞在の観光地として今後どういう村づくりが必要かなということは、自分ながらに温めてきた思いがございます。

それは、まだこれは市内でも外にもお話をしていることではありませんけれども、何としてもこの滞在型観光に結びつけていくために、白馬で新しい手法がないかと、こういう思いの中で、私はひとつスポーツ選手のリハビリ、そして現代病の療育、それから無農薬農産物などの提供、こういうことをベースに置きながら、この白馬を売っていければと。観光地としての白馬のニーズ、一つには温泉を十分活用しながら、各種のプロスポーツ選手、あるいは団体の皆さん方の招聘、さらにはお年寄りの皆さんが半日は体を動かす楽しみをしながら、あとの半日は医療等を通じて体のケアをしていくと。そのためには、常駐する医療トレーナーの方の専門の皆さんをやっぱり常駐させなければいけないと、こういう思いを持っておりましたが、私もいろいろ相談をした中で、このウェルネスにつながる対策には大変な資金が要るということをおっしゃっております。

そうしたことも考えながら、やはり今後の計画としてはこの自然を生かした長期滞在対策というものは考えていかなければいけないなど、こんなふうに思っておりますが、今回の事業の内容については、まだそこまで踏み込んでいるわけではなく、この村として今何ができるかという視点で捉えて検討しておりますので、ご提言はこれからの村づくりに生かせるような方法で考えてみたいとは思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） この地形医療ですね、こちらのほうの勉強会といったものを大町のほうではちょっと進めているようでありますので、もし機会がありましたら、そういったところから、例えば課長さんでありますとか参加していただいて、どのようなものなのかということを知るだけでも違うかなと思っておりますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思っておりますので、

よろしくお願いいたします。

それでは、同じ質問ですが、3番目にあります行政区についての質問をさせていただきます。

行政加入の問題ですが、以前一般質問でさせていただいた委員会、審議会の公募でも同じことが言えるかと思いますが、公募する人がいないというばかりで、なぜ公募する人がいないのかといった原因を追究されてきたのか。ここで言いますと、区に入らぬ人はどうして入らないのかといったアンケートをとられているのかなど。その理由を知ってしましたら、区のほうと検討、改善するといった形もできるのではないかと思います。区に入らない一番の原因と伺いますか、そういったような調査はされているのかお伺いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私のほうからもお答えをさせていただきますが、担当課長のほうからも詳しく説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

この行政区の立ち上げができない地域と未加入者問題の解消は、これからの村づくりにとっては最低限のやるべきことだと、このように思っております。なかなか大勢の皆さん方、この白馬は全国各地からおいでになった方々がおいでになります。そうした方々は、生い立ちも、そして生活体験もおのおの違っていることから、価値観にも非常に違いが出てきて多種多様化しております。そうした中で、意見の統一を見るということは大変難しいことだというふうに私自身の実感をしているところでございます。

しかしながら、最近長く住まれてきて、この自治組織の必要性を口にされる方がふえてきているというふうにお聞きをしており、大変地道ではありましたが、そうした行政からの問いかけをしてきたことがようやく効果が出てきたのかなと喜んでいるところでありますので、さりとて今、さらに大きな声で自治組織の立ち上げをというのもまた問題があるかと思っておりますので、そうした積極的に必要だという人たちの声を大事にしながら、何とか自治組織の立ち上げにつながるように、我々も行政として支援をしていきたいと、このように思っております。

それから、地区において未加入の解消問題でありますけれども、これについても集落懇談会等でもよく言われております。非常に、今申し上げましたように、それぞれ価値観の違いから態度を決める方が圧倒的に多いようでございます。なかなか広報の配布の問題、あるいは募金の問題等、非常に行政としても地域のお力をおかりしたいだけに深刻な問題として捉えておりますが、これは何としてもこの白馬を好きでお越しをいただいた方には、やはり一人一人が持てる力を出していただき、この地域を守ることがやはり白馬のすばらしさを次代につなげていく方策だと思っておりますので、その理解をしていただくための努力は今後続けていかなければならないと思っておりますし、繰り返しになりますけれども、村づくりはそのあたりから始まるということをご理解をいただかなければと思うと同時に、また議員の皆さん方にも積極的にご協力いただければと、このように思っているところであります。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 引き続き答弁を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊君） 公募の関係でありますけれども、ホームページ、行政無線等で募集しますけれども、どうしても興味がないのかわかりませんが、委員によってはほとんどない場合もあります。考えるに当たりまして期間が短い面もあろうかと思っておりますので、その部分についてはまた訂正、直してまいりたいと思っております。

それから、未加入者のアンケートの関係でありますけれども、今までとったことはありません。先ほど村長のほうの答弁でありましたように、住民課の窓口のほうでチラシ等を配布し、行政区の内容について説明をしているわけでありまして、よって、説明を聞いただけでは本当に入りたか入りたくないか判断ができない場合もありますので、実際にその地区に戻り、数カ月後、まず地区がどんな形になっているか多少わかるかと思っておりますので、アンケートをとってもよろしいかなというふうに今考えていますので、それについてはちょっと検討させていただき、区の加入について村として努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） アンケートに対しましては、やはりどういった理由が一番なのかというのを知る上では大切なことだと思っておりますので、ぜひやっていただければと思います。

また、こちら昨日の答弁の引用になってしまいますが、外国人の国保加入世帯は79世帯とのことで、1つの区が形成できるような、そんな世帯数になっております。残念なことに、外国人の区への加入率の数値は把握されておらないとの答弁でした。外国人、外資が多く入っております和田野区では、私の手元にある資料によりますと、88件中33件、実に3分の1以上の37.5%が外国人所有となっております。この数値は、私がお散歩マップと呼ばれる地図をもとに数えたものですので、正確とは言えないかもしれませんが、かなり現実に近い数字ではないかと思っております。このまま外国人の行政区加入率の把握もせずに、加入に対する促進もしないでいますと、区として成り立っていかなくなるのではないかといった危機感が地元にもあると聞いております。和田野だけにとどまらず、現在では八方でも同じような現象が起きてきていると聞いております。行政の積極的な介入がそろそろ必要ではないか、そのように思っておりますが、村長はどのようにお考えか伺います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

今、伊藤議員おっしゃられました数値のもとになるパンフレット、私はちょっと目にしていなくてありますけれども、外国の方が所有している建物は実はふえてきていることは事実です。しかし、常にそこに定住しているかどうかということとはまた別の話になってこようかと思っております。所有はして営業行為はしているけれども、ここに住んでいないという方もおいでになり

ますので、その辺のところの正確な把握は村として得られておりませんが、一つの例で申し上げますと、外国の方でこの日本文化を理解したいということで、積極的に入っておられる方もおいでになります。そして、日本の伝統文化でありますお祭り等、非常に興味を持たれて、積極的に区に入っていて活動しているということもお聞きをしておりますので、それも人にもよるでしょうけれども、積極的にその個人を区に入るように説得をしたわけではなくて、自分のほうからそうした姿勢で区に入られたということは大変ありがたいことであるというふうに思っておりますので、同じ手法でほかの方たちも区に入っただけかどうかということになれば、また問題はあろうかと思えますけれども、ただそういった気持ちになっていただけるようなことを我々行政としても間接的にお手伝いをしていく方法、例えば英語版で区に入っただきたい情報等の提供、そういう形は今後もとれるのではないかと考えておりますので、庁内で検討はしていきたいと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含めあと16分少々でございます。質問ありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 先ほど申しました和田野区の場合、やはり今までいた方が土地を売られて、外国の資本が入るといふふうな形になっておりまして、やはり先ほどもありました閑散期対策とか長期滞在、要するにスキー、冬季シーズン以外で集客できないということがやっぱりメインではないかと思われま。

そんな中で、午前中の一般質問にも出てまいりましたふるさと納税ですが、皆さんご存じのとおり、長野県では2,000円で20キロから60キロの新米がもらえる阿南町のふるさと納税が1億円を突破しまして、近ごろはもう出荷できないということで打ち切りになりました。

全国的にも有名なのが鳥取県米子市でありまして、米子市によりますと、市の地元企業がPRを兼ねて赤字覚悟で提供する多彩なプレゼント商品が人気とのこと。お返しのプレゼントは、3,000円以上の寄附に対しまして、おいしい水のペットボトルなど6,000円相当の12品目を詰めた米子市民体験パックが基本であります。1万円以上ならハムやカニの加工品など、それぞれ5,000円相当の64商品から選んだ1品、3万円以上なら2品、体験パックと一緒にもらえるとのこと。費用は、寄附者1人につき市が3,000円負担し、残りは企業が追加注文を期待して受け持つとのこと。であります。

1億円を突破したこの2つの例のように、農産物等のお返しでも悪くはありませんが、白馬の場合、他の市町村がやっていないこと、それをアピールして次のリピートにつなげたい、そんなふうには思いますが、現在疲弊している宿泊業がそれに当たるのではないかと。冬の日本人客が少ないことが税金の滞納にもつながっております。閑散期対策、長期滞在型観光には直接は結びつきませんが、米子市のように赤字覚悟で、宿泊券を納税のお返しのプレゼントなどにするとといった考えはないかをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、いろいろな手法について伊藤議員のほうからお話をいただきましたけれども、赤字覚悟でということもございましたが、それについても、村のほうの姿勢としてはそういう取り組みもしようかと、このように思っております。午前中の質問でも、ふるさと納税に関連してそのご質問もいただきました。村として今後、村の特色を出した計画等も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ことは外国人客、お客様が大勢見えるというふうにうわさで伺っております。ただ、外国人のお客様が見えましても、今までいらした地元の宿泊業が必ずしも潤うとは限りません。正直待ったなしの状態かと思っておりますので、なるべく早目に対策していただくようお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

先日、大糸タイムス紙にも載っておりましたが、来年は村長選挙の年に当たり、村長の2期目の任期が満了いたします。1期目の7年4カ月前の立候補時、また2期目の3年4カ月前に公約として掲げておられました3点についてお伺いいたします。

まず、1期目立候補時の平成18年選挙公約にありました政策の3本柱、「身近な行政の創出」の3項目め、「行政運営の効率化」の「民間感覚を積極的に導入する」についてですが、具体的に実行され、改善された点をお聞きいたします。

2点目に、平成22年2期目の選挙公約の「今後の新たな課題」の中の「地域高校として存続が決まった白馬高校の魅力づくりを進めます」について、村としてどの程度魅力づくりに貢献されてきたかを伺います。

そして最後に、とても私個人として印象深く心に残りました退職金返上ですが、そのご意志は今でもお変わらないかをお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 伊藤議員2つ目のご質問であります私の選挙公約についてにかかわるご質問、3項目にわたっていただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、民間感覚を具体的に実行し、改善された点についてのお尋ねでありますけれども、民間企業では常に経営改革、改善手法を用いて、企業の持続的な成長に努めていることは言うまでもないことだと思っております。行政においても、民間企業のさまざまな経営手法や民間専門家の能力を積極的に取り入れながら、生産性や村民サービスのさらなる向上といった行政運営の効率化を図っていく必要があることから、民間感覚を積極的に導入をし、限られた財源の中で、最少の投資で最大の効果を挙げる行政運営の効率化を掲げたところでございます。もちろん、村民サービスに答えるという意味合いで、全てが費用対効果だけで解決できないことがあることは言う

までもないところでありますが、観光立村を標榜する白馬村が、バブル崩壊による不況の影響を受け、自主財源の税収も落ち込み、税の滞納の増加といった厳しい財政状況の中では、簡素で効率的な行政運営・業務運営のための行政改革をする必要を強く今でも感じているところでございます。

こうしたことから、公募による委員で構成される事務事業評価委員会を設置をし、行政の果たす役割を考え、年度により評価項目の数に多少違いはありますが、全ての事業についてその緊急性、重要性、効率性を検討し、また見直しを行ってまいりました。その結果を尊重をし、翌年の予算に反映することができるという、大変大きな効果が出たと思っております。

それを手始めに取り組んだところでございますし、また村民の皆様の声を聞くために、玄関ホールへ提言箱の設置、それから振興公社「庄屋丸八」の運営を指定管理者に委託をしながら効率的な運営を図ったところであります。とりわけ振興公社の経理については、単式簿記から複式簿記への移行をし、庁内においても公会計への移行についての研修、職員の専門性、意識の向上に向けての研修、自治法派遣による職員指導等、それなりきの成果は出つつあると思っております。庁内の朝礼等でも、従来の行政手法、既成の枠から一歩踏み出す勇気を持って改革を行い、村民への奉仕者であるための意識改革を強く求め、ともに協力して改革をしていく必要性を説いているところでございます。

次に、白馬高校の魅力づくりに村自体どの程度貢献してきたのかというお尋ねでありますけれども、県教育委員会は、平成20年9月に決定をした白馬高等学校再建計画の骨子に掲げた「魅力ある高校づくり」と「高校の規模と配置の適正化」の2つの柱を基本的な指針として、旧12通学区ごとに提案した再編計画に沿って、平成21年6月、第1期長野県高等学校再編計画を決定いたしました。村では、これまで白馬高校が存続していくための魅力づくりの方策を地域として意思決定をするために、平成5年に設置した白馬高校を育てる懇話会が中心となり、継続的に検討をしてまいりました。

今後も白馬高校が魅力と特色ある高校として存続できるよう、関係地域が協力をして検討を重ねてきたところでありますけれども、全校生徒が160名以下で、卒業生の半数が入学している中学校がない状況が2年連続すると、県教委の再編基準により地域キャンパス化、あるいは最悪は募集停止となり、長野県白馬高等学校という名前の学校はなくなってしまうという想定外の方針を受け、白馬高校を育てる懇話会としては、白馬高校魅力づくり検討委員会を立ち上げ、宮澤県議に委員長をお引き受けいただき、検討をすることといたしました。それが検討委員会を立ち上げるまでの経過でございます。

平成24年9月18日に第1回の白馬高校魅力づくり検討委員会を開催をし、委員の皆様には大変お忙しい中、精力的に7回の検討委員会を開催をしていただき、白馬高校の現状を基本に、先進地の視察、学科の検討、定員確保の対策等々、あらゆる角度から検討をいただき、普通科志

望の生徒は都市部に集中するという最近の傾向を十分承知をしながらも、普通科以外の専門学科設置により生徒確保を図るべく、観光業を中心に発展してきた白馬・小谷地域の特性を生かして観光学科を設置をし、全国を含め広域からの生徒募集を行う必要があるとの中間報告をまとめていただき、白馬高校を育てる懇話会は平成25年3月18日、長野県教育委員長に対して長野県白馬高等学校に新学科、いわゆる観光学科の設置等に関する要望書を提出をいたしました。

要望事項は、観光学科転換により1学年2クラス規模の高等学校を維持すること、1クラスは普通科、1クラスを観光学科とすると。全国募集を含め、広域からの志願者増大を図る内容の要望事項でございます。

その後、平成25年度に入り、検討委員会は4回の会議を開催し、カリキュラムや地域との連携のあり方等、観光学科設置についての具体的な検討を続けてまいりました。白馬・小谷地域の産業の中核に観光業があることは、これからも変わることはない。次代の地域発展を担う若者の教育の場である白馬高校に観光学科を平成27年度を目標に設置をし、さらなる振興に向け、明かりを高く掲げることが白馬高校の魅力づくりにつながるとの考えから、これを最終答申としてまとめたところでございます。

しかし、何より大事なことは、平成26年度の入学者の定員確保が最大の課題であります。学校を挙げてはもちろんでありますけれども、OBの皆様を初め、地域挙げての側面協力が必要でございます。私も宮澤県議の力をお借りし、大学との連携を構築するため、今努力もしているところでございます。私が懇話会の会長として、また魅力づくり検討委員会の委員として、白馬村議会では総務委員長、教育委員長、教育長も委員として加わっていただいております。村は積極的にかかわってきたことがご理解をいただけたと思います。ぜひそういったご理解の上で、また伊藤議員にもご協力をいただきたいものと、このように思っているところでございます。

次に、退職金返上の意思是今も変わらないかとのご質問であります。退職金の返上の考えは今でも変わっておりませんが、地方公務員の退職手当は、地方自治法第204条第2項の規定により、地方公共団体では条例で退職手当を支給することができることとされており、同条第3項の規定により、退職手当額並びにその支給方法は条例で定められておりますので、現段階では市町村職員退職制度上、受け取らないことはできないというふうに規定をされております。伊藤議員も承知の上でお聞きをされているのかと思いますけれども、公職選挙法第199条の2の規定では、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとありますので、寄附も禁止をされているところであります。

私も勉強不足なところがあり、こうした認識がないままに返上という言葉を使いましたけれども、今でも返上の意思はございますけれども、法令等で返上できないため、私が公職を辞した後、それに沿うような形でお答えをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいた

します。

村長の選挙公約については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間はほんの少しではありますが、簡潔に質問があれば。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 退職金の返上のことは私も知っておりました。

それと、白馬高校のことですが、実を言いますと、5月の白馬高校を育てる村民大会の後、その会に出席した方が、あの統計ではもう何年も前からこういうふうには生徒が少なくなるということが予測できたのではないかと、何であるときに手を打たなかったのかといったようなことをおっしゃっておられました。その方に限らず、多くの方が同じような感想を持ったことと思います。

私が知っている当時の白馬高校生であった学生が、雨の日には外でやる部活の練習場所がない、そう言って嘆いておりました。白馬高校は白馬北小、白馬村役場とほぼ地続きになっておりまして、非常に物理的にも近いわけで、北小の体育館や多目的ホールを雨天のときに夕方貸してあげるといった、そんなことも可能であったのではないかと思います。そんな資金的な援助とか会を立ち上げるという形でなくて、もっと生徒に近い立場で、真に白馬高校の存続を願っているという村としての意思表示、そんな意思表示がささいな形で結構ですから示していただければありがたいなと思いますけれども、どんなものでしょうか。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。時間はほんの少しでございます。村長。

村長（太田紘熙君） 答弁をさせていただきます。

伊藤議員、学校教育の中まで立ち入って白馬村がというふうに、私、お聞きをいたしましたけれども、それには限界があるかと思えます。しかしながら、学校は学校内部で、校長先生を初めとする先生方が何としても魅力ある白馬高校のためにどうしようかということで、もう既にコース制の取り組みをしたところも学校の力によるところも大きかったと思えますが、ただそういう状況の中でも、白馬高校を育てる懇話会ができたのが平成15年……、ちょっと年数のほうは、設立年は定かではありませんが、既にでき、白馬高校をどういう高校にしようかとか、いろいろ協議をしていただいていた経過がございます。

私も就任したときからその会長を引き継いだわけでありましてけれども、この話は伊藤議員、その経過をご存じであったのかどうなのか知りませんが、決して唐突に出てきた問題ではないというふうに思っております。確かに少子化が急激にこういう状況になるということは、今までの生徒の志願者数から見ても、想像がなかなかつきにくかったという点もあったかと思えますが、育てる懇話会としても今後の白馬高校がどうあるべきかということで、コース制導入に当たっても村民大会を開催をしたり、それなりきの努力はしてきたと、このように思っております。

それに引き続き、今回もまたこうした問題に対して村民大会を開いて、村民の皆さんのご意見をお聞きをしたところでもあります。そのご意見を聞くのも、白馬村はウイングで、小谷村では小

谷村役場を利用してということで、決して対策を講じてこなかったわけではありませんけれども、私もちょっと言わせていただければ、地域の皆様にももっと関心を持っていただきたいなど、こういうふうに思っているところでございます。一番の当面の課題、来年度の入学者数が定員を下回らないような努力をしなければいけないわけですが、そういった面についても、村としても、また育てる懇話会、白馬高等学校の魅力づくり検討委員会としての精いっぱい取り組み、残された時間は少ないわけではありますが、一生懸命取り組んでいきたいと、このように思っております。

議長（横田孝穂君） 伊藤議員の質問時間が終了いたしましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時11分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3番松本喜美人議員の一般質問を許します。

第3番（松本喜美人君） 3番議員の松本喜美人でございます。

私に与えられました限られた貴重な時間でございますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

通告書に基づきまして、次の4項目につき質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、村長2期目の公約に対する達成度について、2点目、3期目出馬の意思について、3点目、ペイオフ対策について、4番目、職員等による本村PR・営業活動についてでございます。

それでは、最初に1番目の質問でございますけれども、村長2期目の公約に対する達成度でございます。

太田村長は、平成22年8月7日に、政策の4本柱としまして財政の健全化、観光の活性化、身近な村政の創出、社会福祉・教育施策の充実を掲げ、具現化のため15項目を公約といたしまして2期目をスタートし、3年と4カ月が経過した現在、次の3点について伺います。

1点目でございます。現時点での達成度についてどのように評価されているのか。

2点目でございます。達成度の低い項目につきましては、その主な要因について、内部要因なのか外部要因なのか。

3点目、政策の4本柱を項目別に自己採点すると100点満点で何点か。また、総合的には何点か。

以上3点についてお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松本議員からは4つのご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

最初の村長2期目の公約に対する達成度についてのお尋ねでございます。

まず、2期目の公約に掲げた4本の柱であります財政の健全化、観光産業の活性化、身近な村政の創出、社会福祉・教育施設の充実について、現段階での達成度についてのご質問というふう
に受けとめておりますが、掲げた公約が全て単年度で終了するものではなく、今後に向けて継続
的に実行していかなければならないことを含めて、公約の実現度を数値でお示しすることはなか
なか難しいことでございますが、私なりの感覚で各項目についてお答えをさせていただきますの
で、ご理解のほどをよろしく願いをいたしたいと思っております。そして、また1、2、3には関連
性がありますので、順に一括してお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたしま
す。

財政の健全化につきましては、職員の協力もいただき、効率的な行財政運営を心がけてきたお
かげで、健全度を示す財政力指数、公債費負担率を初め、それぞれの指標の数値が計画どおりに
進み、財政調整基金、減債基金を初めとする積立金も平成18年度当時の倍の額となっていてお
り、これが全てではありませんけれども、健全化へ向けての取り組みは相当成果が出ているとい
うふうには確信をしております。しかしながら、国の厳しい財政状況の中であって、今後出てくる消
費税のアップ、交付税の減額、村政においては特別会計への繰出金の増加、広域連合への負担金
の増加等も考えると、決して楽観できる状況ではなく、今後も引き続き健全財政への取り組みは
怠りなく進めていかなければいけないことだと、このように認識をしております。

観光の活性化につきましては、6項目の項目を掲げているところでありますが、その実行した
成果については、濃淡はありますが、自分としては精力的に取り組んできたつもりでございます。

1つ目の白馬ブランドの復活につきましては、白馬村の生活文化に根づいた資源の商品化を推
進するため、特に特産品の開発や、農業と観光を結びつけるために6次産業化への支援や、商工
会が中心となって進めていただいたそばガレット等への特産品振興への支援を中心に取り組ん
できたところでございます。

2つ目のメディアを使ったPRにつきましては、観光局が主体となり、プロモーション事業の
中で目的地として選んでいただけるためのさまざまなコンテンツについて、メディアへの情報発
信を実施してまいりました。細かい内容は観光局社員総会資料にまとめ、議員にもお渡しをした
ところでありますので説明は省略させていただきますけれども、今後も積極的かつ効果的な情報
発信に取り組んでまいりたいと思っております。

3つ目の大自然を生かした企画の実現は、白馬小径、フットバス、電動自転車の導入など、自
然と親しむプランを掲げたところでございます。この中で、白馬小径の再整備を平成22年度に
実施をいたしました。フットバスや電動自転車の導入には至っていないところでございますが、

滞在型の観光地とする上ではこうした観光整備は必要と考えておりますので、実現に向けて今後の計画に反映をしてみたいと考えております。

4つ目のインバウンド対策の充実は、村では特に外国人の受け皿整備を進めることとしてナイトシャトルバスの運行事業に取り組んでおり、この冬期間もバス1便を増便しながら充実に努めてきております。プロモーション関係では、新たなマーケットとして東南アジアに力を入れており、観光局では小谷村や索道事業者との連携や、長野県等が参加ををする国内外での商談会にも積極的に参加をしているところでございます。

5つ目の山岳リゾート地にふさわしい基盤整備は、ハード事業では登山道、遊歩道、親海湿原の木道等の整備や改修工事、奈良井公園の整備、スノーハープ多目的広場の改修等を進めていき、計画に沿って実現ができてきているというふうに思っているところでございます。ソフト事業においては、北陸新幹線の金沢延伸を見据える中で、大町、小谷村との3市村連携による2次交通対策事業として、夏季のシャトルバスの運行を今年から始めたところでございます。

6つ目の観光局の中長期計画に基づく積極的な事業推進は、中長期計画に定める「お客様にとって豊かな時間を過ごせる国際観光立村」を目標に掲げ、資源の活用、徹底したお客様視点、機能整備の3項目の戦術をもととした事業方針に沿って、当該年度の事業計画を立てながら実施をしてきているところでございます。宿泊客やリピーターをふやして消費額を伸ばし、地域への波及効果を高めていくことが重要と考えており、今期の事業では特に宿泊増進策を意識しての情報発信やキャンペーン等に取り組んでいるところでございます。

長野県は、山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくりを進めているところは議員も既にご承知のところでありますけれども、白馬村観光局としては既に世界基準での山岳観光リゾート地を目指して観光戦略、戦術を立て、各事業に取り組んで3年目を迎えており、決してこの方針は間違いではなかったと、このように自負をしているところでありますが、想像を超えた社会経済情勢の変化により計画どおりの実現ができなかったことを考えますと、個々の事業は進んではいますが、観光の活性化という意味で問われれば、目指すところへはまだ道半ばと捉えているところでございます。

身近な村政の創出につきましては、3項目の公約を掲げました。

情報公開については、村政の運営状況を村民に知っていただくことが村政を身近に感じ理解をしていただけることだと考え、地デジ対策を含めた情報通信基盤整備を完成させ、従来実施してきた紙媒体、広報等を通じての情報公開に加え、地上デジタル（ユーテレ白馬）を効率的に使用することで、情報公開は一段と進んできたと思っているところでございます。

村民が主役の行政運営については、各団体、各会議の委員選出については公募による選出を常に求めているところでありますけれども、先ほどの伊藤議員の質問でもお答えをしたとおり、現実的にはなかなか公募に応じていただけないというのが現実でございます。また、区未加入者の

解消、自治組織未設置地区の解消の取り組みを進めてきているところでありますが、これもなかなか理解が得られない状況でございます。しかしながら、その組織の必要性を口にする方も出てきたとのことでありますので、そうした声を大事にしながら、実現に向けて取り組みを今後も進めていきたいと、このように思っているところでございます。

事務事業の効率化については、情報の共有化、公開は行政の透明性を高め、村民と行政の信頼関係を構築する上で大変重要であります。公募による評価委員により、年度により評価項目に多少の違いはありますが、評価をいただいたそれを公開することで、投資効果と透明性が図られ、行政への理解と参画の意識が促進されると思っており、今後も引き続き効率化への取り組みを進めてまいります。

次に、社会福祉・教育施策の充実については、少子高齢社会の到来により、元気な子どものふえること、そして高齢化は避けて通れない事実と捉え、元気に人生を全うできる環境づくりが必要だと考え、公約にも掲げているところでございます。そうしたことから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、未満児保育の拡大、保育料の値下げ、子育て支援ルームの拡大、医療費の無料化を中学生までだったものを18歳（高校生）まで支給範囲を拡大、交通共済を中学生まで村費補助で無料としたこと、5歳児の発達相談、幼児から中学保護者を対象としたストレスケアの講座、白馬村障害児通所車両移動支援事業等を実施をしてまいりました。

さらに、国民健康保険被保険者に対する人間ドックの補助金の対象範囲を拡大、福祉医療の支給対象範囲を拡大をし、高齢者対策としては温泉施設の利用等の助成事業、訪問入浴サービス事業、白馬村デイサービスセンター岳の湯の開所などを行ってきたところでございますが、福祉・教育に対する需要は今後も右肩上がりとなる状況は続くものと思われる中、なかなかこれで終わりという状況にはなりませんけれども、その時代時代に合った取り組みをしていく必要があるかと、このように思っております。そうした意味合いの中で、達成度と言われれば、公約のおおむねの実現はできたものの、福祉・教育を総体に捉えた場合は、大変課題の多い問題と捉えているところでございます。

今申し上げたことを含めまして、4本の柱を据えての公約の実現については、達成度と言われれば項目により違いがあり、一口に数値でお答えすることは大変難しいところではありますけれども、今、項目ごとにそれなりに実現をできたことについてお知らせをいたしました。掲げた公約はそれなりに手をつけてきたと、このように思っているところでございます。

達成度の低い項目についての要因は内部要因か外部要因かとのお尋ねでありますけれども、項目によって違いはあるものと思っております。財源的なことを内部要因とするならば、大半がこれに関連しますが、事業遂行に当たっては外部との関連性も出てまいりますので一概には申し上げられませんが、ただ考え方においては、民間出身の私の考えと行政組織としての考え方に違いがあることもございますが、それはディスカッションをする中で解決ができてきているというふ

うに認識をしているところでありますので、よろしくご判断をいただきたいと思ひます。

村長2期目の公約に対する3項目についての答弁は、以上とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 今、太田村長のほうから、政策の4本柱具現化のためのそれぞれの項目につきまして、るるご説明を答弁いただいたわけでありますけれども、その中で私が一番注視しているのは、2期目のまだ半ばといいますか、途中ということではございますけれども、やはり2本目の大きな柱の観光の活性化というもの、これは確かに太田村長がおっしゃるとおり、継続していく課題であるということでありますけれども、村内のそれぞれの商工業者の現状から申し上げますと、残念ながらそんなに悠長なことを言っている状況ではないのかなというふうには私に認識してございます。

その辺につきましては、観光課のほうでも観光振興計画を来年度にかけて策定をしまっているということでありますけれども、やはり計画を立て、実施に移していくという間に村内の商工業者がみんななくなるのではないかと非常に危惧してございます。その辺のところ、残されている任期期間というのは余すところ8カ月という短いわけでありますけれども、何か一歩でも手をつけていただけるような施策がございましたらお尋ねしたいということが1点。

それから、やはり大きな柱の身近な村政の創出ということであります。ここで一番大事なのが、情報公開の徹底というところで、公約の中には地デジ対策とか自主放送番組事業というようなことをうたってございますけれども、やはり行政の課題であります一連の下水道問題とか、それから税の滞納問題等々につきましては、村民にやはりそういう実態を情報開示していくということが非常に大事なのではないかと、そういう観点で見ますと、私は観光の活性化、それから身近な村政の創出という部分が一番今村民が求めている項目ではないかという認識でおりますけれども、村長の見解をお伺ひしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松本議員ご指摘のとおりだと思っております。観光を基幹産業とする村であるからこそ、何とか観光の活性化を図りたいというのは、私は強い思いを持っているところでありますが、松本議員も商工会の職員として、また事務局長として経験をされる中で、観光振興の難しさについては十分ご承知のことだと思いますけれども、そういう中でも村民がこの観光で生きていくために行政に寄せる思いは大変強いものがあることは十分承知をいたしておりますが、この観光振興については、行政が一方的に進めることで観光振興が図れるかといえ、やはり村民の皆さんも行政とともに協力し合いながら、村を挙げて観光振興に取り組むその姿勢が何より大事ではないかと、こんなふう思うところでありますが、そうした中で、今大勢の村民の皆様が観光に向けての思いを共有していただけるよう、この観光局のあり方も踏まえながら、さらに

は結果が早く出てくるプロモーション活動等を、観光局を中心に一生懸命取り組みをしているところでございます。

個々のものについては担当課長、局長のほうからも説明をいたさせますけれども、思いはあってもなかなかすぐ結果が出てこないということは十分わかりつつも、村民の願いを思うときに何かじくじたる思いをしながら、ふがいなさも一部では感じているところではありますが、気持ちだけはなえることのないよう、残された8カ月間の中で公約に掲げたことの実行がどの程度進むか、精いっぱい取り組みをさせていただきたいと思っております。

それから、情報公開の件であります。私自身も下水道問題が発生して、正直なところ、余りにも長い年月の積み重ねによって今回のような多額なことになってしまったわけではありますが、それが一概に情報の公開不足によるものであるかと言われれば、多少疑義もございませけれども、いずれにしても村政の透明性を高めていくためには、村が積極的に情報公開をしていく必要というものは、この事件を契機に改めて認識を強くしたところでございます。そうした意味では、何といても篠崎議員からもご指摘ありました公文書の公開が何よりも大事だと考えておりますので、これについては今後庁内でも検討し、積極的に情報公開をしながら、村民に信頼される行政として業務の遂行ができるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

私のほうからは以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 松本議員ご指摘のとおり、今、観光に関するこれからの振興計画を立てますということで議員の皆様にもご説明をしているところであり、この策定から実行までの期間というのはやはり2年から3年かかり、さらにそれを実行して成果が出るまでには数年かかるだろうというようなところの期間をどう進めていくのかというのは、私どももやはり非常に大きな課題とし、これからのここ数年の大きな政策にかかわってくる部分かというふうに思っております。

昨今、商工会からもさまざまなそれぞれの事業者の総意としていろいろな要望も出ておりますし、これら一つ一つをどういうふうに行政としてお答えすることができるかということや次年度以降からの予算の中で検討してまいっております。

また、観光局では、今期もそうでございますし、来期に向けての重点の一つの方向としましては、滞在につなげるための施策をどういうふうに展開できるのかと。やはり滞在というところをキーワードに事業を展開しようというふうに意識をしております。滞在イコール、観光地白馬にとって経済の波及効果につながるというふうに強く思っておりますので、行き着くところ、観光局もそういった経済波及効果が及ぶような、効果が発揮されるような事業をこれからもさらに検討し、進めてまいります。当面そんなような形で進めてまいりたいという考え方でございます。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ありがとうございます。

それでは、村長のほうに再度、この公約の達成度に関連して質問をさせていただきたいと思えます。

村長1期目の選挙公報、平成18年7月9日執行に、「未来に希望を、明日に豊かさを」、「変えよう・私と共に」というキャッチフレーズを用いてございます。7年と4カ月が経過した中で、「変えよう・私と共に」というところで、従来の行政と変わった点、最大のポイントのところをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、18年の選挙に当たり、私自身は本当にここに住む人と人が支え合い、共同による村づくり、そしてこの白馬に住んでよかった、これからも住み続けたいと、そんな村づくりをしたいことから、「未来に希望を、明日に豊かさを」、「変えよう・私と共に」というキャッチフレーズを用いて自分の思いを訴えてきたところでございます。そうした中で、この村が、今申し上げましたように、ここの白馬が好きだということでおいでになった人たちも含めて、村全体が思いを一つにして、同じ方向を向き合いながらともに進むという姿勢をつくり出したいために、キャッチフレーズを掲げての取り組みをしてきたところであります。個々については、今申し上げましたように、4本の柱を実行することで大きく変わっていくものと、こんなふうには思っておりますが、実際就任をしてみて、言葉にあらわすのは簡単でありますけれども、実務の難しさを実感をしたところでございます。

しかしながら、そんな中でも財政状況は少なくとも改善の方向に向かってきたというのは大きな成果ではなかったかと思えますし、ほかの事業等についても、私は村民の幸せのためのもとなる福祉・教育についても力を入れてきたつもりでございます。濃淡に違いがあるということでお許しをいただきましたけれども、先ほどお話をしたことでご理解をいただければと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、残された8カ月の中で、公約の実現に向けて最後の努力といえますか、踏ん張りを期待を申し上げまして1問目の質問を終わりにさせていただき、次の質問に入らせていただきます。

2番目の質問でございますけれども、3期目の出馬の意思についてでございます。

来年8月6日で任期満了となり、過日白馬村選挙管理委員会では村長選挙日程を、告示日を

7月8日、投票日を7月13日との発表がなされました。昨日の一般質問におきまして、太田伸子議員が再質問の中で同様の質問をされ、村長答弁といたしましては在任期間、職務を全うしたいとの答弁がされております。きのうのきょうでありますので、答弁が大きく変わるということはありませんと思いますけれども、非常に大事な部分でございますので、改めて私のほうから太田村長に3期目の出馬の意思について再度お伺いをさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目の3期目出馬の意思についてのお尋ねであります。議員おっしゃられましたとおり、昨日の太田議員の質問の中でもお答えをいたしましたけれども、再度私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

今申し上げましたように、この白馬村のありよう、あるべき姿、私なりの思いを申し上げたところでありますけれども、そうしたことを踏まえて、未来ある白馬村のために、にぎわいと元気のある村づくりを目指して取り組んできたことはぜひご理解をいただきたいと思っております。全て100%達成というところはいきませんけれども、残された任期を精いっぱい公約の実現に向けて頑張りたいと、このように思っておりますので、今お答えできるのは、そうしたお答えしかできないことをどうかご理解いただきたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） それでは、実は年が明けますと新年度の予算編成期に入っているわけでございますけれども、新年度、26年度の当初予算につきましては、重点方針等々、篠崎議員がきょう午前中の一般質問でもうお尋ねをしておりますけれども、私のほうからは、村長方針の中で、当初予算につきましては骨格予算か通常予算かのみお尋ねをさせていただきたいと思っております。お願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私が就任した当時のことも考えて、実感として思っていることは、やっぱり通常予算を組むべきだろうと、こんなふうには思っております。というのは、私が就任したときも、実際行政の長として動き出したのがもう8月の終わりになってからであります。そういったことを考えると、やはり新たに出たときに予算を編成していくというのは大変難しい作業だと、こんなふうには思っておりますので、通常予算を組ませていただきたいと思います。そういう形で今考えております。よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 現在の白馬村というのは、行財政の課題が大変山積しているというふうには私は認識しております。とても村政の停滞は容認されるものではないと、このように考えております。これも太田村長の1期目の選挙公報の中に、村長自身の自己PRの部分で、白馬村には指針と決断、そして実行力を持つリーダーが必要であるというフレーズがあります。やはり村

長選につきましても、3期目に挑戦をするのか、あるいは後進に道を譲るのか、大変厳しい状況でございますので、できるだけ早い決断を、結論を出していただき、村民に知らしめていくのが村のリーダーとして今必要なときではないのかなというふうに考えますので、できるだけ早い時期に進退の表明というものを期待をいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3番目でございますけれども、ペイオフ対策についてお尋ねをさせていただきます。

本村の基金は、平成24年度決算で14億5,400万円を決算認定しておりますが、多分この基金につきましては定期預金というような形であろうと思いますが、ペイオフを意識された運用がされているのかお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目の質問でありますペイオフ対策についてご質問をいただきました。

本村の基金状況をごらんいただき、ペイオフを意識された運用がされているかどうかというお尋ねでございますが、村の基金は平成24年度決算で14億5,400万円を決算認定していただいているところでありますが、ペイオフを意識しているか否かのお答えをさせていただきますけれども、まず金融機関への預金等につきましては、平成13年4月1日移行、流動性預金を除く預金等についてペイオフが解禁され、また平成17年4月1日以降は、預金保険による全額保護の対象は無利息、要求払い、決済サービスを提供できるという3条件を満たす決済性預金に限られることとされているところであります。松本議員も言われるまでもなくご承知のことだというふうに思っておりますが、したがって、この決済性預金以外の預金につきましては、1金融機関に預金者1人当たり元本合計1,000万円とその利息が保護されることになっているところであります。破綻金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を有している場合は、それらを名寄せして預金等の総額が算定されるわけでございます。

このような制度の中で、村の預貯金、とりわけ基金については安全が確保されているかのご質問と思っておりますけれども、ご指摘のとおり、平成24年度各決算書、財産に関する調書に基金の区分と年度末現在高を記載してございます。額の大きいものは財政調整基金の7億5,416万円余、減債基金の3億3,457万円余、福祉基金1億5,472万円余、義務教育施設整備基金1億998万円余、国民健康保険給付費準備基金1億6,971万円余で、これらを含めて17項目の基金が存在をしております。

現在、村が取引をしております金融機関店舗数は5店舗であり、その取引内容としては、大きく3点ございます。

まず第1点目として、通常の収納と支払い事務は、普通預金口座を通してとり行っております。

2点目は、松本議員がお尋ねの各種の基金であります。こちらは定期預金として証書により管理をしているところであります。これらの2点が預金債権にかかわるものでございます。

3点目は地方債債務に係るもので、縁故債、つまり借入金に関する取引でございます。

仮にこれらの取引をしています金融機関が破綻した場合には、金融機関と結んでいます取引の約定条項に沿って、預金債権と地方債債務を相殺することとしております。

平成25年度9月末の借入金残高は、4つの金融機関を合わせますと約18億7,000万円であり、普通会計の基金の合計額は約16億5,000万円でありますので、万一の場合はこれを相殺をと考えているところであります。

また、普通口座扱いの公金については、非常に出入りが激しく、村税や地方交付税、あるいは各種交付金や補助金等の収納がありますと、相殺の範囲を超える預金有高となる場合が出てまいります。この時点で不測の事態が起こりますと、村として大きなリスクを背負うこととなります。このため、想定される一つの金融機関につきましては、普通預金を全額保護される決済性預金に移行をしているところでございます。

このように、村の公金預金は、平成17年4月1日以降、保全される手だてが整っているというふうにご理解願えればと思っております。

いずれにいたしましても、取引しております金融機関が破綻しなければペイオフの心配はないわけではありますが、引き続き取引金融機関の情報収集や資料のチェックをしながら財政の健全化に努め、特に財産の管理につきましては善良な状態を保たなければならないことは言うまでもなく、常にこれを念頭に置きながら行財政の効率的な運営を図ってまいりますのでよろしくお願いをいたします。

3番目のペイオフの対策については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ペイオフ問題につきましては、今、村長の答弁の中で非常に意識がなされた運用がなされておると。それから、預け入れと借り入れの状況の中でほぼ完璧に近い形で現状においては保護がされているという認識をさせていただきました。

いずれにいたしましても、村の基金は村民の本当に血と汗の結晶というような基金でございます。万が一の金融機関の破綻に伴って没収されるようなことのないように引き続き管理をお願いしたいと思います。

その中で、やはりペイオフ対策の一番の対応といたしましては、預入金融機関の経営指標を常に注視していくという習慣づけが必要になるかと思えます。これは、私ども議員の全員協議会の中で、ある課題について検討させていただいたときに、ある金融機関の不良債権がないという次元での会話がございました。こういったものにつきましては、そのとき当然課長、係長、役場で言うと幹部クラスの職員が出ておるわけでありまして、今、金融庁から金融機関につきましては年2回情報開示が義務づけられております、経営指標につきましては。そういったものを注視していると、ああいった発言というのはないのなかと。ですから、そういった日ごろから村内の金融機関の経営指標、開示されておりますので、目を通していくくらいの最低限の意識は

必要ではないかなと、そんなことを申し上げましてこの質問を終わらせて、最後の質問に入らせていただきます。

4番目でございますけれども、職員等による本村のPR・営業活動についてでございます。

太田村長1期目の公約の中に、村長自身がまず営業マンという項目を掲げ、全ての役場職員は基幹産業である観光振興を意識して業務を遂行している旨の発言を機会あるごとにされております。具体的に次の項目についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

1番目といたしまして、村長自身、公務出張の折、いつも観光パンフを持参しておりますか。また、職員にもそういったものの徹底がなされているかどうか。

2番目でありますけれども、庁内からの文書発送の折に、パンフ、チラシ等、郵便料金等を考慮して同封がされていますか。

3番目でございますけれども、PRや誘客について観光局、観光課、各課横断的な情報交流並びに共有がなされていますか。

4番目に、マスコミ向けのイメージアップの情報提供システムや一元化が図られておりますか。

5番目といたしまして、白馬に訪れる各界の著名人を観光大使に委嘱し、PR効果を図る考えはないか、この5点についてお尋ねいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松本議員から4つ目のご質問であります。

役場職員等による本村のPR・営業活動について、5項目にわたってお尋ねをいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の公務出張の折、パンフレットの持参と職員への徹底についてでございますが、私自身、常時出張の折に携帯をしている状況ではなく、また職員にも徹底できていない実情でございますので、松本議員の今回の質問をいただき、目からうろこの落ちる思いも一部しているところでございますので、きょうの指摘を受けて今後取り組みをしてまいりたいと、このように思っているところでもございますので、私としても状況に応じての取り組みはしておりますけれども、常に携帯という意味では、それを果たして配布をする、実行に移す機会のあるときとないときともありますので、その辺のところは臨機応変に対応をしていくというところでご理解をいただきたいと思っております。

次に、2つ目の庁内からの文書発送の折にパンフ、チラシ等の同封についての件でございますが、一時期は発送する郵便物にパンフレットやチラシを同封していたこともございますが、各課の判断に委ねての対応となっているところでございます。一例として、県外者宛ての納税通知書にイベントの開催チラシ等を同封することは考えていきたいと、このように思っているところでございます。観光情報を初め、村の情報発信の手段として郵便物の活用をもあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくまたご提言等いただければありがたいと、このように

思っているところでございます。

次に、3つ目のPRや誘客について、観光局、観光課と各課横断的な情報交流並びに共有についてのお尋ねでありますけれども、各課の横断的な情報交流や共有は役場の組織として不可欠なことは強く認識をしておりますけれども、このPR、観光関係に限って言えば、なかなか思うとおりにいっていないことも現状でございますけれども、情報交流や共有により得た情報をPRや誘客といった観光面で活用していくこと、例えば建設課でおつき合いのある団体や組織に対して、村として観光面からアプローチすることができれば、新規開拓として大きな効果が期待できるのかなと、こんなことも思っているところでありますので、今後検討はさせていただきたいと、このように思っております。

今後ともこの観光関係のみならず、各課の情報の共有化ということが何よりも大事だということから、通常の課長会議に加えて、課題検討課長会議の中でそれぞれの課にかかわる情報を共有をしようということで取り組みを進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4つ目のマスコミ向けのイメージアップの情報提供システムや一元化についてでありますけれども、マスコミ向けの情報提供としては、現在のところ、各課判断による投げ込みに限られ、定期的な情報提供は行っていないのが現状であります。定期的なプレスリリースや記者会見などによりマスコミに対して情報を提供し、またマスコミからの情報をいただきながら良好な関係を構築することは、あらゆる面で両者にとって有効であると考えますので、観光情報を初め、行政情報を包括的に情報発信する広報の仕組みについて検討し、情報提供の充実に努めてまいります。

最後に、5つ目の白馬に訪れる各界の著名人を観光大使に委嘱し、PR効果を図る考えはないかのご質問ですが、これまで観光大使の任命も考えてきましたが、白馬村の象徴的な存在として広報活動に携わるといえる点でいえば、ゆるキャラに注目が集まっている現在は、著名人よりも白馬村キャラクター「ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世」にその任を担わせたいと考えているところであります。村男が誕生してから1年が経過し、この間さまざまなイベントに参加したり、ゆるキャラグランプリ2013にもエントリーをして、1,580体中157位、県内でも5位という好成績をおさめたところでございます。加えて、平成26年はうま年に当たることから、テレビ局からも注目をいただき、テレビ出演についてお声をかけていただいております。こうした場を活用しながら観光PRにつなげていきたいと考えております。

松本議員から、役場職員等による本村のPR・営業活動に関して5項目のご質問をいただき、お答えをいたしましたけれども、基幹産業である観光振興を意識してそれぞれの業務に当たるよう、さらに職員の意識づけを高めてまいりたいと、このように考えておりますし、観光大使の件についても考えないわけではなくて、本当に観光大使として働いていただける方、推薦をいただける方がございましたらまた提言いただければと、このように思っておりますので、よろしくお

願いをいたしたいと思います。

以上で4番目の質問についての答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は、答弁も含めあと4分です。質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 何点か予定をしておりましたけれども、4分ということですので、1点だけお願いといいますか、検討をいただきたいなと思います。

4番目のマスコミ向けのイメージアップの情報提供のシステムや一元化についてでございます。

実は、信濃毎日新聞が数年前から掲載しております、夏シーズンに長野県に来県された各界の著名人を紹介する山ろく清談というコーナーがございます。ことしにつきましては、7月24日から8月18日の間に21回掲載がなされまして、地区別では軽井沢町が11回、諏訪市と飯田市が2回、あと6市町村が1回ずつであります。残念ながら白馬村は1回もありませんでした。私は、夏のシーズンにも白馬にも各界の著名人がお越しいただいていると思いますので、こういったものにつきましては、観光局または観光課が宿泊施設や別荘管理会社からの情報の提供を取りまとめ、信濃毎日新聞のほうに提供していくことが白馬のイメージアップを図れるのではないかなというふうに考えております。

確かに信濃毎日新聞、地方紙でございますけれども、これも参考に申し上げますと、村内新聞の販売店が1社しかございませんので、販売部数を申し上げるわけにはいきませんが、白馬村における信毎のシェアでありますけれども、信毎が74%、朝日が10%、3位に日経と読売が6%ずつということであります。ですから、白馬村の村民といいますか世帯の大方、7割強が信毎を通しておると。そういう中で、観光地白馬というのが1回も出てこないというのが非常に嘆かわしいな、悲しいなと思うのは私だけではないのではないかと思います。

信毎の記者のほうにもお話を伺いますと、特に地域別に特集を組んで掲載しているのではなくて、情報提供というよりも原則的には記者が足で集めるということでもありますけれども、やはりごらんになった方はいると思いますけれども、どこで取材を受けたかという、いわゆる宿名とか、公園とかそういった公共施設、どこどこにて取材という、宿側においてもPRにつながる部分がございます。

それで、さすがに軽井沢だなと思うのは、別荘地まで来たお客さんを掌握しているというところがさすがだなと。具体的に申し上げますと、来県された日数ではなくて、新聞に掲載された日にちでございますけれども、例えば7月24日、作家の浅田次郎氏、それから8月18日、元総理の中曽根康弘氏、これは個々の別荘においでになったということで記事になってございます。やはりそこまで細かく村内にどういった方が来村されているかということをつかんで提供していくと。

私は、提供の条件の中に、必ず記者がお尋ねする部分の中に、白馬に何の目的でおいでになっ

たかとか、白馬の印象とかですね、それから白馬、毎年お越しいただいているのかというようなことを必ずお聞きをし、そういったものを記事にしていくということが、長野県が主体になるのかと思いますけれども、本当に身近なところでのイメージアップにつながるのではないかとというようなこと、そういったことを、これは費用がかかることではございませんので、やる気のみでございまして、ぜひそんなことを新年度に向けて庁内で検討いただき、ぜひ実施をいただきたいなと思います。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 終わりですか。

第3番（松本喜美人君） はい。

議長（横田孝穂君） 答弁ありますか。

第3番（松本喜美人君） 答弁ございません。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了いたしましたので、第3番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時17分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2番津滝俊幸員の一般質問を許します。

第2番（津滝俊幸君） 2番、津滝俊幸です。

今回の一般質問の、また私が一番最後というようなことで、2点ほど質問をしたいというふうに思いますが、同僚議員が既に聞いている事柄もありまして、重なっている部分もあるかと思いますが、その辺のところはご容赦願いたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。それでは始めます。

まず1つ目は、行政サービスについてということで、行政の情報の発信についてお伺いいたします。

ユーテレ白馬ですが、ユーテレ白馬は3年を経過しておりますけれども、観光案内の番組や行事の開催内容の番組が非常に多く、またその繰り返しの映像が多く放映されているように思います。1回見てしまえば、同じ番組はなかなか見ないというのが今の視聴者のスタイルというか、そのような形になっているかと思えます。コンテンツの内容について工夫が欲しいなというふうに思っているのは私だけではないと思えます。視聴率や村民からの番組への要望の調査を行政側のほうではしたことがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

また、そのような事柄を番組に反映させるような仕組みは整えられているかどうかお伺いをしたいと思います。

また、行政の情報発信について、先ほど松本議員さんのほうからもお話がありましたが、白馬村の行政側のほうから発信されるプレスリリースについては、いまだにファクスを使って各課対応で行っているというようなお話がございました。スマートフォンに代表されるように、誰もが気軽にいつでもどこでも素早くネットにアクセスできる時代でございます。ITの機能を十分に理解していただいて、Eメールはもとより、動画としてユーチューブやユーストリーム——ユーストリームは有料になってしまいますけれども、そういったものを利用してプレスに発信をしていくべきと思いますが、そのような考えは持っているかどうかお伺いしたいと思います。

2項目めとして、村民ホールですが、白馬村の玄関口というようなことで、現在私たちも毎日議場へ通うときにその場所を通してここまで来るわけでございますが、非常にそこが有効に使われているとは思えない状況でございます。そこは情報の発信や村民同士のコミュニケーションなど有効な利用方法を考えていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

それから、3項目めでございますが、庁内では現在、分煙化が行われております。観光局が多目的ホールの隣に来たというようなこともありまして、庁舎と隣の多目的の間のところで喫煙している喫煙者が多く見られますけれども、あそこには灯油タンクがご存じのように置いてありますが、常識的に考えて、そこで喫煙させるのはいかがなものかというふうに思うわけですが、この際ですので、日本たばこ産業、JTに相談等をし、もっとおしゃれに白馬村から環境に優しい喫煙、分煙のできる空間を庁内につくる考えはないかどうかお伺いをしたいと思います。

とりあえず1項目めについてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今定例会最後の質問となりました津滝議員の質問にお答えをいたします。

行政サービスについて、そして平成26年度予算について、2項目にわたってお尋ねをいただいておりますが、行政サービスについてまずお答えをさせていただきます。

まず、ユーテレ白馬の番組に対するご質問であります。コンテンツ内容に対するご意見、村民アンケートの実施等につきましては、先ごろ開催をされました番組審議会でも同様のご指摘をいただいております。村民の皆様からも情報提供のご協力をいただき、よりきめ細やかな番組制作、放映ができるよう、指定管理者とともに協調してまいりたいと考えております。また、プレスリリースに対するITの活用につきましてもご指摘のとおりでありますので、情報を受信される側のご意見も伺いながら、前向きに検討してまいりたいと思います。

この情報発信については、私も指定管理者と常に話し合いをしているところでもありますけれども、なかなか人的な要素、そしてイベント等の重なり等があつて、機械の不足、人的不足等もままあるやにお聞きをいたしております。そういったことから、今の家庭用のテレビカメラというんですか、非常に性能がすぐれているとのことであり、小谷村では民間の方がそうしたものを使って情報を一生懸命収集をいただいているというようなことも今後参考にさせていただきな

がら、本当に喜ばれる情報提供ができるように改善はしていくべく、今打ち合わせをしているところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、村民ホールの有効な活用についてのご質問でございますが、村民ホールについては、平成25年度当初予算編成でもリニューアル工事の予算要求がございました。しかし、今年度に庁舎の耐震診断、来年度から耐震改修工事の計画となっておりますので、耐震改修工事にあわせて検討をすることといたしております。今のところは多くの方にご利用いただけるように、ポスターなどの掲示のルールをつくり、整然と情報提供とできるよう心がけているところでございます。今ご指摘いただいたことはもっともなことであると思いますので、できる範囲の中で工夫をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

最初の行政サービスについては、以上でお答えとさせていただきます。

(発言の声あり)

村長（太田紘熙君） すみません、次に、おしゃれに喫煙をし、分煙のできる空間を庁舎につくる考えはとのご質問でございますが、世の中の流れは、公共施設については全面禁煙が主流となってきております。建物の顔でもある玄関脇等に設置することはいかがなものかと考えているところでございます。現在、庁内の西側に喫煙室を設けていますが、窓から出る副流煙などの問題もあり、別の場所に移動を検討をしているところでございます。たばこを吸われる人と吸わない人が共存できるいい場所を検討したいと、このように思っているところでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

大変失礼をいたしました。以上で最初の質問の答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 早速ですが、今私のほうから申し上げたことを、行政側のほうでも一応ユーテレについてはお考えをいただいているということのようです。それから、プレス発表、リリースについてもそういったことで検討を前向きにしていきたい、それからちょっと2番目の件は除きまして、分煙化についてはもう村長おっしゃるとおりかなと、私も同感でございます。ですので、ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思うところです。

2番目の村民ホールの耐震なんですけど、耐震が結局悪いということなんですかね、その辺のところがよくわからないんですけども、耐震化がなされた後に村民ホールを改装して、もう少し情報を発信できるような形に変えていきたいという意味なのかどうなのか、そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 最初のお話であります分煙の件でありますけれども、本庁舎と多目的のほうとの間で吸っておられるというのは、役場の職員以上に、たまたまイベントや何かあったときに、吸われる人が自然的にあそこへ集まってしまうのか、見えないところというようなことからあそ

こに集まってしまうのかなと、こんなふうに思っておりますので、なかなか職員に対しての取り扱いというか方法と、一般の方との利用ともあわせて考えていかなければいけないと思っておりますので、総務課のほうとしても今考えを持っているところでありますので、後で説明をさせていただきますしたいと思います。

それから、耐震については、診断結果がどう出るかによりますけれども、私は技術的にやっぱり手を入れなければいけないところというのは当然出てこようかと思ひますし、耐震にかかわらないところでも、やはり補修をしていかなければいけないようなところも多々見受けられておりますので、耐震診断は診断として、もし村民ホールが手を入れなくてもいいというような形が出れば、それはそれで、やはりお客さんをお迎えする玄関口としてある程度手を入れていく必要があるなど、このように考えておりますし、今、万が一耐震診断結果によって手を入れなければいけないということになれば、また発想の変わることもありますので、いずれにしても診断結果を見てということでご理解をいただければと、このように思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 耐震結果の有無、まあもちろんそのところも重要なポイントかと思ひますけれども、やはり村長今おっしゃったとおり、パンフレット等がずっと散在している、それからペレットストーブだけが今の状況、とろとろと燃えている、友好の碑とオーバーヴィーゼンタールですか、そちらのものが置いてある、何かあれだけじゃ非常に寂しいし、やっぱり我々の玄関口、要するに村民が誇れるような白馬の玄関口になっているかということ、三十数年たっているところではちょっとやっぱり寂しいところがあるのかなと。

前段の同僚の議員さんたちの話の中にもありましたけれども、やはりユーテレもそうですし、この村民ホールのことも私は同じだと思うんですが、情報をいかにそういう場所から発信させていくかということが大事なのかなというふうに思ひます。白馬村の有線放送番組審査会ですかね、そういったものも開催されているということのようですし、ぜひそういうところから、またそれ以外にも広く村民からいろいろ情報を提供していただひて、番組の構成に役立てていただきたいなというふうに思ひます。

どうしても行政側が主体となつてつくと、かたい番組になりやすいのが一般的かと思ひます。やっぱりそういうところ、まあそういう番組も当然必要です。真面目にやってきちつと情報を流さなきゃいけないということも必要ですが、やはり村民が参加して、私はこんなことをやっていますよ的な、そういうような村民が参加できるような番組構成というのもぜひ取り入れていただひたほうがよろしいかと思ひます。そういう盛り上がりも実はああいう情報番組の中では必要だと私は考えておりますので、ぜひそういう創意工夫をしていただひきたいと。そんな中で、ユーテレ白馬おもしろくするプロジェクトなんていうものもぜひ来年度に向けてお考えを、いわゆるかたい審査会ももちろん大事です。ですが、そうじゃなくて村民がやっぱり参加できて、

そういうものに意見をいろいろ言えるような仕組みというんですかね、そういうものがあると、今以上にユーテレが活用されるように思います。

それから、プレスですが、当然ホームページの中にプレス専用のページをつくっていただいて、常にそういう人たちがそこにアクセスすると、今、白馬村ではこんな情報がありますよ、もちろん観光情報もそうですし、行政情報もそうですし、そういったところからアクセスしてみていただくということが大事かなというふうに思います。

それから、庁舎の玄関口の話なんですけど、当然情報の発信だけではなくて、来庁者がそこでもって待ち合わせるという場所の機能も非常に高いわけですね。なので、もちろん待っているときにそういう観光情報からそういうものを持っていくということもあるんですけども、来た人たちがそこでもってゆっくり過ごせるというか、例えば子どもたちが親を待ってあそこで過ごしている場面も見受けられたりなんかします。いわゆる白馬村の役場で待っていてねというような形で多分相づちがなっているんだろと思うんですけども、そういうふうに有意義にあその場所で過ごせるようなことをぜひ考えの中に入れていただきたいなど。また、この間、流行語大賞にもなったようでございますけれども、おもてなしの心ですかね、ぜひ観光白馬の窓口に恥じないような、そういう村民がちゃんと集えるようなホールにしていってもらいたいというふうに考えています。

それと、村長おっしゃってました分煙のことなんですけれども、今やり方としては、見せる分煙と見せない分煙ってあると思うんですね。今、白馬村がやっているのは、どちらかというで見せない分煙なんですけれども、逆にJRさんとか空港とかそういうところに行きますと、JTさんが見せる分煙というのをやっています。そこできちっとたばこを吸って、喫煙者に楽しい空間、本当に安らぎのあるような空間をつくっているかなというふうに思います。おらが村の白馬の庁舎に行けば、とてもすばらしい自慢のできる喫煙ルームがあるなんていうことが話題に上れば、それはそれで私は非常に一つの情報として日本国中に発信できることなのかなというふうに思います。

いずれにしても、敷地内は、まあさっき村長おっしゃってましたけれども、どこに行っても全面禁煙というのがもう今当たり前の状況ですが、たばこというのは税金のこともあったりなんかしますので、そういうこともちょっとお考えをいただいて、私の後ろにもたばこを吸っている議員さんたちもたくさんおられますけれども、多分理解をしていただけるというふうに私は思っていますので、ぜひいい方法、方向をお示しをしていただくと、私としてはありがたいかなと思います。もう一遍お願いします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ユーテレ白馬の番組編成の件については、今、1つ津滝議員から配慮をいただいたかなと、こんなふうに思っておりますし、どうしても今なかなか皆さん見ていただけない

裏には、番組編成表は見えますけれども、短い時間でこのスパンの中に詰まっているものですから、見たいものがちょうど時間で明確に示されていないので、見にくいというようなことも聞いておりますので、それにはそれなりきのやはり番組をつくっていかなきゃいけないということもありますので、そのためにひとつ村民の有志というか、村民の中でこんなものをつくったらどうかとか、いろいろな提案をいただけるような組織もあれば一つの方法かなと、こんなふうにも思っていますので、また発言をいただいた議員としてもぜひ前向きにリーダーシップをとっていただければありがたいと、こんなふうにも思うところでございます。

それから、プレスに対する情報提供でありますけれども、私個人で考えていたのは、こういうプレスの皆さんというのは、どうしても活字だけじゃなくて、やりとりが必要になってくるんですね。そういう意味で、情報がない、あるにかかわらず、定例的にプレスの皆さんと会見をするというようなことも一つの方法かなと私自身は考えているところでありますし、こうした手法は市の段階になると大概のところはやっているはずでありますので、そんな方法が取り入れられればいいなど、こんなふうにも思っております。

それから、また村民ホールの件でありますけれども、今、オーバードクターセンターとの契約書、調印のもの、それから太地町の鯨りの機械の展示物も、何十年になるんですかね、ずっと掲示をされている。太地町の皆さんがおいでになったときに、今まであったものがなくなっているというような印象を与えるのもいかなものかと思っておりますけれども、そういった展示物も定期的に変えていくことも当然必要なことではなかろうかと思っておりますし、ほかで掲示する場所も、ウイングであり、いろいろ場所としてはあるのかなと思っておりますので、今、検討も今後していかなければと、こんなふうにも思っているところであります。

それから、おもてなしの発想を看板に出したらどうか、そしてまた待合の場所としての村民ホールをもうちょっと有効活用できるような方法で考えろというご指摘もございましたので、あわせて検討をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ありがとうございます。

私が今申し上げたことが全て行政サービスに当たるかどうかというのは非常に、ちょっとくり方がよくわからなかったものですから、行政サービスというような書き方になってしまったんですけれども、ぜひ有効に、お金をかけないでやれることがそれぞれあるかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、2番目のほうの質問に入らせていただきます。

こちらのほうも実は同僚議員が既に幾つかの再質問やらで聞いておられて、重なる部分があるかと思っておりますので、恐縮でございますがよろしく願いしたいと思います。

平成26年度の予算についてということで、26年度の予算方針についてお伺いします。また、最重要課題は何でしょうか。平成25年度、本年度ですが、またそれ以前に積み残してきている事業はありますか。事業評価や地区懇談会等々の要望が村のほうに上がってきていると思いますが、総合的なまとめをしたかと思えます。それをまた来年度へ向けて、26年度へ向けての予算編成はどのような形でしていくのか。特に私としては、少子化、人口減対策、若者の定住対策等が重要というふうに考えております。こういったようなところについて、政策的にどのように今後行っていくのかというようなことをお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 津滝議員2つ目の平成26年度予算について、5項目にわたりご質問をいただいております。議員おっしゃられたとおり、もう既にお答えをして重複している部分もございますけれども、ぜひその辺はご理解をいただきたいと思えます。

平成26年度の予算については篠崎議員に既に答弁をしたとおりでございますけれども、毎年事務事業評価等の分析を行い、また地域役員懇談会等の要望も踏まえて、緊急性等を考慮し、限りある予算内で優先順位をつけ、来年度予算に盛り込んでいくという手法はお話をしたとおりでございますけれども、なかなか財政的なことを考えますと、各地区の要望全てに応えられない状況ではございますが、その要望事業が積み残し事業と言われればそうかもしれませんけれども、今申し上げたように、限られた財源の中で優先順位をつけながら事業をしておりますので、積み残し事業はないというふうに理解をいただければと、このように思っております。先ほど申し上げましたように、緊急性、優先性等を踏まえてということの中に、必ず時間はおくれても実現をしたいということでの組み立てはして考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思えます。

次に、少子化、人口減対策、若者定住対策など、今後の政策についてのご質問でありますけれども、津滝議員ご指摘のとおり、少子高齢化、人口減少の問題については、白馬村のみならず、日本全体の大きな課題として重くのしかかってきております。こうした中で、地方自治体はこぞって人口の流出防止策に頭を悩ませているわけではありますが、やはり一番の課題は働く場の確保、雇用の場の創出であろうかと思えます。この点に関しましては、6月議会定例会の答弁でもお答えをしておりますので、重なる部分もあろうかと思えますが、ご了承いただきたいと思えます。

白馬村の地域特性を考えた場合、まず第一の雇用確保対策はやはり観光の振興になろうかと思っております。個々の宿泊施設や索道事業者がかつてのような元気を取り戻し、それぞれが雇用の受け皿となっただけのような環境をつくり出していく施策、予算配分が重要であると考えているところでございます。

そして、2点目としましては、今この地に住む私たちが生活しやすい環境、子育てしやすい村づくりを進めていくことも重要なポイントであるというふうに考えております。そういった観点

から、本年度は医療費の無料化の枠を18歳まで拡充をしたわけでありますが、これで全てが解決するわけでないことは当然のことですけれども、新年度の予算編成においても何らかの子育て支援につながる施策、予算づけも検討はしてまいりたいと考えているところでございます。

とかく雇用確保の話になりますと、企業誘致政策が話題となります。事実、私も就任当初から、何年かかけて企業誘致に回ったこともありますけれども、この白馬の特性を考えたとき、また立地条件からして、村内への企業誘致は大変難しいということを実感をしていたところでございます。このことは、同様のお答えとして議会でも再三答弁をしてきたところでございます。しかし、先ごろ村内にアウトドア系の大手スポーツ用品メーカーの直営店舗がオープンをしたことはご存じかと思えますけれども、ああした一流メーカーがこの白馬のすばらしさ、アウトドアスポーツにふさわしいところとして見定めて、ああした出店をしていただいたことは、一つの光明を見た思いもいたしました。

仮に今後、非製造系の企業で白馬村の自然環境に魅力を持っていただき、村内への進出にメリットを感じていただける企業があるのであれば、それに対する支援策、庁内プロジェクトの立ち上げ、予算づけ等も検討をしなければならない状況になってこようかと考えてはいるところでございます。この点に関しましては、現段階で具体的なお話ができるものがあるわけではございませんけれども、今後具体的な話に進展をいたしましたら、議会の皆様にもご相談に乗っていただきたいと、このように思っておりますし、またそんなご相談をかける案件も出てくる可能性もないわけではございませんので、ぜひその辺のところもご理解をいただきたいと思っております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） まず、1番、2番、3番、4番は同僚議員さんが大体聞いて、答弁も既に聞いているということでございますので、まあそれはそれでということにしたいと思います。

ただ、24年度の決算において、監査委員さんのほうから決算審査意見書の中で、いわゆる短期と中期の事業を理念立ててつくりなさいと。それから、行財政運営については選択と集中をやっぱりかけたほうがよろしいかという旨の記述がございました。先ほど、事業評価やら地区懇談会でいろいろ村のほうにこうしてほしい、ああしてほしいというような要望がいっぱい集まってきているかと思えます。ただ、そうはいつでもあれこれできるわけでは当然ございません。やっぱりこのところは選択と集中、もしくは今までだめだったものは、もうそれはやめるというような形で新たな事業を着手するとか、そういうようなことを、めり張りのあることをやっていかないといけないのかなというふうに私は考えています。その辺のところをどういうふうに来年度に反映していただけるかどうかということをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

津滝議員おっしゃられることは当然のことだというふうに思っております。事業の選択と集中については、当然我々基本にしているのは、一般の人にご参加をいただいて検討していただく事務事業評価の結果も私は一つの大事な指標だと思っておりますし、各地区でお伺いをしての要望をお聞きすることも、その選択の大きな理由づけになろうかと思っております。

ただ、ことし回ってみて、一つの提案をいただきましたのは、ある地区で、もう行政に対してあれもやれ、これもやれという、とにかく要望を全部羅列する懇談会ではもうだめなんじゃないかと。やはり提案をするそれぞれの地区自身が、もっと主体的に本当にやってほしいことを選択をして行政に求めるべきではないかという、今までにない発言をいただきました。大変心強く思うと同時に、そうなればその責任は行政としては大変重いものになりますけれども、こうした状況の中では、めり張りをつけてという点から考えれば、そうした手法も大事なやり方の一つであるかなと、こんなふうには思っておりますので、ご指摘のことを十分考慮に入れながら、新年度予算には可能な限り反映をさせていきたいと、このように思っております。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ぜひそのような形でよろしくお願ひしたいと思います。

それで、5項目めの少子化、人口対策、もしくは若者の定着というところについて、もう少し質問していきたいというふうに思います。

皆さんのところに1回お配りした資料があるかと思うんですけども、こちらのほうは国立社会保障・人口問題研究所というところが国税調査をもとに算出した、全国の各市町村別に出したものでございます、人口推移です。その中に白馬村というのがございましたので、一応こんな形で資料として提出させていただきました。多分村のほうでもこういったものはお持ちだというふうに思いますけれども、5年ごとのスパンで2040年までこの村の人口の推移をこうなるだろうというふうに予想しているものであります。

これは男女の総計が出ておりまして、左側がごらんのように年齢をあらわしております。2010年が基準年ということになっているようでございます。数字はごらんいただくということで、裏のグラフのほうを見ていただきたいんですけども、特に私が心配しているというか、これ日本全国どこでもそうなんですけれども、もちろん子どもの数が少なくなって年寄りの数が多くなると。だから少子高齢化ということなんです、一番はこの上から2番目の15歳から65歳の四角くぼつ印になっている、このグラフでいくと一番上の部分になるんですけども、一番コアな世代というか、これを生産労働人口というふうに言うらしいですけども、いわゆる一番お金を稼いで税金を払っていただける世代というふうに解釈してよろしいかと思ひます。これが2013年からもう急勾配で、ほかのところのグラフを見るよりも明らかに落ちていくというような形です。ちょうど今2013年でございますので、2015年との間のところに来てい

ますが、大体昨今も同僚議員が聞いていたようなところに数字的なものが来ているのかなというふうに思います。例えば全体の人口なんかですと、白馬村は9,000人ぐらいというふうに言われていますけれども、大体9,000人というところに来ていますし、世帯数も大体予想したところにみんな来ているというようなことですので、あながちここで出てきた数字はうそではないだろうなというふうに考えています。村長もおっしゃっていましたが、一番お金を稼いで村を中心的に動かしていく世代の人たちが急激に2040年に向かって、今から約20年先になるわけですが、非常にこういうような形になっていくということは、今から何か対策を打たないと本当に大変なことになるかなと。

ちなみに、大町市とか小谷村なんかと同じようなこういうグラフがあるんですけど、白馬村ほど実は15歳から64歳のこの一番働いていただける人たちがこんなに下がるということはないんですね。何で白馬村だけがこんなに下がるのかなというふうに非常にちょっと不思議にも思ったりなんかするんですけど、ぜひこういうグラフを研究していただいて、何か対策をすぐに講じたほうがいいと。

例えば、小谷村なんかは、いろいろ定住対策、ご存じのようにやっております。村に住んでいただいたら、いろいろなポイントをつけて、それを村の中の家をつくったり何をしたりというようなところに使えるというようなことのようにですけども、定住対策ですが、これでも実際に新聞に載っていましたが、2件、3件程度しか使っていないというようなことで、小谷村だからということで私はないと思います。ですから、白馬村も観光産業で生きていく村ということで、ここで一番多いのは宿泊業になるわけですけども、このところを本当に支えていける形になっていくのかどうなのか。私は農業をやっていますけれども、農業はもう火を見るより明らかですね。こういう対策を講じないと農地が荒れていくということで、来年度からまたいろいろな対策も出てくるようでございますが、特に全体、どの課が担当するというのではなくて、これはどういうふうにこれから考えていくのかということ、具体的なことをちょっともし案があるようであれば、含めてお話をいただければと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

的を射た答弁になるか、ちょっと私も自信のないところでございますけれども、というのは、今、津滝議員がおっしゃられたように、この6,000人から3,500人くらいまで減ってきたこの状況は、30年近い時間をかけながら今日があるわけでありまして。したがって、よほど突発的なことがないと、これをもとへ戻すにはやはり少なくとも同じくらいな年月が必要になってこようかと、こんなふうにも思うところでございます。やはり一番大事なことは、地道に一步一步足元を築いていくことが何よりも大事なことで、こんなふうに思っております。

そういう思いを持つ中で、私は小谷村の定住対策、うまくいっているのかどうか小谷の村長さ

んにお聞きをいたしました。返ってきた言葉が、今、津滝議員おっしゃったように、いろいろやってみても簡単にはいかない。実際には現実には、今3件というお話がありましたが、2件が維持できるかどうか、大変心配だというようなことを言っておられました。規模は違い、それぞれの村の特性がありますから、一概に平均的な見方はできませんけれども、我々は我々としてこの白馬の持つ魅力というものに憧れて来ている、ここへ定住されてきた方も多いわけですので、その基盤は考えようによってはできるのではないかと、こんなふうに思っていますし、何よりも大事なことは、やはり自治組織の立ち上げの問題だとか、区に全部入っていただくというようなことがそのベースになるのではなかろうかと。

小谷村にお聞きしましたら、おらほうにはそんな人はいないというようなことを言っておられましたけれども、決して私は悲観することなく、そしてまた起死回生の対策ばかりを求めるのではなくて、この人口増加等については何としても定着をしてここで子どもを産んでもらえるという形をつくり出していかなければいけない。それに向かって地道な、私が言うのもちょっと僭越なところもあろうかと思えますけれども、公約に掲げましたお母さん方が安心して産める、そして施設に預けられる、そして働く場所があるという環境づくりが私はこれから観光振興とともに一番大事なことではないかなと、こんな思いを持っておりますので、議会の皆さんとも今後、これは一時的な話ではなくて、やっぱり将来構想としてじっくりとやっぱり考えていかなきゃいけないことだと思っておりますので、ぜひ皆さん方にもご協力をいただきたいと、こんなふう思うところであります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 来年度から、26年からいわゆる長期計画の構想、前段階を始めるというふうには他の議員さんの質問の中でお答えをしていたかと思えますけれども、ぜひそういうところに、もちろん課長会議等々で話はしていくんだと思うんですが、やっぱり全庁的に、人がやっぱりもとになって村というのは成立しているわけですから、こここのところをどうにかしていかないと村の将来は非常に危ういということの提言をさせていただきます。

それで、村長おっしゃっていましたが、定住の中でやっぱり企業を誘致していきたいというような話がございます、工場はちょっと無理かもしれないけれども、駅前にできたアウトドアのショップの話も例に例えながら、ああいったような企業を白馬にもう少し持ってこられたらどうなのかというような話がございます。具体的にそういう話があるかどうかは別として、ぜひそういったいわゆる工場ではない、観光にかかわるような、またはいろいろないわゆる白馬村の資源を十分活用できるような企業を誘致をし、なおかつ村のほうとはぜひ支援をしていくような体制をつくっていただきたいなというふうに思います。

それで、そういったものを誘致を何かしていく場合について、最近よく言われていることが、地域力の向上というような言い方をされています。地域力というのは、まずそこに住む人、人材

を言っています。もう一つは資源ですね。自然とか歴史とか文化とかそういうふうなものです。それから情報、それらをトータルして地域力というような言い方をしているそうでございます。もちろん、情報は発信力であったり、ストーリー性であったりというようなことになるかと思うんですけれども、こういうものが今、白馬村の中でうまく機能しているのかどうなのかということがやっぱり地域力になっていくし、それから先ほど言った企業を誘致していくという話に戻れば、これがあるところにやっぱりそういったメリットを求めてくるわけだと私は思いますので、この辺のところは、村長以外でもどなたでも構わないんですが、ちょっとどういうふうを考えているかお伺いしたいというふうに思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 地域力については津滝議員おっしゃられるとおりでありますし、観光局のほうでも観光が基幹産業という観点から、地域力を生かす中で人材育成、これも大変大きな力になります。それで、この養成についても長い時間も必要になるわけでありましてけれども、議員言われたことはもうもっともなことだと思っておりますし、観光局の方針の中では今おっしゃられたようなことも包含しながら取り組みをしているところもありますので、ぜひまた長い目で見ていただくとともに、いいご提言があればしていただければと、こんなふうに思います。

以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 昔は人、物、金というような話があって、それにプラス情報というような形なんですけれども、今、地域の話はそういうようなことで、人材、能力、やる気がある人、またはネットワークというようなことになるかと思うんですけれども、ぜひ地域力を上げるようなことを26年度予算のほうに反映できるようにお考えをいただきたいというふうに思います。

最後になるかと思えます。非常に白馬村、下水道問題ですとか滞納税問題でよい話題は全くないような状況でございます。閉塞感、脱力感が庁内外に蔓延しているというようなこともございますが、身近な庁内の中から、そう大きな予算をかけないような形でアイデアや知恵を出して、ここは知恵の勝負だと僕は思っていますので、出して、話題をつくって外に発信していくと。

常々、自分は村づくりは人づくりだというふうに思っております。ここの役場の中に入って私はずいぶん時間しか見てはいませんが、今の職員を見ていると、非常に夢があるのかどうなのか、目標もあるのかどうなのか、淡々と日々の業務をこなしているだけで、これは村民益にかなっているとは非常に言えないような状況なのかなというふうに思います。これは本当にゆゆしき事態だなというふうに思っているところであって、将来ぜひ職員をもう少し活力ある職員にしていただくということが大事なというふうに考えております。

まずはやる気のある若手職員を募って、特にさっき言ったITによる情報発信というのは非常に若い人たちはたけておりますので、そういったことで行政サービスのあり方や庁内改革のアイ

デアをぜひまとめるようなプロジェクトをつくっていただくということをご提案したいというふうに思います。また、理事者の皆さんや課長さんたちには、ぜひ職員の能力とモチベーションを下げないような体制づくりをお考えいただきたいなど。特に26年度以降、そういう予算編成、これから大事なことになっていくかと思しますので、そんなことを一つ要望して私の最後の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

まず最初に、またおわびになりますけれども、下水道問題では大変ご迷惑をおかけし、行政に対する信用を大きく失墜をしてしまったこと、このおわびはもう何回となくしたところでございます。地域役員懇談会に行っても、一応おわびをしながら説明をしてきたところでありますけれども、地域の方々からは、所によってはいつまでこの問題を引きずっているんだと、早く再発防止の対策を講じながら、今後の行政の取り組みへ力を注いでほしいということと言われておりますし、職員自体も正直申し上げて、この下水道問題で大変モチベーションが下がったというふうには私は思っておりますし、そうありなんという思いもしております。

しかし、これで職員がモチベーションを下げっ放しでいることは決してないと思っておりますし、新しいやはり思いを語る職員も出てきておりますので、そう悲観的にならず、いい方向に向かってくれるものと、こんな期待もしているところであります。ややもしますと、今までの職員構成等で職員に大変な負担がかかっていた部分もあります。そうしたことも解消しながら、職員の資質の向上、そしてマンネリ化を防ぐためにも、何らかの手を打たなければいけないということで組合の皆さん方と相談をする中で、ことしは思い切って村外からの募集も可能とするような試験制度を取り入れて、現実問題としては村外の方の職員になる方も出てこようかと、こんなふうに思っておりますが、1つを解決すればいいのではなくて、議員おっしゃられるようなところを1つずつ解決していく一つの方策ではありますけれども、ご指摘の趣旨に沿った取り組みは進めているつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。

第2番（津滝俊幸君） あと議長何分ありますか。

議長（横田孝穂君） あと4分です。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） すみません、今の答弁の中で、若手職員によるいろいろな行政改革等々のアイデアをまとめるような、いわゆるそんなようなチームをつくるお考えはないかどうか、それを最後の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 庁内挙げて一つの組織をつくっているわけではありませんけれども、私は個人的ではありますが、それぞれの層を区切って、今、津滝議員が言われたような方法につ

いての意見交換をずっとやってきてはおります。そうしたのも事実私としては反映もしているつもりでありますけれども、今後もそうした取り組みは続けていきたいと、こんなふうには思っております。

以上です。

議長（横田孝穂君） 津滝議員、質問はありませんか。

第2番（津滝俊幸君） ありがとうございます。

議長（横田孝穂君） 質問がありませんので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あすから12月19日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり委員会等を行い、12月20日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、あすから12月19日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり委員会を行い、12月20日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時14分

平成25年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成25年12月20日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成25年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成25年12月20日（金）

（第4日目）

追加日程

- 日程第 2 議案第73号 財産の貸付について
- 日程第 3 議案第74号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 発議第 3号 特定秘密保護法の施行に関する意見書
- 日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 7 議員派遣について

平成25年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成25年12月20日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の議決

2) 追加議案審議

議案第73号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第74号（村長提出議案）、説明、質疑、討論、採決

発議第3号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成25年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（横田孝穂君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長から審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第68号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長から報告を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 平成25年第4回白馬村議会定例会の総務社会委員会審査報告をいたします。

本定例会において総務社会委員会に付託された案件は、議案5件であります。

総務課関係ですが、議案第65号 北アルプス広域連合規約の変更についてであります。

概要は、北アルプス広域連合業務の根拠となる法律が改正されたことにより規約の変更が必要であるためであります。

質疑、討論はなく、議案第65号 北アルプス広域連合規約の変更については委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

議案第66号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてであります。

概要は、この12月運用開始予定の電気自動車用充電器について、これは道の駅に設置されるものでありますけれども、その使用料徴収に関することを定め、充電1回当たりの使用料を500円とするものであります。

質疑に入り、充電器の電源はとの質疑があり、基本料金の安い25キロワットクラスで、一般家庭で使用する動力電源200ボルト単相を使用するとの答弁がありました。

将来使用料を値上げする場合、その都度議会に諮るのかの質疑に対し、そのようになるとの答弁がありました。

討論はなく、議案第66号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例については委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、住民課関係であります。

議案第67号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。概要は、国税、地方税の延滞金の割合は現在の金利状況に合わせ引き下げる改正が行われ、来年1月1日より施行される後期高齢者医療保険料延滞金についても、国税、地方税と同額とすることが適当であるため、同様の改正を行うものであります。

質疑、討論はなく、議案第67号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第68号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第5号）についてであります。

概要は、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,120万4,000円とするものであります。

総務課関係でありますけれども、冒頭、行政側から、安倍政権が誕生し経済対策として地域の元気臨時交付金が12月1日に交付決定をされ、今回の補正に計上した。金額は7,539万3,000円で、白馬村の充当先事業は、1つ、地域用水環境整備事業、これは小水力発電であります。2つ目、道路改良起債事業、3つ目、社会福祉施設事業、これは岳の湯のデイサービスセンター、それから4つ目として、北アルプス広域負担金との説明がありました。

2款1項2目の財産管理費94万1,000円の増額は、燃料の高騰により不足が見込まれるためであります。

2款1項6目企画費のうち企画一般事業32万3,000円の増額は、外国人向けのガイドブック作成費であり、次に情報化対策事業234万9,000円の増額は、村のネットワークシステムは広域で一体化されていてサーバーは大町市にあるものであります。その先のLGWAN、国・県のネットワークでありますけれども、そちらの負担金で5年間一括の負担金であります。

コミュニティ推進事業41万円の増額は、行政区の皆様から防犯灯設置などの強い要望によるものであります。

8款1項1目非常消防事業149万5,000円の増額は、土砂災害の警戒と大北ポンプ操法大会にチーム参加によりかかった費用であります。

質疑に入り、外国人向けのガイドブックは何冊の予定かとの質疑があり、1,000部との答弁がありました。

次に、教育関係でありますけれども、2款7項3目スポーツ事業振興費150万円の増額は、長野県スキー大会週間の負担金であります。ことしは白馬村で行われます。

9款1項2目事務局費、学校環境整備事業147万円の増額は、共同調理場の空調設備修理であります。

9款2項1目の学校管理費、北小学校管理事業修繕費40万5,000円の増額は、パソコンのハードディスクのディスクデータ復旧とFFストーブの修繕であります。

9款5項2目体育施設費、体育施設維持管理事業北部グラウンド購入費92万4,000円の増額は、グラウンド内に民地が残っていたためであります。

質疑に入り、情報教育環境整備事業とはとの質疑に対し、中学校パソコン教室のパソコンとソフトウェアの更新時期が来たため内容を一新した事業で、5年契約で850万円ほどの答弁がありました。

健康福祉課関係であります。

3款1項2目老人福祉事業212万8,000円の増額は、短期宿泊措置費として10月から3月までの鹿島荘入所2名分の費用であります。

3款1項5目介護保険費、予防給付ケアマネジメント委託料は、包括支援センターのケアマネージャー退職により、白嶺のケアマネージャーに委託するものであります。

3款2項2目子育て支援費電算委託料350万円の増額は、平成27年4月から施行される子ども・子育て支援制度に伴うシステム改修に係る費用であります。

質疑に入り、ケアマネージャーが退職されるが、その後どうされるのかの質疑に対し、社会福祉協議会で募集をしているので、4月からつくという答弁がありました。

住民課関係であります。給与関係の補正のみで、質疑はありませんでした。

次に、税務課であります。

2款2項2目賦課徴収費、普通旅費25万2,000円の増額は、県外捜査2件分、それから土地鑑定評価委託料200万円の増額は20筆分であります。

弁護士相談委託料15万8,000円の増額は、15回分であります。

質疑に入り、税務課職員が1名退職しているが徴収業務は大丈夫か、増員して対応すべきとの質疑があり、大きな滞納額を抱えているので、毎年要望はしているとの答弁がありました。

議案第68号の採決に入り、討論はなく、議案第68号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第5号）、総務社会委員会所管事項は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第69号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてであります。

概要は、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,240万6,000円とするものであります。

1款2項1目賦課徴収費102万1,000円の増額は、相続人がいない差し押さえ財産を処

分するため、相続財産管理人の選任を裁判所に申し立てるためにあらかじめ納める金額100万円と、申し立てをする際の弁護士相談料2万1,000円であります。

質疑に入り、100万円は戻ってくるのかという質疑があり、相続財産処分した時点で清算をし、100万円を超えると戻ってくるが、100万円を下回ると予納金のほうから清算をし、残りが返ってくるとの答弁がありました。

討論はなく、議案第69号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第65号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第65号 北アルプス広域連合規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第66号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第66号は可決されました。

議案第67号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第67号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第69号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第69号は可決されました。

続いて、産業経済委員長から報告を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

産業経済委員長（篠崎久美子君） それでは、ただいまより平成25年第4回議会定例会、産業経済委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業経済委員会に付託されました案件は、議案第68号についての所管事項、第70号、71号、72号の4件、陳情は、第5号の1件でございます。

付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過とその結果についてご報告をいたします。

議案第68号は、白馬村一般会計補正予算（第3号）の所管事項です。

これは、歳入歳出にそれぞれ84万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ48億2,120万4,000円とするものです。

この議案については、課ごとにご報告をいたします。

まず、審査に先立ち総務課財政係から、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元金臨時交付金についての説明がありました。

最初に、農政課関係です。

主なものとして、5款農林業費1項農業費3目農業振興費で、白馬産米からことしカドミウムが基準値を超えて検出された圃場が1カ所あったため、その後の追加調査費として6万8,000円、農地集積事業が1件増加になったため、農地集積協力金として49万2,000円、水田圃場の区画拡大に対する農業基盤整備促進事業補助金として39万円のそれぞれ増額補正です。

5款1項4目農地費では、10月の台風により被害を受けた取水口などの改修工事に対し、村単土地改良事業費として50万円の増額、5款2項林業費1目林業振興費では、スノーハープ周辺の森林緩衝帯整備事業を自主事業から補助事業への組み替えとして150万円を減額し、新たに補助金として51万円を増額。有害鳥獣被害対策として実施隊員報酬に70万6,000円、

猟友会新規加入者への補助金である有害鳥獣駆除従事者補助金に20万円の増額などです。

また、財源について説明があり、奈良井事業や小水力発電事業が今回の国の臨時交付金の対象となったため、起債を取りやめ財源を振り替えることとし、林道細野線については観光的要素が強いということから、話し合いにより地元負担を村道並みにすることとしたため、地元負担を減額し、その不足分を起債により振り替えることとしています。

平成25年に農地集積協力金の対象となった離農者の件数についての質疑があり、地域全体の離農者は把握していないが、この交付金の対象者は6名であるということでした。

水田圃場拡大についての農業基盤整備促進事業補助金の周知の方法についての質疑があり、今年度は告知期間が短かったことから、農業法人や認定農業者のみへの告知だったということでした。面積要件などの条件があり一般農業者では対応しづらい部分もあるが、来年度以降継続の可能性があるため、その際には農家組合等も通じて告知をしていきたいと思うということでした。

続きまして、建設課関係です。

主なものとして、7款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費で、道路拡張起債事業で森上と落倉の工事予定地の土地の確保が難しいということで工事を中止する部分があり、400万円の減額。

また、森上と八方の工事箇所費用確定したためと、地権者不明で用地交渉ができないことなどから、用地費が749万5,000円、補償費が50万円のそれぞれ減額。村道の未登記の部分3カ所、これは村営住宅横、岩岳、和田野の測量に83万3,000円の増額、これについては測量が終了次第に寄附採納を受けるものということでした。

また、内山地区の路肩補修該当地区の用地交渉がずれ込み冬期工事ができないことから200万円を減額。また、白馬駅東側村道の国調が終了し、一部民地を買収することから93万9,000円の増額であります。

7款3項河川費1目河川総務費で、昨年、姫川砂防50周年記念として松川左岸に記念植樹された桜のうち、枯れたもの約30本の植えかえに105万円の増額です。

村道の未登記部分と税金の関係の質疑があり、まずは村道敷の面積を確定しないと減免ができないので、測量後に固定資産税の措置に移るという説明がありました。

また、地権者が不明のところのある落倉の村道工事の進め方について質疑があり、道路設計は平成24年に完了しており、平成24年、25年に地権者への確認作業をしていたが、地権者が見つからない部分は境界が確定できず用地交渉ができていないので、確定できる部分の改良を先に進めていきたいという答弁がありました。

中止とした森上地区村道工事の今後の予算化について質疑があり、次年度に続けて予算化をしていきたいとの答弁がありました。

次に、観光課関係です。

主なものとして、6款観光商工費1項観光費2目観光施設整備費では、駅前案内所の無料休憩所の冬期間の開設費用として、暖房燃料費に54万9,000円、凍結防止帯修繕費に11万3,000円、12月21日から3月30日の開設期間のおよそ100日間の営業の委託料としてアルプスの会に52万8,000円、ストーブ購入費に5万8,000円のそれぞれ増額です。

参考として、この夏に開設した無料休憩所の実績は、7月が1,851名、8月3,393名で、お客様の評判も大変よく、地元住民によるアルプスの会さんも意欲的に取り組んでくださっていたという報告を受けました。

6款1項3目観光宣伝振興費では、26年度から2年間で策定する予定の観光振興計画、白馬村観光地経営計画の事前段階として行う住民意識アンケート調査の費用として、返信用封筒に1万7,000円、回収後の入力業務に60万4,000円のそれぞれ増額です。

アンケートは2,000名に行い、回収率は75%から25%を見込んでの予算金額ということでした。この25%という数字は、クロス集計に耐えられるという意味の最少の割合ということでした。

6款1項5目観光特産費では、道の駅白馬敷地内にある振興公社事務所の水場の工事による下水道接続費として45万4,000円の増額です。

アンケート結果の委託先についての質疑があり、入札で決定する予定ということでした。

また、対象者についての質疑があり、20歳代から70歳代の住民を対象に地区別、年代別に分けた上で無作為抽出をし、2,000名に来年1月下旬をめどに実施したいということでありました。アンケートの質問事項は担当課で作成するということです。

駅前案内所の開設目的や体制についての質疑があり、1日2名体制を基本とし、繁忙期は3名体制とする予定で、開設目的は特にスキーなどに限定するものではなく、どなたにも寄ってもらえる無料休憩所サービスであるということでした。

委員からは、各スキー場や冬のイベント案内もぜひ積極的に対応してもらいたいという意見がありました。

最後に、上下水道課関係です。

4款衛生費1項保健衛生費1目環境衛生費で合併浄化槽整備への補助金として30万円の増額です。今年度に入ってから浄化槽の設置状況について質疑があり、32件ということでした。

以上で各課の議案第68号の所管事項についての審査は終結をいたしまして、討論はなく、採決の結果、議案第68号の所管事項につきましては委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第70号は、平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

歳入歳出予算総額にそれぞれ80万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億1,878万円とするものです。

下水道受益者負担金調査や事務改善報告書作成に係る職員の時間外勤務手当50万円の増額と、浄化センターの汚泥脱水機を大型のものに切りかえたことによる電気料金不足分30万円の増額で、財源は前年度繰越金を充てるものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第70号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第71号は、平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算総額にそれぞれ30万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,482万2,000円とするものです。

主なものとしては、東部処理場の光熱費の不足分30万円の増額で、財源として繰越金を充てるものです。

討論はなく、採決の結果、議案第71号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第72号は、平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）です。

落倉など2カ所での漏水などによる送水ポンプ使用料の増加のため、不足した電気料金65万円を増額するものと、地方公営企業法に基づく会計基準の見直しにより、職員手当30万円を資本的支出から収益的支出に組み替えるものです。

討論はなく、採決の結果、議案第72号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情についての審査結果を申し上げます。

陳情第5号は、受理年月日平成25年11月1日。

提出者が白馬村商工会会長、杉山茂実氏による、元気な地域づくりに関する陳情書で、内容として9項目の陳情事項があるものです。

これにつきましては、まず、参考人として提出者である白馬商工会から杉山会長、松澤事務局長の2名においでをいただき、説明と意見を伺いました。

それによりますと、平成10年には720名であった商工会会員が現在は580名、約20%の減となっており、この状況に商工会として危機感を持っている。経営改善を急務として、この陳情をするに至ったということでありました。

旅館、民宿関係ではお客様が少なく、なかなか税金も払えず、設備の更新もできないなどの状況である。まずは集客をするために、特に人口密集地である首都圏において白馬の知名度を上げて観光を活性化することが必要と考えている。

また、収入のない中、会員においては施設の固定資産税や国民健康保険税の重税感が増していることから、これらの軽減を図ってほしいこと、商工事業者育成に関する施策が特に見られない

ので、特に小規模事業者経営改善資金融資制度、いわゆるマル経融資制度への利子補助を施策として実現してほしい。これらによって一つ一つの事業者が強くなることで、村の活性化にもつながると考えているという説明がありました。また、来年4月からの消費税増税の影響による経営圧迫を軽減するための施策や、外国人対策の推進なども必要であると考えているということでした。

委員からは、マル経融資制度の利子補助についての質疑があり、これは1,500万円までを商工会長の推薦で借りられる資金であり、中小事業者には借りやすい制度である。県内では、何らかの中小事業者育成のための施策がなされている自治体が多く、今回特に村に希望している事項であるということでした。

融資実績について質疑があり、去年は18件、1億4,600万円が融資されているということでした。

また、白馬の知名度アップの具体的な考え方について質疑があり、トップセールスが重要であり、また、従来どおりの観光施策ではなく観光のニーズを把握して、その根拠をもって観光施策を考えてほしいと思っているということでした。

商工業者ばかりではなく、住民の公平性という観点からは今回の陳情の提出をどのように考えているかという質疑があり、まず商工業者が元気を出さなければいけないという思いで陳情を提出しているということでした。

固定資産税の減免について、減免幅が30%から50%、期間を3年から5年としているその根拠について質疑があり、陳情者としても本当に効果が出るかという不安な部分もあるが、この期間については、村が何らかの施策を打った場合に効果が出てくると思われる適当な期間であり、減免幅については、災害による減免幅や農作物被害による減免幅などを参考にして組み立てたというものでした。

人材育成として求めている助成措置の具体的なものを想定しているか質疑があり、ほかからは白馬では商売ができないと言われている。短期間で起業しやすい措置として、空き家利用者や運転資金などへの助成をすることで、起業を志す若者や新たな商工事業者を育ててほしいと思うということでした。

新規事業者数について質疑があり、新規事業などの相談件数は今年度に入って五、六件あり、村外の方も多いいということでした。

ここで参考人の方には退出をしていただきました。

その後の審査の様子です。

委員からは、要望事項は項目出しをされているが、全体的に捉えて考えたいという意見がありました。

また、中身的に疑問に思うところもあるが総論的には賛成であり、的確な施策を打ってほしい

ものだと理解する。陳情の中には、商工業者にだけ限ってというものではないところもあるという意見がありました。

法的に可能であるかということについて執行部側に参考意見を求めたところ、固定資産税の減免については、現在の減免制度は対象範囲が限定されており、経済不況によつての減免は対象となっていないので、実施するとすれば条例整備も必要になってくる。

そのほか、国保税の4方式から3方式への変更については、国保運営審議会の中で検討すると聞いている。滞納者への行政サービスの制限については、扶助費を除いては公金を滞納者に出していいのかという問題もある。また、今回の灯油の値上がりはアベノミクスの成長戦略の結果であるので、補助は難しいと考える。

外国人対策は、措置を講じるようになってきており、今後もしていかなければならない部分と考えるという参考意見がありました。

そのほか特に執行部側から、固定資産税を下げることは村にとっては貴重な自主財源が減ることにもなる。国保税は実情に合わせた取り組みが可能であると思われる。マル経融資制度への利子補給は検討はしていかなければならないことと考へている。人材育成として新規創業者への補助などについては、村の方針として力を入れたいと考へるなどの参考意見が出されました。

できるところとできないところを分けながら、可能な限り応援できるところはしていきたいと考へているということでした。

委員からは、マル経融資制度の利子補助については、他の自治体では行っているところが多くあり、実施可能ではないかと思われる。積極的な予算化を図ってはどうかと思う。しかし、消費税増税への補填については実現は難しく、それらから全部採択ではなく一部採択にせざるを得ないのではないかという意見も出されていきました。

討論に入り、要望事項の内容を分けて一部採択にするべきではないかという討論がありました。

ほかに討論はなく、全体の審査の内容からも判断をして、一部採択について採決をしたところ、委員長を除く委員多数の賛成により一部採択すべきものと決定をいたしました。

以上、産業経済委員会の委員長報告といたします。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第70号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第70号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計

補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第71号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第72号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は一部採択です。陳情第5号 元気な地域づくりに関する陳情書の件は、委員長報告のとおり一部採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、陳情第5号は一部採択とすることに決定いたしました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第68号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第68号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第5号)は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から議案提出の申し出並びに議員発議の申し出がありました。また、各常任委員長から閉会中の所管事務調査の申し出及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案等を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案等を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局から資料を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長(横田孝穂君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 配付漏れなしと認めます。

これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第2 議案第73号及び日程第3 議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し質疑、討論、採決をしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第73号及び議案第74号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第73号及び議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、議案第73号及び議案第74号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

△日程第2 議案第73号 財産の貸付について

議長(横田孝穂君) 日程第2 議案第73号 財産の貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長(平林 豊君) 議案第73号 財産の貸付についてご説明いたします。

財産の貸付について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるも

のであります。

別紙をごらんください。

貸し付け目的は、会社の社員研修施設及び事務所等に使用するため、貸し付け財産の土地につきましては、白馬村大字北城字平川入3475番1、423平方メートル、同3475番イ、571平方メートル、同3476番、707平方メートル、合計面積1,701平方メートルで、実測面積ですと2,349.6平方メートルになります。

建築物については、木造一部2階建てが2棟、木造平屋建てが2棟で、計4棟であります。

貸し付け相手方は、東京都港区赤坂ヤフー株式会社であり、貸し付け料は、地域の課題解決や地域活性化に資する地域貢献活動による支援を考慮し、年額43万円と設定しました。

貸し付け期間は、契約締結日から3年間であります。

説明は以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第73号 財産の貸付については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第74号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（横田孝穂君） 日程第3 議案第74号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治君） 議案第74号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,078万円とするものでございます。

これにつきましては、県によって社会資本整備交付金の通常分が追加配分されたため、浄化センター長寿命化事業における耐震化診断調査委託業務を平成26年度の前倒しとして発注するも

のでございます。

5ページの歳入明細をごらんください。

2款使用料及び手数料1目下水道使用料、使用料過年分が299万7,000円の増額。

3款国庫支出金1目下水道費国庫補助金、社会資本整備交付金が600万円の増額で、5款繰越金、前年度繰越金が300万3,000円の増額でございます。

6ページの歳出明細をごらんください。

1款下水道費2項下水道建設費、浄化センター更新事業の浄化センター耐震化診断調査委託料を1,200万円とするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第74号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議の審議に入ります。

△日程第4 発議第3号 特定秘密保護法の施行に関する意見書

議長（横田孝穂君） 日程第4 発議第3号 特定秘密保護法の施行に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第11番北澤禎二郎議員。

第11番（北澤禎二郎君） 発議第3号 特定秘密保護法の施行に関する意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙「特定秘密保護法の施行に関する意見書」を、国会（衆議院議長・参議院議長）及び関係行政庁（内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・外務大臣・国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣（特定秘密保護法））に提出する。

平成25年12月20日 提出

提出者 白馬村議会議員 北澤禎二郎

賛成者 白馬村議会議員 津滝俊幸、松本喜美人、太田正治、太田伸子、篠崎久美子、太田修、

田中榮一、太谷正治

続きまして、意見書の朗読をいたします。

特定秘密保護法の施行に関する意見書。

政府は、特定秘密の保護に関する法律案を臨時国会に提出し、12月6日に参議院で可決決定されました。

この法律では、秘密保護の対象になり、情報の漏えいに対して罰則等が課せられる特定秘密について、防衛に関する事項、外交に関する事項、特定有害活動の防止に関する事項、テロリズムの防止に関する事項が掲げられています。

しかし、その指定については、これらの情報を管理している行政機関の長に権限がゆだねられていて、長の判断で軍事や外交にかかわる情報や、政府や警察等の不正に関する情報等の重要な情報が特定秘密に指定され、隠ぺいされる危険を含んでいます。

また、国民の生活に重要な意味を持つ事項も特定秘密に指定される恐れがあり、これらの情報が特定秘密に指定されることにより、取材活動や内部からの情報発信が処罰の対象になれば、国民は生活にかかわる重要な情報さえも知るができなくなります。

さらに、特定秘密の指定や解除などを点検するチェック機能を有する機関が法律に基づいて設置され、または施行されるまでに設置されるということですが、内閣に対する位置付けが明確でなかったり、内閣官房や内閣府等政府の中に位置付けられていて、公平・独立性が完全に保存されているとは考えられないので、チェック機能が働かないという危うい状況に陥る可能性を含んでいます。

以上のことから、施行されるまでの間に国民の理解を得られる政府から独立した監視機構を設立するなどして、言論の自由や知る権利など、憲法が国民に保障する基本的人権と自由及び権利を侵害することのないように、また民主主義の根幹を破壊する恐れがないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上であります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、原案に反対の方の討論をお願いいたします。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番、加藤亮輔。

発議第3号 特定秘密保護法の施行に関する意見書は、国民の知る権利に制限を加えることや、生活に重要な事柄を秘密にすること、また、基本的人権、民主主義の破壊のおそれなどを指摘し

ています。しかし、運用の仕方では解決を図ろうと述べていることです。

私は、多くの国民が不安に感じている問題はこの法律がある以上解決できないと考えます。

この法の条文には、特定秘密の指定事項を4分野、外交、防衛、スパイ活動の防止、テロ活動としていますが、先日の自民党幹事長のデモの大声もテロのようなものだと発言したように、国民の意思を示すデモさえも特定秘密に加えるなど、行政機関の長の恣意的な判断で範囲が拡大できます。

また、都合の悪い情報は半永久的に隠すことも可能です。同時に、この法は、漏らした公務員を初め取材活動や市民団体による調査などの行為まで処罰の対象となる。しかも、最高で10年の懲役という厳罰です。また、特定秘密を扱う本人やその家族、親戚、友人に対する警察などの行政機関による適正評価の実施は、思想調査を含む身辺調査が行われ、国による重大なプライバシーの侵害であると同時に国民を監視する息苦しい社会になる危険性があります。

以上のように、主権者である国民に秘密をつくり知る権利を侵すのは、憲法と民主主義に反します。国家の情報は、国民のもの、国民の目から情報を隠し、国民を監視する特定秘密保護法は廃案にするしかないと考えます。

以上の考えから意見書には反対します。

議長（横田孝穂君） 次に、原案に賛成の方の討論をお願いいたします。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 第8番、太田修です。

特定秘密保護法の施行によりまして、それにかかわる意見書の提出に賛成の立場から討論をさせていただきます。

特定秘密保護法は、この12月6日に参議院を通過し成立した法律であります。

ご存じのとおり、第1条の目的にあるように、国際情勢の複雑化に伴い、日本と日本国民の安全の確保に関する重要性が情報機器の発達によりますます増大し、その情報機器の発達による高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴って、その漏えいの危険性が懸念されております。

日本の安全保障に関する情報のうち、特に秘密にしなければならない必要性のあるものについて保護する体制を確立し、さらには特定秘密の制定、取り扱い者の制限をすることの必要事項などを定めることにより秘密の漏えいを防止することを図るものであります。こうすることで日本と日本国民の安全を確保することになるということを目的として立法されたものであります。

私たちは日常生活を安全に安心して暮らせるには、直接身の回りに接することで可能になるわけではなく、外交などふだんとは接することのできない環境があつて、初めて安全に安心して暮らせるものであります。ある程度の情報に関する規定であつては当然だと考えます。

ただし、憲法の個人に与えられた自由の権利をこそぎ取るようなことなく、また民主主義の根幹をなす事柄については保障するための機関を設置して機能していくことが非常に重要であると考えます。それは、法律の執行機関を外に設置して客観的に見ることが出来る機能が必要である

と思います。

よって、私は意見書の提出に対し賛成する立場から討論をさせていただきました。

以上です。

議長（横田孝穂君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 特定秘密保護法の施行に関する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（横田孝穂君） 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（横田孝穂君） 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議員派遣について

議長（横田孝穂君） 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

これで、本定例会第4日目の議事日程は終了いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、太田村長から挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成25年第4回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月10日に開会して以来、本日まで11日間にわたり、平成25年度一般会計補正予算(第5号)を初め、提出をいたしました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、今シーズンは降雪に恵まれ、一部のスキー場が11月下旬にオープンをいたしました。その後、降雪量がなく心配をしていたところではありますが、先週末から北海道の上空に数年に一度あるかないかの氷点下4.4度以下の強い寒気が入り、北海道や東北、北陸では大雪となりました。本村でもある程度まとまった降雪がありましたけれども、昨日から雨によりまだまだ不足している状況であります。今後は順調な降雪により、多くのスキーヤーでにぎわい、活気あふれるシーズンになることを願っております。

本定例会で議員の皆様からさまざまなご意見、ご提言をいただきましたし、各地域役員懇談会でも多岐にわたりご要望をいただいております。それらのご意見等を十分にしんしゃくし、また中長期的な展望に立ちつつも直ちに取り組まなければならない事業も山積をしておりますので、選択と集中の意識を強く打ち出し、活力とにぎわいあふれる施策を盛り込んだ平成26年度予算編成にしたいと考えております。

また、村民生活に大きな影響を与えます消費税の取り扱いにつきましては、既に国は来年4月1日からの現行の5%を8%にアップすることを決定しておりますので、村といたしましても一般質問でお答えをしましたように、上下水道料金は消費税アップを反映させた料金設定を行うべく条例改正の進捗を進めてまいります。そのほかの利用料金等につきましては、早急に対応を決定し、村民の皆様には十分な告知期間を設けてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

寒さ厳しい折、議員の皆様におかれましては健康にご留意をされ、ますますのご活躍と輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

議長（横田孝穂君） 以上をもちまして、平成25年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時05分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月20日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員

